

資料集の内容

かわさき市民オンブズマン第6回定例総会	1
市3セク・KCTに“照準”『法的整理目指す』（東京新聞2年5月12日）	1
KCT支援の使用料減免 月内に住民監査請求（神奈川新聞2年5月12日）	1
KCT関係資料	2～29
KCTの港湾施設使用料「市長は減免額返還を」（読売新聞2年5月24日）	2
オンブズマンが意見陳述「犯罪的な無駄遣い」（読売新聞2年6月21日）	3
施設利用料減免額返還請求 賛否割れ不勧告（読売新聞2年7月19日）	3
監査公表（川崎市公報号外第17号）	4
あなたも監査請求をしてみませんか（チラシ）	9
全国初 市民オンブズマンが法的整理求める監査請求（東京新聞2年12月25日）	10
外部監査が相当 市監査委員が市長に通知（東京新聞2年12月28日）	10
KCTの整理求める住民監査で意見陳述（読売新聞3年2月11日）	11
市監査委員 KCT「実質破綻」 再建策を促す（朝日新聞3年3月20日）	11
KCT整理の監査請求棄却 住民訴訟の手続きへ（東京新聞3年3月20日）	11
監査公表（川崎市公報号外第9号）	12
赤字3セク存否巡り住民提訴 同種の訴訟は全国初（読売新聞3年4月1日）	23
KCT会社整理の住民訴訟の提訴にあたって	24
訴状	26
北部医療施設談合問題	30～55
「北部医療施設」で談合情報 業者を聴取へ（読売新聞2年8月17日）	30
「談合情報」に関する申入書	31
北部医療施設を巡る談合情報 市、3工事の入札中止（読売新聞2年8月20日）	33
談合疑惑情報で業者に事情聴く（朝日新聞2年8月21日）	33
談合情報で来月5日に再公告（毎日新聞2年8月30日）	33
公告（川崎市公報号外第13号、第21号）	34
情報通りのJV落札 市、公取・県警に報告へ（読売新聞2年10月10日）	38
競争入札執行状況表	39
市北部医療施設の談合問題 オンブズマン監査請求へ（読売新聞2年11月20日）	40
刑事告訴も含め住民監査請求（読売新聞2年11月26日）	40
市の調査不十分と批判—オンブズマン意見陳述—（読売新聞2年12月19日）	40
監査公表（川崎市公報第1380号）	41
市長への申入書	48
入札制度改善に関する提言	49
北部医療施設建設の談合疑惑「市は調査法改善を」（朝日新聞3年1月24日）	52

住民監査請求を棄却『市の損害断定できず』（東京新聞 3 年 1 月 24 日） 52
市長・市議会議員・市議会各会派への申入書 53

塩漬け土地問題.....56
2 保養所整備を中止 初の観直し、跡地問題残る（朝日新聞 2 年 11 月 27 日） 56
請願の審査結果について（通知） 56

原状回復請求事件関係.....57～65
怠る事実の監査請求（神奈川新聞 2 年 5 月 24 日） 57
汚職に絡む市有地再取得請求は棄却（読売新聞 2 年 7 月 19 日） 57
贈収賄事件に絡んだ土地 川崎市は買い戻しを（神奈川新聞 2 年 8 月 16 日） 57
監査公表（川崎市公報号外第 17 号） 58
訴状 62

弁護士費用請求事件関係.....66～76
市に 600 万円の支払い命令（毎日新聞 2 年 11 月 8 日） 66
弁護士報酬訴訟 川崎市が控訴（神奈川新聞 2 年 11 月 20 日） 66
原告と被告取り違え 市が控訴審でも敗訴（神奈川新聞 3 年 4 月 26 日） 66
一審判決 67
控訴審判決 73
控訴審判決更正決定 76

政令指定都市総合ランキング（情報公開度）77

かわさき市民オンブズマン活動の記録.....78～79

かわさき市民オンブズマン総会

市3セク・KCTに「照準」

『法的整理目指す』

「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)は十一日、川崎市中原区新丸子東の市中小企業婦人会館で本年度総会を開いた。出席した約三十人の会員らは活動方針として市出資の第三セクターにメス

を入れることに同意。特に経営状況の悪い「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)は法的整理に持ち込む執行部案を了承した。KCTは約五十億円の赤字を抱え、市が港湾施設使用料減免の支援措置を講じている問題児。市の港湾関連出資法人検討委員会が昨年十一月に「存廃を含めた検討が必要」と答申するほどの経営状況だが、今年二月の臨時取締役で会社の存続が決定。四月には新体制が発足している。

調報告。経営見通しがあまりに楽観的で現在は普通の企業なら倒産している状態。撤退の機を逃していると思えない」と市の姿勢を批判した。続いて篠原代表幹事が「まず使用料減免措置の差し止めを求める監査請求を今月中に行う。訴えが棄却されれば、高橋清・前市長を相手取って減免分の損害賠償請求を起こす」と愚誓した。

篠原氏はさらに「損害請求とは別に、市長が裁判所にKCTの更生手続き開始の申し立てを行わないのは違法であるとの趣旨で裁判を起こし、なんとか法的整理に持ち込みたい」と述べた。KCTをめぐる法的活動の今後のスケジュールは、同オンブズマンの幹事会などで調整を図る。

かわさき市民オンブズマン

KCT支援の使用料減免

月内に住民監査請求

市民団体・かわさき市民オンブズマン(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)は十一日、川崎市が一九九八年度以降、第三セクターのかわさき港コンテナターミナル

(KCT)の支援策として締めてきた施設使用料の減免措置は結果的に市に損害を与えていることになったとして、今月中に住民監査請求を市監査委員に提出する考

えを明らかにした。請求が却下もしくは棄却された場合、最終決裁権者の阿部孝夫市長、高橋清前市長に対する損害賠償訴訟を起こすことも検討する。

篠原弁護士らは、KCTの経営見通しが、港湾荷役環境の先行きや累積赤字額の膨らみから極めて厳しいとの認識を示しており、九年以降、ガントリークレーンなどの使用料の減免で市が被った損害額は回収できなくなるとみている。

同オンブズマンは九八年六月、二〇〇〇年三月の二度にわたり、赤字の会社に減免措置を行ったことは地方自治法にある「公益上必要がある場合」という要件を満たさず、公金の賦課徴収を怠るものなどとして監査請求を出している。市は四月上旬、役員数を減らし、集荷力の強化策を打ち出したKCTの新体制報告会に際し、川崎港をコ

ンテナ対応型の物流拠点にするため、あらためて支援の継続を表明している。(川崎支局・林 義亮)

市民オンブズマン

3セク「KCT」の港湾施設使用料

市長は減免額返還を

高橋前市長も対象「市に損害」と監査請求

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)に対し市が行っている港湾施設使用料の減免措置について、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)は二十三日、「KCTの赤字体質の改善は不可能。倒産した場合、使用料減免は効果のない経済援助となり、市に損害を与える」として、阿

部孝夫市長と高橋清前市長に減免額を返還させるように求める住民監査請求書を市監査委員に提出した。同オンブズマンは同時に、元同市職員の汚職事件に絡み、建設会社「三田工業」(東京都)に払い下げられた市有地についても、確定済みの東京高裁判決に従って登記抹消の手続きを取ることを市に求める監査請求を行っている。減免額は二〇

いすれの請求も、監査委員が正式に受理を決めた場合、七月二十三日までに結果が出る。オンブズマン側は棄却された場合は、同月中に横浜地裁に提訴する方針。市港湾局などによると、KCTの事業を支援するため、大型クレーン使用料を全額免除しているほか、荷さばき地使用料などを半額にしている。〇〇年度が約一億六千四百万円、昨年度も一億四余

での控訴審判決で「賄賂による取得は無効」として、三田工業側に土地代金の払い戻しを受ける引き換えに土地を市に返すように命じている。請求書では「同社がこの土地に所有する建物の撤去や登記抹消請求などの措置を、川崎市はいまだに取っていない」と指摘。判決に従い、市が速やかな対応をするように求めている。

市建設局は「判決への対応は現在庁内で検討中」とする一方、市関係者の間では、今、土地の返却を受けなくても、払い下げ時より地価が下落しており、市が損失を受けるという指摘もある。

読売新聞 6月21日
「犯罪的な無駄遣い」

民求
住請
KCT監査

オンブズマンが意見陳述

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)に対し

市が行っている港湾施設使用料の減免措置相当額を阿部市長と高橋前市長は返還すべきだと、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)が求めている住民監査請求で、同オンブズマンは二十日、市監査委員に意見陳述を行った。

篠原代表幹事は陳述で、累積赤字が約五十億円に上るKCTに対して「もともと工業港で、東京と横浜に挟まれた川崎港に商業港の機能を持たせるのは無理だった。使用料減免を続けたことは、犯罪的な税金の無駄遣い」と主張。「昨年十一月に市港湾関連出資法人検討委員会が『会社の存廃を含め、運営手法を見直すべきだ』と指摘したにもかかわらず、減免を継続している阿部市長の責任は重い」と厳しく指摘した。

読売新聞 2年 6月 21日

同オンブズマンの他の陳述者からも「株式会社に対し、川崎市だけが援助するのはおかしい」「コンテナターミナルを利用する船は少ないのだから、市が言う『公共性』はない」などと批判が相次いだ。

読売新聞 2年 7月 19日

KCTの施設利用料減免額返還請求

賛否割れ不勧告

市監査委 オンブズマン提訴へ

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)に対し市が行っている港湾施設使用料の減免措置を巡り、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)が阿部市長と高橋前市長に減免額を返還させるように求めている住民監査請求で、市監査委員は十八日までに、「各委員の意見が一致しなかったため、勧告には至らない」とする監査結果を出した。

「KCTの経営改善策の助で、市に損害を与える」効果を見極める必要がある」となどと請求を否定する意見があった一方で、「公共料を補てんすべきだと主張。これに対し、市側は『KCTは、民間主導の経営再建策を実施しており、事業に公益性もある』と反論していた。

オンブズマン側は近く、住民訴訟を横浜地裁に起こす方針で、提訴内容の検討を始めた。

オンブズマン側は「使用料減免は効果のない経済援助」として、阿部市長らに年間約一億五千万円に上る減免を補てんすべきだと主張。これに対し、市側は「KCTは、民間主導の経営再建策を実施しており、事業に公益性もある」と反論していた。

償の対象にならない」「KCTが破たんする可能性は否定できないが、『市長らに賠償責任がある』とするのは行き過ぎ」などの意見が出た。

これに対し、請求を認めるべきだとする委員からは「会社存続はもはや不可能。本来、施設使用料として市の収入となるはずの額の損害が生じている。市長らに損害の補てんを求めるべきだ」とする厳しい指摘があった。

監査結果は「委員四人の合議が整わず、勧告の決定に至らなかった」と結論付けた。請求棄却が妥当だとする委員からは「減免の手続きは適正なので、損害賠償

川崎市公報

毎月 2 回10日25日発行

発行所 川崎市役所

印刷所 文昭堂印刷㈱

購読料 (前納)

1 年 10,800円

1 月 900円

目 次

〔監査公表〕

- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について (第7号) 1
- ◇川崎市職員措置請求に係る監査の結果について (第8号) 6

監 査 公 表

14川監公第7号

平成14年7月17日

川崎市職員 (川崎市長及び関係職員) 措置
請求に係る監査の結果について (公表)

平成14年5月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第3項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	館 健 三
同	三 原 克 己
同	市 古 映 美
同	平 子 瀧 夫

(別紙)

14川監第211号

平成14年7月17日

請求人

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁 様
同 江 口 武 正 様
事務局長 清 水 芳 治 様

川崎市監査委員	館 健 三
同	三 原 克 己
同	市 古 映 美
同	平 子 瀧 夫

川崎市職員 (川崎市長及び関係職員) 措置
請求に係る監査の結果について (通知)

平成14年5月23日付けをもって受理した標記の請求に

ついて、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第242条第3項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知いたします。

〔請 求〕

川崎市監査委員 殿

2002年5月23日

(請求人)

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802

川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁

同 江 口 武 正

事務局長 清 水 芳 治

川崎市職員 (川崎市長及び関係職員) 措置請求書

第1. 請求の趣旨 (主張事実)

- かわさき港コンテナターミナル株式会社 (KCT) は、平成6年5月10日に設立され、川崎市が50.8%の出資を行い、筆頭株主となっている。その構想は、世界最大級のコンテナ船の入港可能な港、ハブ港機能をもたせるとされ建設が行なわれた。しかし、設立当初からハブ港機能を有せず、他方、貨物需要も過大予測の計画は、必然的な赤字の累積、その結果としての破産の危機は必然のことであった。
- 事実、1998年時点でKCTは大幅赤字を計上しこれに対し市は、施設使用料の半額化等の支援策を確立した。我々は港湾施設条例14条、地方自治法232条の2を基礎に差止措置請求を行った。

次いで、2000年時点でも赤字経営が続き市はKCTに使用料の減免措置を行い、同じく我々は、差止の措置請求を行った (具体的理由は1998年6月30日

付と2000年3月14日付措置請求書のとおり)。

しかし、各監査請求は棄却され、市は前記支援策を実行した(但し、新たな資金投入は中止)。

3. KCTは、専門家による検討委員会の審議の結果、我々が指摘したとおり、会社存続が否定されるに至り、これをうけて昨年12月、川崎市長は、一旦この結論を受入れる姿勢を示したが、本年に入り、経費削減等を図ることを条件として存続を認め、前記支援策の続行を確認した。

第2. 措置請求

KCTの業績は、将来見込(市作成)につき措信できず、赤字体質の改善は不可能で早晚その倒産を免れない。その事態に至った場合、前記支援策は何ら効果のない経済的援助となり、本来、使用料等収入として市財源に帰属すべき収入がムダな投下となり、市に前記実額相当の損害を発生させる。

前記事実は、正しく市がKCTの経営分析を行えば、前記時点で予測可能で、従って、損害の未然防止のため前記支援は差止られるべきであった。

前市長及び現市長は、この点で損害賠償請求の義務を免れない。

そこで地方自治法第242条の規定に基づき執行機関である川崎市長と関係職員に対し、前市長と現市長に損害の填補を求める措置を講じることを求め本請求に及んだ次第である。

別紙添付書類 川崎市港湾関連出資法人検討委員会答申書他7点(略)

【監査の結果】

1 請求の受理

本措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成14年5月23日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 請求人の陳述

地方自治法(以下「法」という。)第242条第5項の規定に基づき、平成14年6月20日に、かわさき市民オンブズマン代表幹事篠原義仁ほか2名により陳述が行われた。なお、その際、新たな証拠として「出資法人の経営状況等の点検評価結果報告書」他4点(略)が提出された。

(2) 監査対象事項

措置請求書の内容及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

赤字体質で、早晚その倒産が免れないと措置請求人が主張する「かわさき港コンテナターミナル株式会社(以下「KCT」という。))」に対して、川崎市が港湾施設使用料を減免することは、違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠る行為であり、損害の補

填を求める措置請求の対象となるかどうか。

(3) 関係職員事情聴取

平成14年6月20日に港湾局の関係職員に対し事情聴取を行った。

(4) 監査の期間

平成14年5月24日から平成14年7月16日まで

3 監査の結果

(1) 請求人の主張

ア KCT倒産が不可避であることについて

川崎港は、もともと工業港であり、東京・横浜両港に挟まれた立地条件の基では、ハブ港の機能を有していない。

工業港から商業港への転換は、アクセス、道路事情の悪いなかでは、KCTの設立当初から無理な計画であり、また、KCTの業績見込みは、措信できず、赤字体質の改善は不可能で早晚その倒産は免れない。

川崎市港湾関連出資法人検討委員会(以下「検討委員会」という。)の答申書は、KCTについて①存続が難しい②根本的な見直しが必要③収支の好転見込みは限りなく低い——と会社存続を否定している。

また、財団法人政治経済研究所(以下「研究所」という。)の報告書では、KCTの設立当初から貨物の需要を過大に予測しているため、必然的に赤字の累積が生じている旨を指摘している。

川崎市はこうした評価を厳粛に受け止めるべきである。

イ 港湾施設使用料減免措置の違法性について

検討委員会の答申書及び研究所の報告書によっても、KCTを社会的に存続させる意義はなく、存続不可能であることが明らかになった。このことは、争いようのない事実である。

したがって、港湾使用料の減免措置は何ら効果のない経済的援助であり、本来、使用料収入として市財源に帰すべき収入が無駄な投下となり、減免相当額の損害が発生している。

ウ 市長の損害賠償責任について

前2回の住民監査請求の時点で、川崎市が経営分析を正しく行っていれば、損害は未然に防止されたはずである。

川崎市は、その後も港湾使用料の減免措置を継続しており、損害が増大している。

その責任の所在は、検討委員会の答申後は現市長に、それ以前は前市長にあり、両者は損害賠償の責任を負わなければならない。

(2) 市側の主張

ア KCTの経営状況及び経営改善の兆しについて

KCTのコンテナ貨物取扱量は、平成13年度当初より低調に推移し、当初の目標数値を大幅に下回り、KCTの経営状況は一段とその厳しさを増し、平成13年度半ばには、資金繰りの面においても切迫した状況に至った。

検討委員会の答申書は、川崎港コンテナターミナルの運営主体であるKCTに対し「同社については、存廃も含め早急に検討を行い、当該コンテナターミナル事業が、十分に機能できるような方向を打ち出すような検討が必要である。また、港湾荷役作業事業の運営については、民間の活用や事業の委譲などを含めて考慮すべきと考える」と、厳しく評価している。

この報告を受けて、KCTの関係者・株主・地元港運協会の事業者は、民間事業者の自主性を核としたKCTの具体的な経営改善案を提示した。

この改善案では、荷役に関する効率化の徹底、人件費の削減による経費圧縮、さらに関係金融機関による資金面での協力などの具体策が示されている。

また、この改善案の提示を契機に、大手船会社が川崎港寄港を維持することを表明し、寄港を休止していた船会社が再寄港を決定するなど、川崎港コンテナターミナルの利用を巡る好循環が具体的な事実として現れ始めている。

イ KCTの設立経過及びその意義について

川崎港は、工業港として我が国高度経済成長において大きな役割を担うとともに、本市産業の発展に貢献してきたが、産業構造や貿易構造が大きく転換するなか商業港としての機能を強化するため、川崎市は物流拠点として川崎港コンテナターミナルを整備した。

その川崎港コンテナターミナルの管理運営主体として、平成6年5月10日にKCTが設立された。

KCTの設立にあたっては、川崎地域産業の振興、発展に寄与し、公共性を有しつつ、最も効率的に川崎港コンテナターミナルを管理運営し、官民一体となって国内・外の関係機関へのアプローチが可能である方式について検討がなされた。その結果、コンテナ輸送の専門知識と経験を有する港湾運送事業者と川崎市の共同出資による第3セクター方式が採用され、川崎市はKCTに50.8%の出資を行い、その筆頭株主になっている。

ウ 港湾施設使用料減免措置の適法性について

川崎市では、港湾施設使用料の減免措置継続について、最終的に提示されたKCTの経営改善案

により検討を行った。

経営改善案では、コンテナ荷役業務に係る事業構造の改善や経費の圧縮により、KCTの収支構造は大幅に改善し、川崎市が従来どおり、港湾使用料の減免措置を継続すれば、現在寄港している船会社の取扱量で、KCTの経営存続が可能であると提案している。

川崎市は、KCTが存続し、川崎港コンテナターミナルが活用され、物流拠点としての機能を果たすことが、コンテナ事業の公益性を市民へ還元することであるとの結論に至り、港湾振興対策上必要と認め、KCTの港湾施設使用料の減免を決定したものである。

エ 川崎市の考え方

措置請求人は措置請求書の中で、「KCTの業績は、将来見込み（市作成）につき措信できず、赤字体質の改善は不可能で早晩その倒産を免れない」と主張している。

しかし、KCTの経営状況は、この度の民間主導による経営改善案が実施され、市の支援体制が維持されるならば、経費の削減やコンテナ荷役に係る収支構造の改善により、平成14年度業務予測において償却前利益が計上できることが確認されている。

また、KCTを存続したことにより、川崎港コンテナターミナルに就航する船会社は、現在も寄港を続けており、同ターミナルは産業・生活関連物資などの供給拠点としての機能を果たしているなど、コンテナ事業の公益性は発揮されている。

このことから、市に損害は発生しておらず、措置請求人の主張する事実はない。

(3) 監査委員の判断

住民監査請求に基づく監査及び勧告についての決定は、法第242条第6項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

監査委員は、本件請求を受理して以来慎重に審議を重ねてきたが、最終的に意見の一致をみるに至らず、合議は整わなかった。

そのため、本件措置請求については「監査及び勧告についての決定」に至らなかったものとする。

なお、参考までに、監査委員の主な意見の主旨を次に列記する。

ア KCTの必要性から請求に理由がないとする意見

川崎市臨海部は、川崎市にとって重要な位置を占める地域である。そこでは多くの企業が集積し、雇用の機会が創出され、臨海部を含む川崎区から

生み出される税収は、川崎市全体の3割以上を占めている。

その中心に位置する川崎港にあって、国際物流の主流であるコンテナ輸送を支えるコンテナターミナルは必要不可欠な施設であり、これを最大限有効に活用する機能が安定的に維持される必要があることは言うまでもない。

KCTの設立にあたり、管理運営形態として公共性・公益性と効率性を両立できるものと当時一般的に考えられていた第3セクター方式が採用された。

検討委員会の答申書は「第3セクターは非採算事業を担当することが多く、事業採算性は低くなる傾向にある。よって、このような収益性の低い事業の事業化を行うには、前提として公益性等が高いがゆえの公的支援が必要であることを理解しなければならない」と記している。

KCTの事業を評価する場合、第3セクターが持つそうした特有の性格を共有していることについては、一定の考慮が払われなければならない。

単に経営収支が赤字か黒字かという議論よりも、KCTが川崎市と川崎市民にとって必要な存在であるかどうか、必要性を巡る議論にこそ高い優先順位が与えられるべきであると考えます。

KCTについては、過去に2回、今回と同じ措置請求人である「かわさき市民オンブズマン」から、「支援措置の差し止め」を求めて措置請求が提出されており、平成12年5月10日の「川崎市職員措置請求に係る監査の結果」で、「KCTは、公共ターミナルを管理運営するため官民が一体となって設立した組織であり、施設を効率的に運営するためコンテナ輸送の経験を有する専門家の参画もあり、地元の中小港湾運送事業者に対する技術革新への対応の支援や雇用の創出にも貢献していることなどから、港湾の振興対策上の必要性を満たしているものと思われる」とし、その必要性の認識については、監査委員として既に結論が出されている。

また、港湾施設使用料の減免措置は、川崎市港湾施設条例（昭和22年条例第33号）、同施行規則（昭和32年規則第31号）に加え、内部基準「川崎港コンテナターミナル関連施設の使用料の減免に関する要領」及び「同運用細則」を定め、手続きの適正性、公正性を担保しており、これらの基準に基づきなされた措置であるとともに、国内の多くの港湾管理者が港湾施設利用の促進と貨物取扱量の確保を目指して施設使用料等の引き下げを始

め様々な対策を行っている全国的な潮流をも考慮すると、著しく不合理かつ不適当なものとは認められない。

したがって、川崎市の行った港湾施設使用料の減免措置は妥当であり、損害賠償の対象とはならないものと判断する。

イ 損害賠償責任の要件に疑義があり、請求に理由がないとする意見

KCTの未処理欠損金の額は平成13年度末で約52億9,200万円となっており、主要な財務指標の推移を見ると、流動比率は理想値が200%以上であるのに対し平成13年度は2%となっており、また、自己資本比率も平成8年度マイナス21%であったものが、平成13年度ではマイナス233%とその幅が拡大しているなど、KCTは大変厳しい経営状況が続いている。

また、過去2回の住民監査請求で示された川崎市の収支見通しとその後の実績を比較すると、必ずしも見通しの通りにはなっておらず、今回の事情聴取に際し川崎市から説明のあった楽観的な将来予測についても、これをそのまま鵜呑みにすることはできない。

平成13年度の損益計算書に、会社設立以来初めて、約2,200万円の売上総利益が計上されるなど経営実績値の一部に収支改善の兆候が見られるものの、引き続きKCTの経営は厳しいまま推移するものと思料せざるを得ない。

最近3年間の損益計算書や貸借対照表を見ても、負債は莫大であるのに対し売り上げは極めて少なく、依然として債務超過の状況が続いている。検討委員会の答申後明らかにされた経営改善策の僅か一つが方向転換するだけで破綻に至る可能性も否定できない。

川崎市は、コンテナターミナルの公益性を実現する手法として第3セクター方式を採用し、KCTを株式会社として設立した。

この株式会社形式を残したいのであれば、極度に経営の悪化したKCTの現状を前提とする以上、民事再生法や会社更生法の適用による救済なども検討材料に加えるべきである。これら二法は、会社を消滅させるのではなく、会社を活かす手法として設けられた法体系だからである。

そのように、KCTが経営面で極めて憂慮すべき事態に立ち至っていることは事実として認定せざるを得ないとしても、本件措置請求の主たる争点は、政策選択の善し悪しを問うことを超えて、KCTの危機的事態をもたらしたと措置請求人が

主張する前市長と現市長に果たして損害賠償の責任を負わせることができるかという法律問題に帰着する。

一般的に「損害」の認定には誰もが認める明白な事実が必要であり、「賠償責任」には当事者の「故意又は過失」あるいは「善良な管理者の注意義務違反」が要件であるが、現にKCTの経営が維持され、港湾施設使用料減免措置が条例等に基づく適法な支援措置であるならば、そこに「損害」と「賠償責任」の要件を見い出すことは難しく、前市長と現市長に「損害賠償責任」があると断定することは、行き過ぎの感を免れない。

こうしたことから、前市長と現市長に損害賠償責任を求めることはできないものと判断する。

ウ 経営改善策の効果を見極める必要があり、請求に理由がないとする意見

川崎港コンテナターミナルは、物流関連事業者に対してのみならず、本市立地企業の事業活動を支えるとともに、市民生活関連物資をも安定的に供給する役割を有する極めて公共性・公益性の高い施設であり、市民の豊かな消費生活を支える物流基盤である。

川崎港コンテナターミナルを最大限活用し、川崎港の信用力と競争力を高めるには、コンテナターミナルの運営主体であるKCTの経営を安定的に継続させることが必要不可欠となっている。

検討委員会の答申後にまとめられたKCT関係者等による経営改善策は、KCTの役員報酬・社員給与・出向社員給与及び諸経費の節減を始めとして、港湾作業・検数・ゲートチェック等の作業体制見直しによる費用の削減、金融機関の利息軽減、クレーンメーカーによる支払猶予など、いずれも即効性のある具体的支援策であり、再建に向けての並々ならぬ意気込みが感じられる内容と評価できることから、今後の経営の推移を見守るべきであると考ええる。

KCTの経営は厳しいながらも維持されており、新たな再建策も提案され、現に収支改善の兆しも見え始めている。

会社経営が維持されている以上、市に損害が発生しているとは言えず、また、川崎市港湾施設条例等に則った手続きによりなされた港湾施設使用料の減免措置は妥当であり、措置請求には理由がないものと判断する。

エ 請求に理由があるとする意見

KCTの経営が極めて厳しい状況であることについては、監査委員全員の意見の一致をみている。

また、市の将来予測が実際の数値と乖離している点も同様の認識を持つことができた。

平成14・15年度損益計画表を見ると、黒字が確保されているのは減価償却前の利益であり、作られた数字である。経営収支の見通しは、減価償却後の利益も踏まえたきちんとした数字で判断すべきである。

KCTの関係者等が示した経営改善策は、社員の削減、出向社員の給与の出向元負担、役員報酬の削減及び銀行利子の抑制等KCT存続のためのぎりぎりの方策であり、とても長続きするものとは考えられない。

このような経営改善策を考慮したとしても、港湾施設使用料減免措置に基づく約1億5,000万円の支援分を差し引けば、収支バランスはさらに大きく崩れ、KCTは既に事実上の倒産状態にあると言わざるを得ない。

昨今の社会経済状況から貨物取扱量の飛躍的な伸張が期待できない中で、今後の経営見通しは極めて厳しく、会社存続は最早不可能である。

このようなKCTに対し公的支援を継続することは、市民に莫大な負担を強い続けることとなり、何の効果も見出せない。

KCTが事実上の倒産状態にあり、かつ、その経営見通しに長期的な改善の見込みが立たないにもかかわらず、川崎市は十分な検討を行うことなく、川崎港の港湾振興対策上の必要性のみを理由に港湾施設使用料の減免措置を決定し、本来、港湾施設使用料として市の収入であるべき額相当の損害を生じさせている。

市長及び関係職員は前市長及び現市長に対し損害の補填を求める措置を講ずることを求めるべきであると考ええる。

前市長には、KCTの経営分析を適正に行っていれば、損害の発生を未然に防止することが可能だったはずであり、それを怠ったことから平成13年度分の減免措置相当額の損害賠償責任があり、現市長には、検討委員会の答申書によりKCTの経営が危機的状況にあることが判明しているにもかかわらず、港湾施設使用料の減免措置の継続を決定したことから平成14年度減免相当額の損害を発生させた当事者として損害賠償の責任があると判断する。

KCT 監査請求

あなたも監査請求をしてみませんか

(呼びかけ団体)

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル802

川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン

TEL 044-211-0121

FAX 044-211-0123

KCT は 破 綻

かわさき港コンテナターミナル(KCT)は、平成6年5月、かわさきファズ株式会社(FAZ)と一体のもととして設立され、川崎市が50.8%の出資を行い、筆頭株主となっています。

しかし、この計画は、全国屈指の貨物取扱量を誇る東京港・横浜港に挟まれ、当初から赤字が見込まれた「税金のムダ遣い」の典型的な公共事業でした。

今こそ、市長は決断を、だが、、、

KCTは、平成8年度15億円、9年度10億円の赤字決算で、その後毎年赤字決算を重ね、その事業発展が期待できない今、破綻の危機に直面しています。

川崎市作成の出資法人検討会の結論(昨年11月29日と今年5月30日の最終報告)でも、東京商工リサーチの調査(本年9月6日)でも、「赤字体質」の経営が浮きぼりになっています。

ところが、阿部市長は、行財政改革プランの中で昨年末の判断を覆し、その存続を認めるに至りました。

しかし、それはムダな公共事業の続行であり、税金のムダ遣いにほかなりません。

私たちかわさき市民オンブズマン(官製の川崎市市民オンブズマンではありません)は、その是正を求めてKCTの会社整理手続・会社更生手続が開始されるべきと考えています。

10%以上の株を保有する株主は、法律上、権利としてその申立てをすることができず。しかし、川崎市は、相変わらずKCTへの経済援助をおこなっている、会社整理・更生の手続を執ろうとしていません。

そこで、私たちは地方自治法242条の規定に基づき、前記内容の実現を求めて監査請求をすることとし、広く市民の皆さんの協力を求めることとしました。

是非、監査請求にご参加下さい。

監 査 手 続 の 要 領

- 1 かわさき市民オンブズマンが申立を取りまとめ、年内をメドに監査請求手続を行ないます(事務経費として、1,000円のご協力をお願い致します)。
- 2 監査請求の内容は、監査請求書記載のとおりです(お手元にはない場合は川崎合同法律事務所内、かわさき市民オンブズマンにお問合せ下さい)。日付の補充は不要です。
- 3 監査請求書に住所、氏名を記入し、事務経費1,000円を添えてかわさき市民オンブズマン宛てお申出下さい。

監査請求は、成人の川崎市民に限られます。市外の方はカンパ等でご協力頂ければ幸いです。

送 金 先、郵便振替口座

口座番号 00270-3-0085629

加入者名 かわさき市民オンブズマン

全国初

川崎市内の市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)と市民約三百五十人は二十四日、赤字続きの第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT、川崎市川崎区東扇島)の法的整理などを求めて、同市監査委員に監査請求した。三セクの経営が苦しいのは全国的な傾向だが、会社の存在自体の是非を問うのは初めてという。

KCTは平成六年、川崎うしないの地方自治法で港に入港する船舶のコンテナ貨物集荷などを目的に設立された。川崎市は50・8%を出資する筆頭株主。KCTは長引く不況で貨物の取扱量が減少するなど赤字続きで、昨年度末の累積赤字は約五十三億円に達した。

一方、KCTの鈴木毓夫社長は「KCTは川崎市民への物資輸送の重要拠点であり、今後とも発展させなくてはならない。営業活動に支障をきたすような行動は控えてほしい」と話している。

KCT

『外部監査が相当』

市監査委員が市長に通知

赤字経営が続く川崎市「プズマン」が求めている。の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の法的整理などを求めて「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁弁護士ら)などが住民監査請求している問題で、市監査委員は二十七日までに「個別外部監査の実施が相当」と決め、阿部市長に通知した。

個別外部監査は同オンブズマンが求めている。市監査委員は今後選任される監査人の報告を受け、請求を受理した翌日の今月二十五日から九十日以内に結論を出す。

KCTは平成六年の設立で、市は50・8%を出資する筆頭株主。設立当初から赤字続きで、昨年度末の累積赤字は約五十三億円。

個別外部監査は同十二年に「かわさきプズマン」

東京新聞 2 年 12 月 28 日

**KCTの整理求める
住民監査で意見陳述**

約五十三億円の累積赤字を抱える第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の会社整理や会社更生手続きを行うよう、市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事＝篠原義仁弁護士ら)が川崎市に求めている住民監査請求で、外部監査人の公認会計士に対する意見陳述が十日、幸区内で行われた。

KCTを所管する市港湾局は「経営改善は着実に進んでおり、性急な会社整理などは適切でない。収支面だけでなく、市民生活への貢献、地域の産業振興など行政目的の具体化という観点で評価すべきだ」と主張した。

一方、オンブズマンのメンバーらは「多額の公的資金投入で市財政を圧迫しているのに、『公共性がある』というのは欺まん」「行革を進める市が赤字会社に資金援助することは、他の事業見直しを考えると許されない」と指摘した。

14版

2003年(平成15年)3月20日

木曜日

第11版

市監査委員

KCT「実質破綻」

市民団体 請求 再建策を促す

川崎市の第三セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の会社更生の申し立てなどを市に求めた住民監査請求に対し、市監査委員は19日に出した監査結果で、「KCTは実質的に経営破綻している」とし、KCTが03年度中に会社更生も選択肢に含めて再建策を採る必要があると指摘した。しかし、請求そのものについては「株主である市に申し立ての義務はない」として棄却した。

かわさき市民オンブズマンら市民351人が、KCTの最大株主である市に対し、巨額の累積赤字を抱える同社について会社整理か会社更生手続きの申し立てをするよう求めている。

監査結果は、KCTが94年の設立以降、毎年大幅な赤字を計上し、01年度末の損失累計が53億円にものぼったことから「実質的に破綻している」と指摘。02年度に償却前黒字が見込まれていることについても、市からの使用料減免措置など「民間会社では得られない支援を前提としたもので健全とはいえない」と

述べ、これらの支援が継続される予定の03年度中に再建策をとる必要があるとした。

さらに「監査に添える意見」として、ほとんど使われていないクレディンを処分して管理費を減らすことや、商法上の計算書類を適正に作って説明責任を果たすことなどを求めている。

オンブズマンの篠原義仁代表幹事は「市が持つ財産管理義務を考慮しておらず、不当な結論だ」として訴訟を起こす考えを明らかにした。

KCT整理の監査請求棄却

住民訴訟の手続きへ

市民オンブズマン

市内の市民団体「かわさき市民オンブズマン」と市民らが赤字続きの市出資法人「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の法的整理などを求めている住民監査請求について、市監査委員は十九日までに請求を棄却した。オンブズマン側は「住民訴訟手続きに入る」としている。

KCTは平成六年設立で市は50・8%の筆頭株主。十三年度末の累積赤字は約五十三億円。オンブズマンは「市は筆頭株主として会社整理などの手続きを開始すべきだ」と主張していた。監査を担当した個別外部監査人は「株式会社制度の下では経営に直接タッチする取締役以上の責任を株主に負わせるべきではない」と報告。市監査委員も妥当だと判断した。

東京新聞 3年3月20日

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第20条及び第31条の改正規定は、公布の日から施行する。

監 査 公 表

15川監公第6号

平成15年3月19日

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求に係る監査の結果について（公表）

平成14年12月24日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の43第5項により適用する第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を請求人に通知したので、これを公表します。

川崎市監査委員 館 健 三

三 原 克 己

市 古 映 美

平 子 瀧 夫

14川監第583号

平成15年3月19日

請求人

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁 様

同 江 口 武 正 様

ほか320名（別表「請求人一覧」のとおり）

川崎市監査委員 館 健 三

同 三 原 克 己

同 市 古 映 美

同 平 子 瀧 夫

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求

に係る監査の結果について（通知）

平成14年12月24日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の43第5項により適用する第242条第4項の規定に基づき、監査の結果を次のとおり通知いたします。

1 措置請求書

（請求人320名の住所・氏名を除き措置請求書は原文のまま登載）

川崎市監査委員 殿

2002年12月24日

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁

同 江 口 武 正

電話 044-211-0121

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書

第1、請求の趣旨（主張事実）

1、かわさき港コンテナターミナル株式会社（KCT）は、平成6年5月10日に設立され川崎市が50.8%の出資を行い、筆頭株主となっている。

その構想は、世界最大級のコンテナ船の入港可能な港、すなわちハブ港機能を持たせるとして建設が行われた。しかし、設立当初から港湾、道路、運輸、交通その他の社会的基盤整備等からみて、ハブ港機能を有せず、他方、全国屈指の東京港、横浜港に挟まれた立地条件の中で貨物需要の過大予測計画を立てたものの、現実の問題として必然的に赤字の累積を生み出し、その結果として破産の危機に陥ることは必然のことであった。

2、事実、1998年時点でKCTは大幅赤字を計上し（平成8年度で15億円、平成9年度で10億円の赤字決算）、これに対し川崎市は施設使用料の半額化などの支援策を確立した。

しかし、それでもKCTの赤字体質は改善されず（平成11年度で4年連続赤字。累計赤字は44億円、12年度も8億円の赤字見込み）、そのためKCTは、2000年12月、54億円融資について銀行団に金利引き下げを要求し、これに呼応して、川崎市はKCTにかかるガントリークレーン使用料（年間使用料1.1億円、5年間の免除額7.4億円）、その他施設使用料（5年間、3.6億円）の無料化を決定した（以上については、かわさき市民オンブズマンとして、1998年6月30日と2000年3月14日に監査請求済み）。

3、しかし、各監査請求は棄却され、川崎市は前記支援策を実行した（但し、私たちのたたかいの結果、KCTへの新たな資金投入は中止された）。

KCTは専門家にかかる検討委員会の審議の結果、私たちが指摘したとおり会社の存続が否定されるに至り、これを受けて2001年12月、新市長の誕生にともなって川崎市は、一旦この結論を受け入れる姿勢を示したが、2002年に入り、経費節減等を図ることを条件としてその存続を認め、前記支援策を続行した。

4、しかるに、2001年11月29日付川崎市港湾関連出資法人検討委員会答申はもとより、さらに内容的にもこれを一步も二歩も深めて検討された財団法人政治経済研究所による「川崎市東扇島コンテナターミナル・ファズ物流センター問題－その破綻の軌跡と解決策－」（2001年8月）及

び同研究所による「川崎市コンテナ・ターミナル破綻の検証－その経緯と責任－」(2002年9月)によってもKCTの破綻は明らかである。

また、2002年9月6日に発表された東京商工リサーチ調査(それに先立つ同年5月30日付川崎市作成に係る市出資法人の最終報告書)によっても、KCTの「借金体質」は浮き彫りで、その破綻振りが確認されている。

従って、KCTにあっては川崎市のとるべき途は、前記支援策の続行ではなく、ましてや、2002年9月発表の川崎市行財政改革プランの追求ではなく、直ちに出資50.8%の筆頭株主として地方財政法8条、商法381条もしくは、会社更生法30条2項に基づき会社整理もしくは、会社更生手続開始の申立を行うべきである。

換言すると前記申立を行わないことは、前記法条に照らし地方自治法242条で規定する「財産の管理を怠る事実」に該る。

第2. 措置請求

KCTの業績は、川崎市作成の収支見込みにつき措信できず、赤字体質の改善は不可能で早期の倒産を免れない。

こうした状況の中で、川崎市は出資50.8%の筆頭株主として前記会社の会社整理もしくは、更正手続開始の申立を行うべきであり、請求人はその措置請求を求めて、すなわち、地方自治法第242条に基づき、執行機関である川崎市長及び同職員に、前記「怠る事実」の是正を求めて本請求に及んだ次第である。

第3. 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由

1. 本件監査請求の趣旨は民間営利法人である「KCT」の現在及び将来の収支見通しを検討した上で、その存続の可否を問うもので、営利法人の経営方針、財務のあり方、市場予測などに加えて、マクロ的には日本経済の見通しなどにも敷衍した、高度の専門的知識を必要とする監査となるものである。

よってこれまで監査委員が行ってきた、地方公共団体や公益を目的とする公営企業体等の監査の視点とは全く異なる分野であり、営利法人の経営相談・指導や財務諸表監査等、営利法人の経営に深く関わってきた経験者でかつ専門的知識を有する外部監査人に監査を求めることが、公正でかつ透明性のある最善の監査結果が得られるものと判断される。

2. 監査委員監査はあくまで行政内部の監査であ

り、独立の監査機関として機能しにくい面を有することは、これまでの再三にわたる住民監査請求の結果からも明らかであり、地方自治法252条の27以下に定める外部監査制度が導入されたゆえんである。

よって、地方自治法252条の39の趣旨を活かし、個別外部監査による第三者による独立性のある公平な監査を求めるべきである。

3. 特に本件住民監査請求は地方自治体の第三セクターのあり方についての根本的な問題点を追求するものであり、地方公共団体が「公益」に名を借りて国策の名のもとに行っている臨海部開発や箱物政策に対する税の使途の経済性、効率性、効果を問うものであり、行政外の第三者による客観的な判断が求められる。さらに自治省の指導要綱によるところの第三セクターの存続を含めた検討が必要とされるところであり、行政より独立した専門家による監査でなければ本質的な結論が期待しえない。

4. ちなみに、KCTに係る監査請求につき、監査委員は従前KCTにつき前記問題点を指摘しながら「今後も採算の見通しも不透明」として本来その採算性(措置請求書第一項記載内容)の点につき分析、検討すべきところであるのに、その責任を放棄して結論を下し、内部監査では本件の解明できないことを自白した。

5. そこで、地方自治法252条の43第1項の規定により、当該請求に関わる監査について、監査委員に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める。

第4. 疎明資料

1. 川崎市作成に係るKCT支援策の実態

2. 新聞記事(その1)

3. 同(その2)

4. 同(その3)

5. 同(その4)

6. 川崎港東扇島コンテナターミナル・ファズ物流センター問題報告書

(2001年8月、財団法人政治経済研究所)

7. 川崎港コンテナ・ターミナル破綻の検証－その経緯と責任の所在

(2002年9月10日、前記財団法人)

追加資料(平成15年1月28日提出)

8. KCT業務委託費及び人件費等資料 ほか8件

2 請求の受理

本措置請求は、所定の要件を具備しているものと認

め、平成14年12月24日付けでこれを受理した。

3 個別外部監査契約に基づく監査によることの決定及び通知

本措置請求は、地方自治法（以下「法」という。）第252条の43第1項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めている。監査委員は同条第2項の規定により、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることが相当であると認め、平成14年12月25日、個別外部監査契約に基づく監査によることを決定し、その旨市長に通知するとともに、請求人に通知した。

4 個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告の提出

法第252条の43第3項により準用する第252条の39第5項の規定により市長が個別外部監査契約を締結した者、品田和之（以下「個別外部監査人」という。）から、平成15年3月7日、第252条の43第4項の規定により、監査の結果に関する報告が監査委員に提出された。

その内容は、別紙の「個別外部監査の結果報告書」（以下「監査結果報告書」という。）のとおりである。

5 監査委員の判断

本措置請求について、法第252条の43第5項により適用する第242条第4項の規定により、監査結果報告書に基づき、監査委員として次のとおり判断した。

かわさき港コンテナターミナル株式会社（以下、「KCT」という。）に係る住民監査請求は過去3回提出され、各措置請求について監査委員は概略次のように判断し、その結果を公表した。

○KCTへの支援措置の差し止めを求める住民監査請求

（1回目）（平成10年6月30日受理）

支援措置に係る手続きの適正性、公正性などは担保されており、市の判断が著しく不合理で裁量権を逸脱したものとは認められないとして、請求を棄却。（平成10年8月13日公表）

○KCTへの新たな支援措置の差し止めを求める住民監査請求

（2回目）（平成12年3月14日受理）

KCTは港湾振興対策上の必要性及び公益上の必要性を満たしており、請求人の主張する「KCTは早期倒産と見るのが正当である」とまでは言えないとして、請求を棄却。（平成12年5月10日公表）

○KCTへの減免措置相当額の損害賠償を求める住民監査請求

（3回目）（平成14年5月23日受理）

KCTが経営面で極めて憂慮すべき事態に立ち至っていることは事実であるとしながらも、「港湾振興対策上の必要性」「損害賠償責任の要件」「経営改善策の効果」などについて監査委員の意見の一致を見ず、結論に到らず。（平成14年7月17日公表）

本措置請求は、同じKCTについて川崎市に対し会社更生法等の手続開始を求めて提出されたものであり、個別外部監査人による監査として実施された。

監査結果報告書は、KCTの実態について、「実質的に破綻している会社」を「長期間債務超過が継続し、今後相当の期間において、債務の返済が困難な会社」と定義するならば、KCTは「実質的に破綻している会社」に該当していると述べている。

前回の住民監査請求における公表文（平成14年7月17日付け14川監公第7号）は、「KCTが経営面で極めて憂慮すべき事態に立ち至っていることは事実として認定せざるを得ない」「KCTの経営が極めて厳しい状況あることについては、監査委員全員の意見の一致をみている」と述べており、KCTの経営状況に関する認識の点で、個別外部監査人の判断と監査委員のそれは概ね一致している。

次いで、監査結果報告書は、KCTに対し法的手段を適用すべきかどうか、財産の管理を怠る事実があるかどうかについて、KCTの経営実態面や法律的側面などから多岐にわたる検討を行っている。

結果として、川崎市に対しては、現在直ちに会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行うべき義務を認めることはできないとしながらも、KCTが金融機関からの継続融資を途絶された場合など、状況の変化によっては川崎市に会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行う義務を認める余地がありうるとし、その判断時期については、金融機関による契約更新が実施されるか否かが問題となる平成15年5月末日、あるいは遅くとも現行の緊急措置計画が終了する平成16年3月末日等が一つの目安であり、熟慮期間としての受忍限度を超える問題の先送りは許されないとしている。

これらの判断は、法律面や企業経営に関して高度で専門的知識を有する個別外部監査人及び補助者が、関係書類を精査、分析した結果導き出されたものであり、監査委員は、その内容は妥当なものであると判断した。

そのため、かわさき港コンテナターミナル株式会社について会社更生手続開始等の申立てを行わないことは財産の管理を怠る事実該当するとの請求人の主張は、理由がないものと判断した。

なお、個別外部監査人から、法第252条の43第6項により準用する第252条の38第2項の規定により、個

別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告に添えて、別紙のとおり意見が提出された。

監査委員は、これら意見は妥当なものであり、市は最大限その内容を尊重すべきであると思料する。

(別表省略)

(別紙)

個別外部監査の結果報告書

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の43第2項に規定する住民監査請求に係る個別外部監査

2. 外部監査の請求事項

(1) 請求の趣旨(主張の事実)

- ① かわさき港コンテナターミナル株式会社(以下、「KCT」という。)は、平成6年5月10日に設立され、川崎市が50.8%の出資を行い、筆頭株主となっている。

その構想は、世界最大級のコンテナ船の入港可能な港、すなわちハブ港機能を持たせるとして建設が行われた。しかし、設立当初から港湾、道路、運輸、交通その他の社会的基盤整備等からみて、ハブ港機能を有せず、他方、全国屈指の東京港、横浜港に挟まれた立地条件の中で貨物需要の過大予測計画を立てたものの、赤字の累積を生み出している。

- ② 1998年時点でKCTは大幅赤字を計上し(平成8年度で15億円、平成9年度で10億円の赤字決算)、これに対し川崎市は施設使用料の半額化などの支援策を確立した。

しかし、それでもKCTの赤字体質は改善されず(平成11年度で4年連続赤字。累計赤字は44億円、12年度も8億円の赤字見込み)、そのためKCTは、2000年12月、54億円融資について銀行団に金利引き下げを要求し、これに呼応して、川崎市はKCTにかかるガントリークレーン使用料(年間使用料1.1億円、5年間の免除額7.4億円)、その他施設使用料(5年間3.6億円)の無料化を決定した。

以上については、かわさき市民オンブズマンとして、1998年6月30日と2000年3月14日に監査請求を行った。

- ③ 各監査請求は棄却され、川崎市は前記支援策を実行した。KCTは専門家にかかる検討委員会の審議の結果、会社の存続が否定されるに至り、これを受けて2001年12月、新市長の誕生にともなって川崎市は、一旦この結論を受け入れる姿勢を示

したが、2002年に入り、経費節減等を図ることを条件としてその存続を認め、前記支援策を続行した。

- ④ 2001年11月29日付川崎市港湾関連出資法人検討委員会答申はもとより、財団法人政治経済研究所による「川崎市東扇島コンテナターミナル・ファズ物流センター問題-その破綻の軌跡と解決策-」(2001年8月)および同研究所による「川崎市コンテナ・ターミナル破綻の検証-その経緯と責任-」(2002年9月)によってもKCTの破綻は明らかである。

また、2002年9月6日に発表された東京商工リサーチ調査(それに先立つ同年5月30日付川崎市作成に係る市出資法人の最終報告書)によっても、KCTの「借金体質」は浮き彫りで、その破綻振りが確認されている。

従って、KCTにあっては川崎市のとるべき途は、前記支援策の続行ではなく、ましてや、2002年9月発表の川崎市財政改革プランの追及ではなく、直ちに出資50.8%の筆頭株主として地方財政法第8条、商法第381条もしくは、会社更生法第30条2項に基づき会社整理もしくは、会社更生手続開始の申立を行うべきである。

換言すると前記申立を行わないことは、前記法条に照らし地方自治法第242条で規定する「財産の管理を怠る事実」に該る。

(2) 措置請求

- ① KCTの業績は、川崎市作成の収支見込につき措信できず、赤字体質の改善は不可能で早期の倒産を免れない。

- ② こうした状況のなかで、川崎市は出資50.8%の筆頭株主として地方財政法第8条、商法第381条もしくは会社更生法第30条2項に基づき会社整理もしくは、会社更生手続開始の申立を行うべきである。

- ③ 前記の申立を行わないことは、地方自治法第242条で規定する「財産の管理を怠る事実」に該当するので、川崎市長および同職員に「怠る事実」の是正を求める。

請求人

氏名 かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁

代表幹事 江口武正

住所 川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802

川崎合同法律事務所

ほか320名(別表「請求人一覧」のとおり)

3. 外部監査の方法

(1) 外部監査の対象

措置請求書の内容および請求人の陳述の内容を勘案し、上記2.(2)の措置請求を監査の対象とした。

(2) 請求人の陳述

地方自治法第252条の43第5項により適用する第242条第6項の規定に基づき、平成15年2月10日、かわさき市民オンブズマン代表幹事 篠原義仁氏ほか5名により陳述が行われた。

(3) 川崎市関係職員からの陳述の聴取

平成15年2月10日に川崎市港湾局の関係職員に対して陳述の聴取を行った。

(4) 実施した主な監査手続

この監査に当たってはKCTの現場視察を実施し、施設の状況を調査したほか、関係証拠書類の提出を求め必要に応じて文書による回答を求めた。

① KCTが実質的に破綻しているかどうかについて検討を行った。

② ①を踏まえて、KCTは会社整理、あるいは会社更生法を適用すべきかどうかについて検討を行った。

③ 川崎市が、地方財政法第8条、商法第381条もしくは会社更生法第30条2項に基づき会社整理もしくは、会社更生手続開始の申立を行わないことは、前記法条に照らし地方自治法第242条で規定する「財産の管理を怠る事実」に該るかどうか検討を行った。

(5) 監査の期間

平成15年1月29日から平成15年3月7日まで

第2 監査の結果

1. 請求人の主張

(1) KCTが実質的に破綻しているかどうかについて
2001年11月29日付川崎市港湾関連出資法人検討委員会答申等の資料によると、KCTの借金体質およびその破綻振りは明確である。

(2) KCTは会社更生法等の法的手段を適用すべきかどうかについて

上記の状況の中で、川崎市はKCTの会社整理もしくは、更生手続開始の申立を行うべきである。

(3) 「財産の管理を怠る事実」に該るかどうかについて

川崎市が前記会社整理もしくは、更生手続申立を行わないことは、地方自治法第242条で規定する「財産の管理を怠る事実」に該る。

2. 川崎市側の主張

(1) KCTが実質的に破綻しているかどうかについて
KCTは、川崎港コンテナターミナルを最も効率

的に活用するため、コンテナ運送の専門知識および豊富な経験を有する港運事業者と、市の共同出資により、公共性を有しつつ、効率的な管理運営と貨物集荷を行う第3セクターとして設立されたが、長引く景気低迷や、我が国港湾の国際競争力の相対的な地位の低下などの周辺環境により、極めて厳しい経営状況で推移している。

しかしながら、KCTが川崎港の発展に必要な不可欠であるとの関係者間の共通認識により、平成14年度、15年度の2年間で緊急措置期間として設定し、株主、関係者からの借入金金利削減等の支援およびKCTの経費削減努力により、償却前利益を確保し、経営健全化に向けたベースを構築した。現在、現経営陣を先頭に、緊急措置計画の実現に向け努力した結果、貨物取扱量や経営状況など、計画は着実に達成されている。また、平成16年度以降のあり方についても、現下の厳しい金融環境なども踏まえ、抜本的改善策の必要性を認識し、市は行政・筆頭株主としての責任を果たすといった観点から、緊急措置計画の達成を見極めつつ、関係者間の調整を実施しているところである。

(2) KCTは会社更生法等の法的手段を適用すべきかどうかについて

平成14年度および平成15年度の緊急措置計画は、現在、KCTが着実に達成している。

また、平成16年度以降の健全化スキームについては、株主・関係者の調整を開始したばかりであり、その可能性を見極めることなく、性急に会社整理もしくは会社更生を行い、株式や出資の権利を手放すことは適切ではない。

さらに、言うまでもなく、会社整理や会社更生の実現については、関係者、特に債権者の合意が必要であることから、現段階で成立の可能性はなく、よって、川崎港コンテナターミナルの機能維持や、船社・荷主といったユーザー、取引先に対する信義則といった観点からも、行政としての適切な対応とはなりえないとともに、財産管理の面においても適正を欠くものである。

(3) 「財産の管理を怠る事実」に該るかどうかについて

第3セクターへの出資は、資産運用ではなく、本市行政目標の実現が主目的であることから、株式や出資の権利といった「財産」の管理については、所有目的に応じた判断がなされるべきものである。川崎市のKCTへの出資目的は、地域産業の振興発展と特色あるターミナル運営の実現といったKCTの設立目的を達成するためのものであり、現在でも、

KCTは、設立目的に基づいた事業活動をしていることから、財産の管理を怠る事実はない。

3. 個別外部監査人の判断

- (1) KCTが実質的に破綻しているかどうかについて「実質的に破綻している会社」を「長期間債務超過が継続し、今後相当の期間において、債務の返済が困難な会社」と定義するならば、KCTは「実質的に破綻している会社」に該当している、といえる。

すなわち、KCTは平成6年の設立当初から、毎期大幅な赤字を計上しており、平成13年度末における未処理損失累計額は5,292百万円にのぼっており、また債務超過額も、4,682百万円となっている。

KCTは川崎市から港湾施設使用料の減額（平成10年度より）、ガントリークレーン使用料免除（平成12年度より）の支援を受けている。

また、平成14年度および平成15年度において新たに、金融機関からの金利減免、地元港運業者からの出向者の出向料の免除、荷役作業の見直しによるコストダウンへの協力などを受け、償却前利益、すなわち営業キャッシュフローが黒字となる見通しを持っている。

しかし、営業キャッシュフローが黒字となったとしても、民間の会社では得られない支援を前提としたものであり、民間営利法人としての採算性を考えれば、経営は決して健全な状態とはいえない。

一方、財務キャッシュフローの面では、平成13年度末において短期借入金5,400百万円、および長期未払金1,084百万円の残高があり、その返済見通しは立っていない。

- (2) KCTは会社更生法等の法的手段を適用すべきかどうかについて

KCTが会社更生法等の法的手段を適用すべきかどうかについて2つの視点、すなわちKCTの経営実態および法律的側面からの検討を行った。

ア. KCTの実態からの検討

事業を廃止した場合には、市が保有するガントリークレーン（投資額32億円）および、これを含む国と市が整備したコンテナターミナル事業（総事業費295億円）がムダになるだけでなく、金融機関および港湾関係者の雇傭等を含めてその損失は少なくない。

KCTは、市民生活関連物資を取り扱う重要な都市基盤施設として公益的な役割を果たしている。現在、工業港としての機能だけでは将来にわたる発展が期待できない状況にある中、川崎港が商業港としての機能を付加していくためには、川崎港におけるコンテナ事業の役割は重要と考えられて

いる。

また、川崎市が港を中心に発展してきたこと、税収の多くが港湾地区を含む川崎区に依存してきたことを勘案するとコンテナ事業を廃止することは、川崎市の将来および市民等に与える影響を考慮すると好ましいと思われない。

一方、KCTの問題点は次のとおりである。

現状のままで営業を続けた場合は、①景気低迷に伴う売上目標の未達、②金融機関からの金利改定、返済要求等、内外経済情勢および金融情勢の変化によりいつ何時に資金不足に陥る可能性も否定できず、会社自体が非常に不安定な状況にあるといえる。

コンテナターミナル事業は、荷主および船会社からの信用（港湾荷役機能の安定・継続供給）が事業継続の一番大切な条件である。しかし、会社が債務超過の状態では、会社自体の信用力は乏しく、これが営業上の大きな支障にもなっている。

第3セクターで指摘される過小資本の問題もある。すなわち、資本金610百万円に対し2,300百万円のRMG（以下、「トランスファークレーン」という。）設備投資は明らかに過小資本といえる。この設備投資は、現状は2レーンで十分にもかかわらず4レーンを投資したことにより、過大設備となっておりさらに、増設可能な設備であることを勘案すると当初計画は明らかに見込み違いであった。

また、財務構造上破綻状況にあることは、港湾機能の安定供給、信頼性が強く求められているコンテナターミナル港としては、事業戦略上極めて不利である。したがって、多額な有利子負債を切り離すために法的手段を含め何らかの方策を実施する必要がある。

以上の点から考えるに、KCTは関係者からの営業支援が約束されている平成15年度において、株主、債権者、取引先等の協力を取り付けたうえで、請求人の要求する会社更生法を含めて上記指摘の問題点をクリアーするために何らかの形で再出発することが必要であると考えられる。

イ. 法律的側面からの検討

- (7) 請求人は、川崎市がKCTの50.8%の株式を有する筆頭株主として、KCTが早期の倒産を免れない状態にあり、会社整理の申立て、または会社更生の申立てを行うべきであることを主張しているので、株主にそのような義務があるのか検討する。

商法第381条1項、会社更生法第30条2項に

よれば、会社整理においては「六月前ヨリ引続キ総株主ノ議決権ノ百分ノ三以上ヲ有スル株主」、会社更生においては「総株主の議決権の十分の一以上を有する株主」は、それぞれ会社整理の申立権者、会社更生の申立権者とされており、川崎市はKCTの発行済株式総数の50.8%の議決権株式を所有していることから、同市はいずれの手續においても申立権者に該当するが、両手續における申立ての義務に関しては法律上明記されていない。

まず、株式会社においては、株主は自己の引き受けた株式の引受価額を限度とする出資義務を負う（商法第200条1項）以外、何ら義務を負わないのが原則である。

もっとも、KCTは川崎市の第3セクターであるため、①川崎市はKCTの発行済株式総数の過半数の株式を所有していること、また、②その株式の所有目的が資産運用ではなく、川崎港におけるコンテナ事業の推進による地域産業の振興発展等という公益的目的であること、③川崎市がKCTに取締役等の人材を提供していること、および④川崎市がKCTに対し、川崎市の所有する港湾施設およびガントリークレーンの使用許可を行っており、川崎市とKCTとの間には賃貸借に類似する取引関係があること等から、これらの点が単に株式を保有する一般の株主とは異なる。それゆえ、KCTの株主たる川崎市の責任が拡張され、請求人の主張にかかる義務が川崎市に認められるか否かの検討を要する。

(4) 支配株主としての責任 (①, ③, ④について)

i) 下級審においてではあるが、取締役の背後にあってこれを自己の道具として利用し行為させている支配株主等を「事実上の主宰者」と称して、その支配株主等に対し、取締役の義務・責任に関する規定の類推適用等により、会社または第三者が株主の責任を追及することを認める裁判例が存在する。KCTの発行済株式総数の50.8%の株式を保有している川崎市は、この「事実上の主宰者」理論により、支配株主として責任追及の対象となりうるか否かの検討を要する。

事実上の主宰者と認められるための要件は、(A)その者が、会社経営の全般または少なくとも会社の重要な業務執行に関して経営指揮を行い、これにその会社の代表取締役または取締役全体が従うのが常態であること、(B)その

者が実質的に会社の支配株主であることと解される。確かに、(B)川崎市はKCTの発行済株式総数の50.8%の株式を保有しており、KCTの支配株主であると認められる。また、(A)川崎市は、KCTに対し、平成10年から港湾施設使用料の減額、および平成12年からガントリークレーンの使用料の免除等の経済的援助を行っており、経済的な支配があるかに見える。

しかしながら、KCTに対する経済的援助は川崎市のみが行っているわけではなく、KCTに貸付をしている各金融機関は金利の減免および元本返済の猶予を実施しており、またKCTに対しトランスファークレーンの製作を請け負った日本鋼管(株)においても、その契約代金について、利息の減免および割賦金の支払の猶予を実施していることから、上記のKCTに対する川崎市の経済的援助のみをもって川崎市がKCTの経営全般または少なくとも会社の重要な業務執行に関して経営指揮を行っていたとはいえないと考えられる。さらに、KCTの取締役会長は元川崎市職員であるが、代表権はなく、一方、KCTの代表取締役はKCTの他の少数株主である川崎港運協会会長であり、川崎市の役職者や職員等ではない。他の取締役および監査役においても、全体で取締役17名、監査役3名のところ、川崎市職員および元職員である者は上記取締役会長を含めても4名（取締役3名、監査役1名）のみである。よって、川崎市による経営指揮が行われていたと仮定しても、それにKCTの代表取締役または取締役全体が従うのが常態であったとまではいえないと考えられる。

以上からすれば、川崎市が、事実上の主宰者に該当するとは直ちには認めがたいと考えられる。

したがって、本件においては、川崎市がKCTの筆頭株主であることおよびその他の川崎市の支援を理由として、請求人が主張するような義務を川崎市に対して認めることはできないと考えられる。

ii) 仮に上記の「事実上の主宰者」概念等により、川崎市に支配株主としての責任が認められた場合、川崎市は取締役と同様の責任を負うことになる。そこで、そもそも株式会社が倒産状態にあるとき、その株式会社の取締役

は直ちに会社更生の申立てや会社整理の申立てを行う義務があるのか、についても検討することとする。

a 会社更生の申立てについて

会社更生手続開始の要件としては、「事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」、または「会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるとき」（会社更生法第30条1項）という更生開始原因が存在することの他に、申立棄却事由（同法第38条）が存在しないことが規定されている。そして、この申立棄却事由の1つとして、「更生の見込み」（同法同条5号）がないことが規定されていることから、「更生の見込み」がない場合には、会社更生の申立ては棄却されることになる。会社更生手続における「更生の見込み」の有無は、事業を営みながら、その収益で従来の債務の相当部分を相当期間内に弁済するという経済的経営的判断であるが、「更生の見込み」があるといえるためには、会社自体に、会社債務のうち少なくとも破産手続における弁済率を超える弁済をなすう収益を挙げる要素の存在することが必要とされている。その要素としては、会社資産の確保の有無、設備・技術等の優劣、優秀な従業員・下請の脱落等の有無、会社に対するスポンサーの有無、業界の経済的環境、債権者の協力度、旧経営者の協力の有無等が挙げられる。

確かに、「更生の見込み」の有無の判断は、裁判所が行う事項ではあるが、これがない場合には会社更生の手続が開始されないことから、申立権者においても、「更生の見込み」について事実上配慮することが要請されていると考えられる。

もっとも、実務上は、会社は現状の継続のままで劣化することもありうるため、主要債権者との協議等のすべての条件が整って申立をすることは、むしろ少ないと考えられる。かかる手続は、緊急の中での判断・交渉がむしろ通常であり、申立の環境整備のために過剰な時間をとることは妥当とは思われない。

ただし、前述のとおり、会社更生の申立てをするか否かの判断は、会社の財務状態のみで判断すべきものではなく、「更生の

見込み」があるかどうかも踏まえて判断することが必要であるから、会社が倒産状態にあるからといって、その会社の取締役が直ちに会社更生の申立てを行う義務は存しないと考えられ、現状では一定の他の債権者をも交えた努力がなされ、現在本年度の償却前利益が一時的にせよ、黒字となる見通しがあるので、直ちに申立をしないことが違法との段階には達していないと考えられる。

b 会社整理の申立てについて

会社整理手続においては、「支払不能または債務超過ニ陥ル」虞、もしくはその疑いがあること（商法第381条1項）以外に、商法上、「整理ノ見込」が会社整理の開始要件であるか否かについて規定はなされていない。しかし、会社整理手続の目的が会社更生と同様、倒産企業の再建を目的とするものであること、また、商法第389条1号は、裁判所により会社の業務および財産につき検査命令が出された場合、これを受けて選任された検査役（同法第388条1項・第386条1項3号）が「整理ノ見込」の有無について報告することを要求されている旨の規定があることから、会社整理手続においても、「整理ノ見込」は手続開始の要件であると考えられる。それゆえ、会社整理手続開始の申立てにつき、「整理ノ見込」がないと判断されると申立ては却下されると考えられる。そして、会社整理手続は、旧経営者によって提案される整理計画案について債権者全員の同意が必要とされることから、この「整理ノ見込」の有無の判断に当たっては、会社の客観的収益力以外に、旧経営者の信用度、債権者の協力度が重要な判断要素となる。

「整理ノ見込」の有無についても、「更生の見込み」と同様、裁判所による判断事項と考えられるが、申立権者も「整理ノ見込」の有無について事実上配慮することが要請されていると考えるべきである。

したがって、会社整理の申立てをするか否かについても、会社の財務状態のみで判断すべきものではなく、「整理の見込み」があるかどうかも踏まえて判断することが必要であるから、会社が倒産状態にあるからといって、その会社の取締役が直ちに会

社整理の申立てを行う義務は存しないと考えられる。

よって、川崎市が事実上の主宰者等として、KCTの取締役と同様の責任を負う立場にあったとしても、本件において、直ちに会社更生の申立てまたは会社整理の申立てを行う義務はないといえる。

(9) 公益目的による所有に係る責任 (②について)

川崎市によるKCTの株式所有の目的が、川崎港におけるコンテナ事業の推進による地域産業の振興発展等という公益的目的であることから、資産運用を目的として株式を所有している一般の株主と比較すると、その公益目的達成の必要性から、株主としての川崎市の責任を広く捉えることも可能と思われる。そもそも、川崎市は株主であるとはいっても、その出資の元手は住民の税金であることから、通常の株主であれば対会社との関係で権利の側面のみを強調してしかるべき事項であっても、川崎市にあっては、株主たる川崎市の背後に存在する川崎市民との関係では、株主が権利行使しうる事項について権利行使（または不行使）の態様によっては、市民に対して一定の責任が生じうると解される。

このことは、民法第70条で、公益法人が債務を完済することが不可能になった場合（債務超過）には、その理事は直ちに破産宣告の請求をしなければならないと規定されていることから、公益性を有するKCTにおいてもこれと同様の政策判断をすべきであると解する余地がないではない。

しかし、会社整理または会社更生の申立義務については、会社の経営を第一に任されている取締役ですら、前述のとおり、その義務を一般的には肯定することができないことに鑑みれば、いかに公益目的達成の必要性から責任を拡張されうる立場にある株主であっても、所有と経営の分離を建前とする株式会社制度のもとでは、会社の経営に直接あたる取締役以上の責任を株主に負わせることは妥当でないと解される。

また、あくまでKCTが株式会社という形態をとっている以上、民法第70条の規定を準用することも困難である。

とすれば、本件においては、川崎市に直ちに会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行う義務を認めることはできない。

もっとも、前述のような川崎市とその住民と

の関係を考慮すれば、川崎市に対して現在直ちに会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行う義務を認めることはできないとしても、KCTが金融機関からの継続融資を途絶された場合、金融機関による金利減免の停止、または地元港運業者による出向者の人件費の負担等を実施している緊急措置計画がKCTの経営健全化について功を奏しないことが判明した場合等には、状況が変わり、川崎市に対して、会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行う義務を認める余地がありうると解される。この義務の判断にあたっては、金融機関による契約更新が実施されるか否かが問題となる平成15年5月末日、あるいは遅くとも上記緊急措置計画が終了する平成16年3月末日等が一つの目安になるかと思われる。

(2) 以上より、本件においては、川崎市に対して、現在直ちに会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行うべき義務を認めることはできない。

(3) 「財産の管理を怠る事実」に該るかどうかについて

請求人の主張する「財産」とは、川崎市の有するKCTの株式およびそれに基づく株主の権利であるが、「株式」、「出資による権利」（地方自治法第238条1項6号、7号）は公有財産として「財産」に含まれる（同法第237条1項）。

確かに、KCTが現在のように赤字経営を続けるとすれば、川崎市の所有するKCTの株式の価値は減少することになると思われる。

それゆえ、KCTが金融機関からの契約更新を途絶された場合や、緊急措置計画がKCTの経営健全化について功を奏しないことが判明した場合等、川崎市に対して会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行うべき義務が認められうる場合には、川崎市がその義務を懈怠することは、「財産の管理を怠る事実」に該当しうる余地があると解される。

しかしながら、(2)で述べたように、現時点においては、川崎市に対して会社整理もしくは会社更生手続開始の申立を行うべき義務は認められないから、その義務の懈怠ということは観念できず、結局「財産の管理を怠る事実」は存在しない。

第3 利害関係

個別外部監査の対象とした事件につき、川崎市と私との間には地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

個別外部監査の結果報告書に添えて提出する意見

地方自治法第252条の43第6項により準用する第252条の38第2項の規定により、個別外部監査契約に基づく監査の結果に関する報告に添えて意見を次のとおり提出します。

1. 市との取引について

(1) 市よりの受託収入

川崎市はコンテナターミナルの諸施設（ガントリークレーン、電気設備、建物）の保守・管理をKCTに委託している。

平成11年度から平成13年度における委託契約額（消費税抜き）は、それぞれ229百万円、227百万円、187百万円と年々減額されている。その委託業務20項目のうち、「管理・運営上必要な業務」の内容は仕様書によれば次のとおりである。

- ① ターミナル施設の現状把握
- ② 港湾施設の使用規制
- ③ 簡易な補修
- ④ 管理体制 1日1回以上巡視し、上記の業務について川崎市港湾局の業務支援を行う。

「管理・運営上必要な業務」の積算額は、平成11年度は20百万円、平成12年度は26百万円、平成13年度は33百万円となっており、機械等の保守点検業務の委託金額が減少しているにもかかわらず、増加している。

市からの説明によると上記の業務は、各施設の定例保守点検以外の管理運営業務とのことであるが、仕様書には業務の具体的な記載がなく、業務別の積算根拠が明確にされていない。

さらに、平成12年度の受託業務に含まれている受変電設備管理については積算額79百万円に対しKCTにおける外注費発注額が44百万円となっており、実際支払額と積算額との差が大きいと思われる。平成13年度からは是正措置が講じられているが、積算に当たっては合理的な根拠に基づいて実施すべきである。

(2) ふ頭用地管理収入

市は東扇島に所有するふ頭用地につき、東および西地区に分け、使用許可を与え使用料を徴収している。平成13年11月までは、西地区については、東扇島西地区利用促進会（以下西地区促進会という）に使用許可を与えていた。

KCTは、西地区促進会の代表幹事として、自らかふ頭用地の管理等の業務を行い、会員から利用料を徴収していた。会員からの利用料収入からふ頭用地の管理業務費用および市への使用料支払額を差し

引いた額については、平成10年度から平成13年度まで、ふ頭用地管理収入として計上していた。その額は、それぞれ153百万円、123百万円、131百万円、140百万円であった。

市の説明によると、この使用料設定については、西地区の使用許可地が未舗装であり、埋立状態のままであったため利用料を月額平米当たり67.5円に減額していたとのことである。しかし、会員からの利用料徴収額から市への使用料および管理コストを控除したKCTの純利益が多額であったことや、東地区の使用料が120円であったことおよび条例単価を勘案すると、この利用料金の算出が合理的であったとは思えない。

ただし、平成13年12月以降、西地区促進会が東扇島の東地区を管理していた東扇島利用促進会に統合したことにあわせ、市は、西地区の使用料についても、東地区と同額の月額平米当たり120円に改定しており、現在は改善されている。さらに、現在の使用料は西地区・東地区とも、川崎市港湾施設条例「工事のための一時作業所又は工事用材料置場」の単価170円を適用し、そこから減額して120円としているものであるが、平成15年4月には、実態にあわせた改善として、同条例に「港湾貨物仮置場」としての単価120円を新設することが既に議決されており、また減額措置も行わないこととなっている。

2. 設備投資の適正性について

KCTでは、コンテナの構内作業を行うためのトランスファークレーンを4レーン、8基所有しており、平成13年度末の帳簿価額は1,483百万円となっている。

① 設備の稼働状況について

当該トランスファークレーンは、当初の年間コンテナ取り扱い見込み約10万TEUを想定して導入されたものであるが、実際の取り扱い数量は大幅にこれを下回り、開業後約7年を経過した現在においても1レーンはまったく使用したことがない。また残り3レーンの内の1レーンの稼働率はきわめて低調である。現在ほとんど使用されていないトランスファークレーン（2レーン、4基）については、年間200万円の保守料を支払っている。

トランスファークレーンについては、2レーン、4基で年間約5万TEUまで処理が可能であり、現在の取り扱い数量である年間約26千TEU（平成14年度見込み）から考えると、2レーン、4基で十分に間に合うものと考えられる。

以上を考慮すると、2レーン、4基のトランスファークレーン、（平成13年度末の簿価742百万円）については遊休資産になっている。これらについては、

今後コンテナの取り扱い数量に飛躍的な増加が見込めない現状にあって、その資産性に疑義がもたれるものである。

固定資産の減損会計が導入されていない現状においては、必ずしも評価損の計上が強制されるものではないが、今後検討が必要である。

② 固定資産の処分可否の検討

上記の遊休となっているクレーン(2レーン、4基)については、年間20百万円の保守料を支払って維持しているが、今後の使用見込みを勘案し、除却した方がコスト的に有利かどうかを検討する必要がある。

すなわち、今後の使用見込みによっては、保守料を払って過剰設備を維持するより、遊休資産を除却し、コンテナ取り扱い数量が一定水準を越えた場合に増設した方がコストが安くなる場合も十分考えられる。

遊休資産を処分するかどうかについて、今後の見通しを勘案した上で十分な検討が必要と考える。

3. ソフトウェアの除却処理

KCTは平成8年3月31日、トランスファークレーンの購入と同時に管理運転システムを購入した。このシステムは平成11年3月31日に新たに購入したCATOSシステムの導入により、その時点で保管されていたコンテナ在庫の管理に限定して使用され、6ヶ月後には完全に使用されなくなった。

KCTは当初資産計上された管理運転システムにつき、平成13年3月31日まで5年間にわたり均等償却を実施していたが、少なくとも使用されなくなった平成11年度において除却処理をすべきであった。したがって、平成11年度の長期前払費用は45百万円過大に計上され、当期純損失は同額、少なく計上されていたといえる。

4. 経営指導念書について

川崎市は、会社の借入先である金融機関に対していわゆる経営指導念書を次のとおり提出している

- ① 平成7年9月25日付「かわさき港コンテナターミナル株式会社事業資金借入に対する指導育成について」
- ② 平成10年4月30日付「かわさき港コンテナターミナル株式会社に対する支援について(依頼)」
- ③ 平成10年12月28日付「かわさき港コンテナターミナル株式会社に対する支援について(依頼)」
- ④ 平成13年4月付「かわさき港コンテナターミナル株式会社に対する御協力について(依頼)」。

経営指導念書については、自治体に不測の損害をもたらす恐れがあることから、その発行は望ましく

ないとの自治省通達がある。

川崎市の説明では、これらの文書は、市の会社に対する姿勢を示し、金融機関の同社への協力継続を依頼するものであるとのことである。

しかしながら、こういった法的責任が不明確な文書を金融機関等に提出することは、川崎市に株主責任以外の不測の損害をもたらす恐れがあり、望ましくない。

5. セグメント(事業)別管理について

KCTの収入は港湾荷役事業、貨物運送事業、市受託事業、ふ頭用地管理事業から構成されている。この収入に対応する原価については、外注費を除きセグメント別に区分して把握されていない。このため各事業別の収支および粗利益の状況を適切に管理することが困難となっている。事業ごとの採算性、改善の方向性を的確に把握するためには、各事業ごとのセグメント別管理を実施する必要がある。

例えば、貨物運送事業においては、収入が外注費を下回る状況が平成8年度から平成12年度までの5期間にわたっており、損益は大幅な赤字となっていた。その後改善され平成13年度より黒字化している。

このことはセグメント別管理等が実施されていないために、貨物運送事業に対する経営改善策が後手に回った可能性がある。今後は、事業別の損益状況を正確に把握し、経営管理に資することが重要である。

6. アカウンタビリティについて

KCTは商法上の大会社であり、また市が50.8%の株式を保有する第3セクターである。

市議会に提出されている書類は、次のとおりである。

- ① 当事業年度の事業計画に関する書類
事業計画の概要および収支予算書
 - ② 前事業年度の決算に関する書類
事業の実績報告、損益計算書、貸借対照表、損失処理計算書
- 当事業年度の事業計画に関する書類として収支予算書が提示されているが、営利企業における基本的財務諸表は損益計算書であり、予算書も損益予算書として作成、報告すべきである。また、財務諸表は会計方針、注記等があって始めて意味をもつものであり、議会に報告する書類が数値のみの損益計算書および貸借対照表等では、議会が適切に審議し得る資料としては不足していると考ええる。議会に対する報告には、第3セクターとしての説明責任を果たすために少なくとも計算書類を添付すべきである。なお、現行のKCTの計算書類等には支配株主との取引の注記が記載されていないことや附属明細書が作成されていない等の不備があった。商法に規定する計算書類を適正に作成することが、

大会社としてのKCTには求められていることに留意する必要がある。

7. 第3セクターに対する指導について

経営状況が悪化した第3セクターについて事業の存続を選択した場合に市は、速やかに経営改善計画を策定するよう指導等を行うことが求められている(第3セクターに関する指針平成11年自治大臣官房総務審議官発)。

KCTについては平成14年度と平成15年度の損益計画表(貨物取扱量、営業収入、営業費用、営業利益、営業外損益、当期損益、償却前損益を1表にしたもの)がある。

しかし、平成16年度以降の経営改善計画は、策定に向けて検討されているものの、その前提条件となっている株主・関係者の協力が担保されていないため、確定には至っていない。

KCTの現在の状況を考慮すると、早急に具体的な経営改善策を策定する必要がある。

8. 第3セクターの経営について

株式会社の株主は、有限責任制度により出資の範囲で義務を負っている。しかし、第3セクターにおいては、市は単なる株主としての法的義務のみを考えるべきではない。市は、納税者である市民との関係で、市民からの受託責任があるため、株主としての権利を積極的に行使して市の財産の保全を図る使命があると考えられる。

よって、出資目的に沿った事業活動を展開していることを確認するだけではなく、経営・財務の健全性にも注意を払うことは当然の責務である。

設立時の地域産業の振興発展等の構想も大切であるが、現実のコンテナターミナル事業が効果的かつ効率的に事業展開していることを監視・確認することの方がより大切である。

業績不振の原因としては、設立時に地域振興などに重点がおかれ、事業性の検討が不十分なまま需要の甘い見通しを立てたこと等が考えられるが、実質破綻に至った主因は、事業責任の所在が曖昧なまま当事者意識をもって経営を行う主体の欠如にあったと推測される。

現在、地元港運業者から社長等を迎え民間的な発想のもと経営努力をしている。しかし、無報酬かつ兼務であることを考えると、今後、経営トップの人選をどうするかが重要な課題となる。

今後は合理的で達成可能な「事業のあるべき姿」を明確にして、それを具体的なアクションにまで落とし込むことが重要と思われる。なお、実績として港運事業者の協力の下に荷役作業の見直しによる大幅なコス

トダウンの実現、貨物運送事業での黒字への転換等が行われており、業務プロセスの更なる改善を推進する必要がある。今、KCTは、収益向上を目指して積極的なマーケティング活動の必要性が求められている。

一般的に官民の共同出資により設立される第3セクターは、公共性が認められる事業を行うため、事業の採算が取れず、公共による財政支援が必要となる場合がある。その場合、支援の内容および限度を予め合理的に確定しておかないと責任が不明確になるだけでなく赤字の垂れ流しとなる惧れがある。また、事業の破綻時の処理に関する明確な取り決めが無いことが問題の先送りの遠因にもなっている。

市、金融機関、地元港運業者等が、KCTの損失を最小限にすべく努力していることは、一定の評価をすることができる。しかし、熟慮期間としての受忍限度を超える問題の先送りは許されない。また、実質破綻期間等が相当期間を超える場合には、「財産の管理を怠る事実」に該当する可能性もある。よって、筆頭株主としての市は、関係者の協力を得て速やかに問題解決を図る必要がある。

以 上

(別表省略)

赤字3セクKCT
存否巡り住民提訴
同種の訴訟は全国初
累積赤字五十三億円を抱える第3セクター「かわさき港コンテナターミナル」(KCT)の筆頭株主である川崎市が会社整理の申し立てをしないのは、地方自治法が定めた「財産管理を怠る事実」に当たるとして、「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁)は三十日、市を相手として訴訟を提起した。市は「財産管理を怠る事実」を認めないとして、訴訟を打ち切った。訴訟で、KCTを「破綻会社」と判断した監査結果を引用しながら、「財産管理義務を負う市は、速やかに会社整理の申し立てを行うべきで、それをしない不作為は、管理義務を怠るもので違法」と主張している。

オンブズマン側は会見で、「外部監査は、法的措置を取るべき」として今年五月と来年度三月など猶予を与え延命を可能にしたが、私たちがもう待てない」と述べている。読売新聞3年4月1日

読売新聞3年4月1日

K C T 会社整理の住民訴訟の提訴にあたって

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁

同 江 口 武 正

事務局長 清 水 芳 治

1. かわさき市民オンブズマンは、本日、川崎市長阿部孝夫を被告として横浜地方裁判所に対し、「財産管理を怠る事実の違法確認住民訴訟」を提訴した。

この住民訴訟は、K C T《かわさき港コンテナターミナル株式会社》の筆頭株主である川崎市として、同社に関し商法第 3 8 1 条に基づき会社の整理開始の申立をなすべきところ、これを怠っている不作為につき、その違法確認を求めたものである。そして、これは、昨年 1 2 月 2 4 日に行った監査請求及びそれを棄却した本年 3 月 1 9 日付監査請求の結果通知をうけて提訴されたものである。

2. K C T は、川崎港をハブ港機能をもったものとする、との基本構想に基づいて平成 6 年 5 月 1 0 日、川崎市を筆頭株主（5 0 . 8 % の出資）として設立された。

K C T は幻の基本構想のもと、貨物需要の過大予測計画を立てて出発したものの、現実には経費支出に見合った貨物取扱量に達せず、必然的に赤字の累積を生み出し、設立当初から破綻の危機を内在していた。

こうした赤字経営の打開のため、川崎市は平成 1 0 年 4 月に港湾施設利用料の半額化などの支援策を打ち出し、平成 1 2 年 1 2 月にはガントリークレーン使用料の無料化の追加支援策を導入し、以後、経済内容の具体的検討もなしにその支援を続行した。

しかし、川崎市の支援策や銀行団、関係会社の各種支援にもかかわらず、K C T の経営は悪化の一途をたどり、現在にあっては K C T は破綻会社に陥るに至っ

た。

3. かわさき市民オンブズマンは、前記2度にわたる支援策に対し、平成10年6月30日と平成12年3月14日にそれぞれ監査請求を行った。また、平成14年5月23日には市長に対する減免措置相当額の損害賠償を求める監査請求を行った。

しかし、監査結果（内部監査）は、KCTの経営実態の危機を指摘しつつも、行政の裁量権等を理由として、いずれもこれを棄却（却下）した。

そこで、かわさき市民オンブズマンは、従前の監査請求の趣旨を生かして、その上で究極の選択ともいうべき、会社整理もしくは会社更生の申立をKCTにつき行うべしとして、昨年12月24日、監査請求を行い、同時に外部監査の採用を申立てた。

4. 4回目の監査請求にあつては、外部監査が採用され、外部監査人は、本年3月7日にその報告書を提出し、かわさき市民オンブズマンがかねてから主張してきたとおりKCTが破綻会社となっていることを認定した。

他方、同報告は、筆頭株主である川崎市として会社整理もしくは会社更生の申立を行うべきか否からについては誤った法的判断のもとに、現時点においては、という限定的な表現のなかで、その法律上の義務なしとして、これを免責した。そこで、その誤りを糾し、健全な地方財政の確立をめざして、かわさき市民オンブズマンは本日の提訴に踏み切った。

川崎市は、「行財政改革プラン」を公表し、地方財政の健全化をめざすことを宣明した。

しかし、ムダな公共事業の中止、塩漬け土地問題の解決、入札制度の抜本的改善に基づく談合防止策の確立とともに第三セクター問題にメスを入れ、その廃止、統合を図ることは、避けて通れない課題となっている。

かわさき市民オンブズマンは、KCT問題の抜本的解決をめざすとともに、それを皮切りに第三セクター問題にひきつづき奮闘してゆくものである。

訴 状

平成15年3月31日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司
同 高 橋 利 明
同 篠 原 義 仁
同 渡 辺 登代美

横浜地方裁判所

民事部 御 中

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所内

原 告 かわさき市民オンブズマン
代表者代表幹事 篠 原 義 仁
同 江 口 武 正

〒231-0012 横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6階

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9 光丘四谷ビル6階

四谷見附法律事務所

弁護士 高 橋 利 明

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル802号

(送達場所)川崎合同法律事務所

電話044-211-0121 FAX 044-211-0123

弁護士 篠 原 義 仁

渡 辺 登代美
岩 村 智 文
児 嶋 初 子
根 本 孔 衛
西 村 隆 雄
畑 谷 嘉 宏
藤 田 温 久
三 嶋 健
神 原 元
川 口 彩 子
山 下 芳 織

〒210-0004 川崎市川崎区宮本町1番地

被 告 川崎市長 阿 部 孝 夫

財産管理を怠る事実の違法確認請求住民訴訟事件

訴訟物の価額 金 95万円

貼用印紙額 金 8,200円

第1 請求の趣旨

1 被告が、下記の財産管理行為を怠る事実が違法であることを確認する。

記

横浜地方裁判所川崎支部に対し、かわさき港コンテナターミナル株式会社に
つき、同社の株主として簡法第381条に基づき会社の整理開始の申立をなす
こと。

2 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、川崎市内の前記屑書地に事務所を置く住民団体であり、権利能力なき社団であるが、地方自治法上の住民監査請求（同法第242条）及び住民訴訟（同法第242条の2）の主体である「住民」として、その権利行使をする権能を有するものである（資格証明参照）。

(2) かわさき港コンテナターミナル株式会社（以下、KCTという）は、平成6年5月10日に設立され、川崎市が50、8%の出資を行い、筆頭株主となっている（甲1、甲4。甲3で川崎市は銀行団に損失保証）。

被告は、川崎市長としてその財産を管理するもので、地方自治法第242条の2、1項3号に係る「怠る事実」の違法確認請求の相手方たる執行機関である。

2 KCTの営業実態と経営破綻

(1) KCT設立の前提となる基本構想は、世界最大級のコンテナ船の入港可能な港、すなわち、ハブ港の機能を持たせようとするものである（甲2、甲25）。

しかし、平成6年の設立当初からの港湾、道路、運輸、交通その他の社会的基盤整備等からみて、全国屈指の東京港、横浜港に挟まれた立地条件の中で、川崎港がハブ港の機能を有することは到底不可能であって、KCTは幻の基本構想を前提として、貨物需要の過大予測計画を立てたものの、現実には経費支出に見合った貨物取扱量に達せず、必然的に赤字の累積を生み出し、その結果、現在に至っては実質的に破綻に陥るところとなっている（甲25、甲39）。

このことについては、後述する監査請求の結果においても監査委員（外部監査人報告）は、

「『実質的に破綻している会社』を『長期間債務超過が継続し、今後相当

の期間において、債務の返済が困難な会社』と定義するならば、KCTは『実質的に破綻している会社』に該当している」といえる

と結論づけているところである（甲42）。

(2) ちなみに、KCTは、平成8年度で15億円、平成9年度で10億円の赤字決算となり、平成11年度に至っては4年連続赤字、累積赤字は44億円、12年度も8億円の赤字見込となるに至った。

そのため、川崎市は平成10年4月に入り、港湾施設使用料の半額化（年間、0.6億円の減免）とKTCへの追加資本の投入を計画するに至った（この外、別の第三セクター「川崎臨港倉庫株式会社」の収入源である埠頭管理料のKCTへの一部移譲（年間2.25億円）も決定した）。

次いで、平成12年12月に至り、KCTは、「54億円融資」につき銀行団に金利引き下げを要求し、これに呼応して、川崎市はKCTに係るガントリークレーン使用料（年間使用料1.1億円、5年間の免除額7.4億円）の無料化を決定し、格別の支援措置を講じた。（これに対しては、平成10年6月30日と平成12年3月14日に原告かわさき市民オンブズマンとして監査請求済み）（以上につき、甲5～甲20）。

(3) しかし、2回にわたる監査請求は棄却され（甲13、甲21）、川崎市は前記支援策を実行した（但し、KCTへの川崎市による新たな資金投入は中止された）。

他方、KCTは専門家による検討委員会の審議の結果、オンブズマンが指摘したとおり会社の存続が否定されるに至り（甲27、甲40）、これを受けて平成13年12月、新市長の誕生に伴って川崎市及び川崎市長は、一旦この結論を受け入れる姿勢を示したが（甲28、甲29）、平成14年に入り、経費節減等を図ることを条件としてその存続を認め、前記支援策を続行した（なお、原告かわさき市民オンブズマンは、平成14年5月23日に3回目の監査請求）（甲30～甲32、甲36）。

(4) しかし、それにもかかわらず、KCTの経営実態は改善されることなく推移した(甲33～甲35)。

その結果、前記外部監査請求人報告も

「KCTは平成6年の設立当初から、毎期大幅な赤字を計上しており、平成13年度末における未処理損失累計額は、5,292百万円にのぼっており、また債務超過額も、4,682百万円となっている」とし、それに続けて

「KCTは川崎市から港湾施設使用料の減額(平成10年度より)、ガントリークレーン使用料免除(平成12年度より)の支援を受けている。

また、平成14年度及び平成15年度において新たに、金融機関からの金利減免、地元港運業者からの出向者の出向料の免除、荷役作業の見直しによるコストダウンへの協力などを受け、償却前利益、すなわち営業キャッシュフローが黒字となる見通しを持っている。

しかし、営業キャッシュフローが黒字となったとしても、民間の会社では得られない支援を前提としたものであり、民間営利法人としての採算性を考えれば、経営は決して健全な状態とはいえない。

一方、財務キャッシュフローの面では、平成13年度において短期借入金5,400百万円、及び長期未払金1,084百万円の残高があり、その返済見通しは立っていない。」

とし、前述したとおりKCTを「破綻」会社と結論づけた(甲42)。

3 会社整理の申立

(1) 地方財政法第8条は

「地方公共団体の財産は、常に良好な状態において管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない」と定めている。

一方、商法第381条は、会社経営につき、債務超過に陥る虞れのあると

きは、6カ月より引続き発行株式の総数の100分の3以上の株式を有する株主の会社整理開始の申立につき、これを規定している。

すなわち、川崎市は発行済株式総数の50.8%の議決権株式を所有しており、会社整理の申立権者に該当している。

(2) そこで、会社整理申立の要件である「債務超過に陥る虞れのある」ときに該るか否かについて検討すると、KCTの営業実態は前述したとおり、すでに破綻している状態であり、十二分にこの要件を充足するところとなっている。ところで、株主たる川崎市に対する執行機関としての市長以下の財産管理義務についていえば、それは委任類似の「善管義務」にほかならない。

ちなみに、地方自治法第138条の2は「執行機関の義務」として

「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の決議に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づき当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、及び執行する義務を負う。」と定めている。

そうだとするとここでの義務は、「そのまま放置しておけば株式の価値の下落を招く」という要件で、必要にして十分となっている。

前記監査結果(甲42の2、12頁)も、「確かに、KCTが現在のような赤字経営を続けるとすれば、川崎市の所有するKCTの株式の価値は減少する」、としているのであり、要件は充足している。

従って、被告は、速やかに横浜地方裁判所川崎支部に対し、KCTに係る会社の整理開始の申立を行うべきであり、それを行わない被告の不作为は、その管理義務を怠るものとして違法の評価を免れないところである。

(3) ところで、原告は、平成10年6月30日に第1回目の、平成12年3月14日に第2回目の、平成14年5月23日に第3回目の監査請求をそれぞれ行った(甲11、甲17、甲36)。

これら監査請求は、KCTが当時すでに破綻状態、もしくは近々にも破綻状態に陥ることを理由として、第1回目及び第2回目の監査請求にあっては、川崎市に係る各種支援策の中止（差止請求）を求め、第3回目の監査請求にあっては、関係職員（市長）の減免措置相当額の損害賠償を求める形で行なわれたが、いずれもこの請求は内部監査委員の結論として棄却された（甲13、甲21、甲38）。

ちなみに、第3回目の監査請求においては、要約的にいうと

「KCTが経営面で極めて憂慮すべき事態に立ち至っていることは事実であるとしながらも、『港湾振興対策上の必要性』『損害賠償責任の要件』『経営改善策の効果』などについて監査委員の意見の一致を見ず、結論に到らず」
との理由にもならない理由で棄却された（甲38、甲42）。

しかし、地方財政法第8条、地方自治法第138条の2の規定からして、商法第381条に基づく会社整理の申立は必須であり、かつ、すでに3回にわたる前記監査請求で、三たびにわたって「執行猶予」をうけてきた川崎市の執行機関として、被告には今や、裁量の余地はなく、速やかな会社整理の申立が義務づけられているところである。

4 監査請求の経由

原告は、平成14年12月24日、川崎市監査委員に対し、

「KCTの業績は、川崎市作成の収支見込みにつき指信できず、赤字体質の改善は不可能で早期の倒産を免れない。

こうした状況の中で、川崎市は出資50.8%の筆頭株主として前記会社の会社整理もしくは、更正手続開始の申立を行うべきであり、請求人はその措置請求を求め、すなわち、地方自治法第242条に基づき、執行機関である川崎市長及び同職員に、前記「怠る事実」の是正を求めて本請求に及んだ次第である。」

として監査請求の申立を行い、あわせて、地方自治法第252条の4第1項

の規定に基づき個別外部監査請求契約に基づく監査によることを求め、その結果、外部監査請求が認められるところとなった（甲42、資料としては、前記証拠に加え、甲39～甲41、甲43、甲44）。

外部監査人は、平成15年3月7日、川崎市監査委員に個別外部監査結果報告書を提出し、これをうけて、川崎市監査委員は、その結果報告をふまえて、同年3月19日、本件監査請求を棄却する旨の通知を原告に対し行った（甲42、甲45、甲46）。

5 まとめ

そこで、原告は健全な地方財政を確立するため、被告の前記財産管理を怠る事実につき、その違法確認を求めて本訴に及んだ次第である。

証拠方法		
証拠説明書記載のとおり		
付属書類		
1	委任状	1通
2	資格証明（原告）	1通
3	甲号証 正、副本各1通	

「北部医療施設」で談合情報

市発注3工事 業者を聴取へ

川崎市が多摩区宿河原に整備する「北部医療施設」の建設、空調設備、衛生設備の各工事について「談合で落札業者が決まっている」という事前情報が十六日まで、読売新聞に寄せられた。市民団体「かわさき市民オンブズマン」（代表幹事・篠原義仁弁護士）にも建設工事に関する同様の情報が寄せられ、オンブズマン側は同日、市に調査を申し入れた。いずれの工事も二十三日に一般競争入札が予定されているが、市財政局は「参加業者を対象に事情聴取を行い、入札の延期を含めた対応を検討する」としている。

ら二〇〇五年八月までの工
期を予定している。

読売新聞への情報では

「建設工事は大手セネコン
三社と地元企業一社の計四
社によるJV（共同企業体）
が落札する」などと具体的
な社名を挙げて指摘してい
る。空調、衛生の両設備工
事でも「それぞれ三社ずつ
のJVが落札する」と都内
の業者などの社名を挙げて

いる。

一方、オンブズマン側には「談合で入札予定をJV
六グループに絞った上で、
落札するグループが決まっ
ている」との情報があり、
建設工事で読売新聞への情
報と同じJV各社を挙げて

上限となる予定価格は、建
設が約百五億九千五百万
円、空調が約三十九億二千
二百万円、衛生が約二十二
億九千五百万円。
北部医療施設は、救急災
害医療センターを備えた地
域医療の拠点として、二〇
〇五年度に開設する予定。
市によると、落札価格の一
十六診療科、ベッド数三百

七十六床。病院棟は地上六
階、地下二階建てで、用地
取得費を除いた総事業費は
約三百億円。市が建設し、
管理運営を聖マリアンナ医
科大に委託する。施工業者
を入札で決めた後、来月か

読売新聞 2年8月17日

「談合情報」に関する

申 入 書

2002年8月16日

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソファ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所内

Tel044-211-0121 FAX 044-211-0123

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁

同 江口武正



川崎市長

阿部孝夫 殿

1. かわさき市民オンブズマンは、市民の目線から行政に係る「税金のムダ遣い」を追及して、川崎市に意見具申を行い、監査請求、住民訴訟を通じてその活動を展開しています。

すでにご承知のとおり、オンブズマンは、「税金のムダ遣い」の主要なものの一つに公共事業に係る談合問題があるとして、下水道談合事件をはじめ各種取り組みを精力的に継続しています。

2. こうしたオンブズマン活動は、広く市民に支持され、「税金のムダ遣い」を指摘する、市民からの情報がオンブズマンに寄せられるところとなっています。

本年8月初旬、オンブズマンにあてて、内部情報に精通したと思われる市民より談合疑惑の情報が寄せられました。

オンブズマンは、その情報を詳細に検討しましたが、その内容は内部情報に触れ、しかるべき立場にないと把握できないものであること、そして、その情報は

一般的、抽象的な指摘の範囲を超え、具体的指摘をも含んでいること等から、オンブズマンとして、取り上げるのに値すると判断し、その上で予め、「談合疑惑」を川崎市当局に伝え、市当局のしかるべき調査と適正な対処を要請するのが適切と判断するに至りました。

3. 前記情報は、平成14年8月23日入札予定の川崎北部市民病院建設に係る公共事業に対するもので、この種公共事業にあっては通常10数社（ジョイント方式によるグループ）の入札があるところ、前記事例にあっては、談合の結果

(1) 入札予定グループは6グループに特定されている。

ちなみに、入札の常連業者である大林組（グループ）は6グループに入っていない。

(2) その6グループのなかで落札グループは確定している

(3) 確定しているグループは、具体的にいうと清水・戸田・鉄建建設の三社とそれに川崎のA級指定業者も加わり、その中心を清水建設が担っているというものです（なお、情報提供者は、工事積算額も具体的に指摘しています）。

4. もとより、オンブズマンには、警察・検察当局のような捜査権限があるわけではなく、あくまでも不確定要素を含む「談合疑惑」情報としてお伝えし、市当局の適切な措置を期待するところです。

このまま8月23日の入札日程を維持するのか、それとも「談合疑惑」の解明作業をまって入札日程を実行するのも含め、当局の賢明な対処を要請し、申入する次第です。

北部医療施設巡る談合情報

市、3工事の入札中止

川崎市が多摩区宿河原に一般競争入札を中止するこ
整備する「北部医療施設」とを決めた。
の建設、空調設備、衛生設
備の各工事について談合情
報が寄せられた問題で、市
財政局は十九日、二十三日
に予定されていた三工事の

で入札再開の時期など今後
の対応を検討していくとい
う。

同局は、三工事のうち施
設の建設工事について、入
札に参加する予定だったJ
V（共同企業体）数グルー
プから事情聴取を行った上
で、同局は九日に参

加予定業者の事情聴取を行
った。

この聴取で業者は談合を
否定したため、同局は業者
に誓約書を寄せ、二十三
日に入札を行う予定だっ
た。同局は、空調設備、
衛生設備の工事に再度談
合情報寄せられたことか
ら、二工事の入札の中止を
決めたが、参加業者に対す
る再調査は行わないとい
う。

読売新聞 2年 8月 20日

談合疑惑情報で 業者に事情聴く

市、いずれも否定

川崎市は20日、談合疑
惑情報寄せられた北部
医療施設（市立病院）新
築工事のうち、本工事
の入札に参加予定の業者
を呼び、事情を聴いた。
業者はいずれも談合の事
実を否定したという。市

は、業者に対し、談合の
事実がないこと、今後も
疑惑を招くような行為は
しないことなどを盛り
込んだ誓約書を21日ま
でに提出するよう求め
た。

朝日新聞 2年 8月 21日

談合情報で来月 5日に再公告

川崎市北部
医療施設入札

「川崎市北部医療施
設」（同市多摩区）の
建設工事入札に談合情
報が寄せられ、入札が
一時中止になった問題
で、市は29日、公告内

容を一部変更したうえで
9月5日に再公告を行う
ことを決めた。

あわせて談合などの
不正行為に対する賠償
金の割合を、契約金額
の10%から25%に引き上
げ、完成期限を約1カ
月半引き延ばした。入
札は建設と同時に空調
設備や衛生工事などが
行われ、新規業者も参加
できる。

同市は談合情報を受
け、今月20日に全業者か
ら事情聴取を行ったが、
談合の事実を確認できな
かった。

毎日新聞 2年 8月 30日

川崎市公報

毎月2回10日25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 文昭堂印刷株式会社

購読料 (前納)
1 年 10,800円
1 月 900円

目 次

【公告(調達)】

◇一般競争入札の公告 (第107号) 1

◇一般競争入札の公告 (第108号) 3
◇一般競争入札の公告 (第109号) 4

公 告 (調 達)

川崎市公告 (調達) 第107号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成14年 6 月17日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名

北部医療施設新築工事

(2) 履行場所

川崎市多摩区宿河原 1 丁目1470番 1 ほか

(3) 履行期限

平成17年 8 月31日限り

(4) 工事概要

構造規模

病 院 棟 鉄骨鉄筋コンクリート造

地下 2 階、地上 6 階建 (免震構造)

駐車場棟 鉄筋コンクリート造

地下 3 階、地上 1 階建

建築面積 6,934.87㎡

延べ面積 35,785.46㎡

(5) 予定価格

10,594,500,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている 4 者 (以下それぞれ「代表者」「構成員 2」「構成員 3」「構成員 4」という。) により結成されている共同企業体でなければなりません。

ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を10%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を下回っ

てはいけません。

(1) 共同企業体のすべての構成員に必要な条件

ア 川崎市契約規則第 2 条の規定に該当しないこと。

イ 平成13・14年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」で登載されていること。

なお、現在上記名簿に登載されていない者 (現在登載されているが当該業種で登載されていない者を含む。) で当該入札に参加を希望する者は、平成14年 7 月 1 日 (月) までに競争入札参加資格審査申請の手続きをとること。(競争入札参加資格審査申請についての問い合わせ先は下記 3 (1) に同じです。)

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 建設業退職金共済制度に加入していること。

オ 本工事の競争参加申込みにあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 代表者に必要な条件

ア 平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が1,250点以上であること。

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 監理技術者資格者証 (業種「建築」) の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

エ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地下 1 階地上 6 階建て以上、かつ延べ面積が 20,000㎡以上の建築物の完工実績 (元請けに限る。) を平成 4 年 4 月 1 日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

(3) 構成員 2 に必要な条件

平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請

時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が1,000点以上であること。

(4) 構成員 3, 4 に必要な条件

平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が836点以上であること。

3 競争参加申込書等の配布

次により、競争参加申込書及び入札説明書を配布します。

(1) 配布場所

川崎市財政局管財部契約課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2100

(2) 配布期間

平成14年6月17日(月)～平成14年7月1日(月)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時～正午 午後1時～午後4時

4 設計図書類の閲覧

次により、設計図書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により所定の競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記3(1)に同じ

(2) 提出期間 上記3(2)に同じ

(3) 提出方法 持参

6 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及びまちづくり局契約後VE方式試行要領書を交付します。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成14年7月8日(月)午前9時～正午

(3) その他

競争参加資格が有ると認めた者には、設計図書類の取得について別途指示します。なお、その費用は実費負担とします。

7 競争参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時

平成14年8月23日(金) 午後2時30分

(4) 入札書の提出場所

川崎市入札室

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 地下1階

イ 郵送による入札の場合

(7) 入札書の提出期限

平成14年8月21日(水) 必着

(4) 入札書の提出先

上記3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 上記8(1)ア(7)に同じ

(4) 開札の場所 上記8(1)ア(4)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であり、当該契約の適正な履行が確保されないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 適用(必ず申請してください。)

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(1)に同じ

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は上記3(1)で閲覧できます。

(4) 契約後VE方式の試行

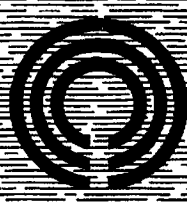
建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案を受け付けます。

(5) その他

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事です。

11 Summary

(1) Subject matter of the contract:



川崎市公報

毎月2回10日25日発行
発行所 川崎市役所
印刷所 文昭堂印刷㈱

購読料(前納)
1 年 10,800円
1 月 900円

目	次
[公告(調達)]	
◇一般競争入札の公告(第140号)	1
◇一般競争入札の公告(第141号)	3
◇一般競争入札の公告(第142号)	4

公 告 (調 達)

川崎市公告(調達)第140号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成14年 9 月 5 日

川崎市長 阿 部 孝 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 件 名
北部医療施設新築工事

(2) 履行場所
川崎市多摩区宿河原 1 丁目1470番 1 ほか

(3) 履行期限
平成17年10月17日限り

(4) 工事概要

構造規模

病 院 棟 鉄骨鉄筋コンクリート造
地下 2 階, 地上 6 階建 (免震構造)

駐車場棟 鉄筋コンクリート造
地下 3 階, 地上 1 階建

建築面積 6,934.87㎡
延べ面積 35,785.46㎡

(5) 予定価格
10,594,500,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 競争参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしている 4 者 (以下それぞれ「代表者」「構成員 2」「構成員 3」「構成員 4」という。) により結成されている共同企業体でなければなりません。

ただし、共同企業体の出資割合は、すべての構成員を10%以上とし、代表者は、他の構成員の割合を下回ってはいけません。

(1) 共同企業体のすべての構成員に必要な条件

ア 川崎市契約規則第 2 条の規定に該当しないこと。

イ 平成13・14年度川崎市工事請負有資格業者名簿に業種「建築」で登載されていること。

なお、現在上記名簿に登載されていない者 (現在登載されているが当該業種で登載されていない者を含む。) で当該入札に参加を希望する者は、平成14年 9 月13日 (金) までに競争入札参加資格審査申請の手続きをとること。(競争入札参加資格審査申請についての問い合わせ先は下記 3 (1) に同じです。)

ウ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

エ 建設業退職金共済制度に加入していること。

オ 本工事の競争参加申込みにあたって、本工事の他の共同企業体の構成員になっていないこと。

(2) 代表者に必要な条件

ア 平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が1,250点以上であること。

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 監理技術者資格者証 (業種「建築」) の交付を受けた技術者を専任で配置できること。

エ 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で地下 1 階地上 6 階建て以上、かつ延べ面積が20,000㎡以上の建築物の完工実績 (元請けに限る。) を平成 4 年 4 月 1 日以降に有すること。ただし、共同企業体により施工した工事については、出資割合が20%以上であること。

(3) 構成員 2 に必要な条件

平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請

時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が1,000点以上であること。

(4) 構成員 3、4 に必要な条件

平成13・14年度川崎市競争入札参加資格審査申請時における経営事項審査結果通知書の「建築一式」の総合評点が836点以上であること。

3 競争参加申込書等の配布

次により、競争参加申込書及び入札説明書を配布します。

(1) 配布場所

川崎市財政局管財部契約課
〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2100

(2) 配布期間

平成14年9月5日(木)～平成14年9月13日(金)
(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
午前9時～正午 午後1時～午後4時

4 設計図書類の閲覧

次により、設計図書類を閲覧することができます。

(1) 閲覧場所 上記3(1)に同じ

(2) 閲覧期間 上記3(2)に同じ

5 競争参加申込書の提出

入札に参加を希望する者は、次により所定の競争参加申込書を提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記3(1)に同じ

(2) 提出期間 上記3(2)に同じ

(3) 提出方法 持参

6 競争参加資格確認通知書の交付

競争参加申込書を提出した者には、次により競争参加資格確認通知書及びまちづくり局契約後VE方式試行要領書を交付します。

(1) 交付場所 上記3(1)に同じ

(2) 交付日時 平成14年9月19日(木)午前9時～正午

(3) その他

競争参加資格が有ると認めた者には、設計図書類の取得について別途指示します。なお、その費用は実費負担とします。

7 競争参加資格の喪失

上記2の各号のいずれかの条件を欠いたときは、競争参加資格を喪失します。

8 入札手続等

(1) 入札の方法

ア 持参による入札の場合

(7) 入札書の提出日時

平成14年10月9日(水) 午後2時30分

(4) 入札書の提出場所

川崎市入札室

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市役所本庁舎 地下1階

イ 郵送による入札の場合

(7) 入札書の提出期限

平成14年10月8日(火) 必着

(4) 入札書の提出先 上記3(1)に同じ

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 上記8(1)ア(7)に同じ

(4) 開札の場所 上記8(1)ア(4)に同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、その者の入札価格が著しく低価格であり、当該契約の適正な履行が確保されないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で入札を行った他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金 免除

(2) 前払金 適用(必ず申請してください。)

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) 当該契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限りします。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は上記3(1)で閲覧できます。

(4) 不正行為に対する賠償金

この契約においては、川崎市工事請負契約約款第53条第1項に規定する不正行為に対する賠償金を、請負金額の10分の2.5に相当する額とします。

(5) 契約後VE方式の試行

建設工事のコスト縮減を図るため、契約締結後に、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について行う提案を受け付けます。

(6) その他

この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実

「北部医療施設」入札

情報通りのJV落札

建設と 空調設備 市、公取・県警に報告へ

談合情報が寄せられ、延期されていた「川崎市北部医療施設」の一般競争入札が九日行われ、建設と空調設備は情報通りの共同企業体（JV）が落札した。また、衛生設備を落札したJVを構成する三社中二社までが情報と同じだった。市は十五日に契約するが、ほぼ情報通りの業者が落札した事実を公正取引委員会と県警に報告する方針。

予定価格の94.5%で 建設

建設工事（予定価格百億九千万円）は、都内に本社のあるゼネコン三社と市内の業者が組んだJVが九十五億四千万円で落札した。予定価格に対する落札価格率は94.5%で、市契約課は「非常に高い」とも低いとも言えない結果」と分析している。このJVの最大手業者は「情報で指に読売新聞に寄せられた情報と異なっていた。空調、衛生設備の落札価格の割合はいずれも80%台で、同課は「通常より低い落札価格だ」としている。

一方、空調設備は都内と静岡、川崎両市の三業者に、衛生設備は三社中二社までが情報と同じだった。市は、いったん入札を延期した後の先月下旬にも二回談合情報が寄せられた。すでに「不正行為が認定された場合の損害賠償金を契約額の10%から25%に引き上げる」との厳しい条件で業者の再募集をした後だったため、市は入札の再延期をせず、改めて参加業者から事情聴取し、誓約書を取った上で入札を実施した。市財政局の中橋徹契約課長は「入札の再公告を行うなど、市は適正な手続を取ったが、談合は確認できなかった」としている。

今回の入札について、かわさき市民オンブズマンの篠原義仁代表幹事は「事前

情報が明らかになり、落札率は数割は下がったようだが、業者がもうけを減らしただけで、談合体質は変わらない。監視を怠れば、また元に戻ってしまうだろう」と話している。

読売新聞 2年10月10日

[illegible]

オンブズマン監査請求へ

ンブズマン」(代表幹事・

篠原義仁并護士ら）は十九日、「談合により川崎市が損害を受けたと推定できる」などとして、市が業者側を相手取って損害賠償請求を行うことを求める住民監査請求を今月二十五日に起こす方針を決めた。併せて、市に入札制度の改善を申し入れる。

同施設の入札は、建設と空調設備は情報通りのJ・Vが落札。衛生設備を落札したJ・Vを構成する三社中二社が情報と同じだった。最も金額の大きい建設工事は、都内に本社のあるゼネコン三社と市内の業者によるJ・Vが九十五億四千万円（税抜き）で落札した。事前に公表された予定価

読売新聞 2 年 11 月 20 日

市医療施設談合で
市民オンブズマン

「川崎市北部医療施設」の一般競争入札で談合情報
が寄せられ、情報通りの共
同企業体（JV）が建設工
事などを落札した問題で、
市民団体「かわさき市民オ
ンブズマン」（代表幹事・
篠原義仁弁護士ら）は二十
五日、川崎市による、県警
への告訴、公正取引委員会
への告発、業者を相手取っ
た損害賠償請求をそれぞれ
求める住民監査請求書を市
監査委員に提出した。請求

書で「各JVの行為は、独占禁止法違反や刑法の談合罪に該当する」などと指摘した。

同オンブズマンは落札価格率が90%を超えた建設工事に絞って監査請求した。

また、同日、市に対して①建設工事の契約解除②談合が明らかにした場合の損害賠償義務制度の確立など入札制度の改革——など四点を申し入れた。篠原代表幹事らは同日、会見を開き、「建設工事では予定価格(百億九千万円)の少なくとも約10%相当の不当利益が業者に流れた」と指摘した。

読売新聞 2 年 11 月 26 日

市の調査不十分と批判

オンフスマン「聞き取り1社2、3分」意見陳述

「川崎市北部医療施設」の一般競争入札で事前の談合情報通りの共同企業体（ＪＶ）が建設工事を落札したため、市民団体「かわさき市民オンブズマン」代表幹事・篠原義仁弁護士らが川崎市による刑事告訴などを求めている住民監査請求で、篠原代表幹事らオンブズマンのメンバー五人が十八日、市監査委員に對し意見陳述を行った。オリーブズマン側は、談合情報を告発したのが業界関係者だった事実を明らかにし、「談合の有無を確かめる聞き取り調査は、一社当たり二、三分に過ぎなかった」として、市の調査の不十分さを批判した。

陳述は同日午後、約一時

間行われた。篠原代表幹事は「今回の問題は氷山の一角」とした上で、落札額が九十五億四千万円（税抜き）の同施設建設工事の場合、自治体側の損害額は数十億円にも上ると指摘した。ほかに「市はなぜＪＶを組み替えさせなかったのか」「市民は納税に苦しんでいるのに、無駄な支出でくや

しい」と厳しい声が上がった。

読売新聞 2 年 12 月 19 日

同日は市側も陳述し、①落札価格率は94・5%と適正で損害賠償を求めることではない②県警と公正取引委員会に資料提供しているのので、告訴などは行わない——との見解を示した。

一方、オンブズマン側が申し入れていた入札制度の改善要求に対し、市側は「来年度から電子入札を予定している」などと回答した。

監 査 告 示

川崎市監査告示第1号

個別外部監査人の監査の事務の補助について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、個別外部監査人品田和之の監査の事務を次の者に補助させることについて協議が調ったので、次のとおり告示します。

平成15年 1 月28日

川崎市監査委員 館 健 三
同 三 原 克 己
同 市 古 映 美
同 平 子 瀧 夫

氏 名	住 所	補助できる期間
平 川 修	東京都世田谷区 等々力6丁目 13番2号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
鈴 木 豊	東京都大田区萩中 2丁目1番8号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
岡 田 三夫	千葉県松戸市 緑ヶ丘1丁目 84番1号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
楠 山 正典	埼玉県坂戸市緑町 29番4号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
中 里 哲三	東京都江戸川区 春江町5丁目 21番地49	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
中 村 秀基	神奈川県横浜市 中区白根1丁目 3番13号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
北 村 佑介	神奈川県横浜市 西区西戸部町 3丁目284番7号 アレイ宮崎103号	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで
木 崎 利郎	東京都墨田区 亀沢3丁目16番 1号増田ビル301	平成15年1月28日から 平成15年3月24日まで

監 査 公 表

15川監公第2号

平成15年 1 月22日

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求に係る監査の結果について（公表）

平成14年11月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員 館 健 三
同 三 原 克 己
同 市 古 映 美
同 平 子 瀧 夫

（別紙）

14川監第500号

平成15年 1 月22日

請求人

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠 原 義 仁 様
同 江 口 武 正 様
事務局長 清 水 芳 治 様

川崎市監査委員 館 健 三
同 三 原 克 己
同 市 古 映 美
同 平 子 瀧 夫

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求に係る監査の結果について（通知）

平成14年11月25日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知いたします。

〔請 求〕

川崎市監査委員 殿

2002年11月25日

（請求人）

川崎市川崎区砂子 1－10－2
ソシオ砂子ビル802号
川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠 原 義 仁
同 江 口 武 正
事務局長 清 水 芳 治

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求書

第1. 請求の趣旨（主張事実）

1. 川崎市は、川崎市北部医療施設に係る新築工事、空調設備工事及び衛生設備工事に関し、平成14年10月9日、一般競争入札を行い、その結果、本体新築工事については、予定価格が10,090,000,000円（消費税を含めると10,594,500,000円）のところ、入札

金額9,540,000,000円(前同10,017,000,000円)、すなわち、予定価格に対する落札価格率94.55%で、ゼネコン3社と川崎市内業者1社が組んだJV(清水・戸田・鉄建・大山共同企業体)が落札し、10月15日に川崎市との間でその契約を行い、同じく空調設備工事も、予定価格が3,734,812,000円(前同3,921,552,600円)のところ、入札価格3,174,600,000円(前同3,333,330,000円)、落札価格率85.00%で新菱・菱和設・東都熱共同企業体が、衛生設備工事も、予定価格2,185,490,000円(前同2,294,764,500円)のところ、入札金額1,940,000,000円(前同2,037,000,000円)、落札価格率88.77%で須賀・城口・一本松共同企業体がそれぞれ落札し、前同日、川崎市との間でその契約を行った。

2. 本件入札は、当初平成14年8月23日に行われる予定であった。しかるに8月初旬以降、マスコミ関係はもちろん、かわさき市民オンブズマンにも談合情報が寄せられ、しかも、談合情報は、川崎市も把握ずみとのことであったが、川崎市はこれに対し適切な対処を行わず、前記期日の入札業務を予定どおり実行しようとした。

しかし、談合は、それ自体刑事処罰に値するところであるが、同時に談合により入札(落札)価格は、適正価格を離れ、予定価格に限りなく近づき(すなわち落札価格率は多くの場合99%前後となり)、その結果、川崎市に対し不当な損害を与える性質のものとなっている。

そこで、かわさき市民オンブズマンは、その後も情報の収集を行い、本体新築工事につき、入札予定グループ(JV)は、6グループに特定され(入札の常連業者、大林組グループは別途の事情からその6グループには入っていない)、しかも6グループ間の談合により落札すべきJVは清水・戸田・鉄建・大山共同企業体に確定しているとの事実を把握するに至った。しかも、前述したとおり、川崎市もその情報を把握ずみという情報も入手した。しかし、川崎市は相変わらず、8月23日の入札を強行しようとした。

そこで8月16日に至り、かわさき市民オンブズマンは川崎市に対し、談合疑惑の解明と解明後の入札を行なうよう申し立てた。

3. 川崎市は、各方面からの談合情報をふまえて、8月23日の入札予定日を10月9日に延期した。

他方、川崎市は、不正行為に対する賠償金の加重、再度公告と新規のJVの入札参加を可とし、JV構成員の変更をも可とする旨の通知を行った。

その結果、10月9日の一般競争入札にあっては、空調設備工事及び衛生設備工事において落札価格率

が85.00%、88.77%と80%台に下り、川崎市の損害発生が縮小したと評価しうる状況となった(なお、衛生設備工事の落札はJV構成3社のうち、1社は変更)。

しかし、本体新築工事については、談合情報どおりのJV(4社)によって落札され、しかも落札価格率は94.55%で、依然として談合の結果、落札価格が不当につり上げられ、川崎市に対し損害を与えたと評価せざるをえない状況となっている。

すなわち、談合がなければ落札価格は、入札予定価格の80%、少なくとも80%台に止まると推定される。ところ、94.55%の落札価格率でそれを上回り、その結果、その差額相当額が川崎市に損害として発生していると推定せざるをえないところとなっている。

第2. 措置請求

本件入札に参加した各JVの行為は、独占禁止法第3条、第89条1項1号(不当な取引制限)に該当し、かつ、刑法第96条の3第2項(談合罪)に該当する犯罪であり、民事上は発注者である川崎市に対する関係で不法行為を構成するものである。

そこで、川崎市としては刑事手続的には前記法条に照らして捜査当局及び公正取引委員会に告訴・告発手続を行なうべきであり、また、民事手続的には、川崎市が蒙った本件損害につきその補填を求める損害賠償請求を行うべきである。

よって、請求人は、地方自治法242条の規定に基づき執行機関である川崎市長及び関係職員に対し、民事手続的な課題としての前記内容の実行を求めて本請求に及んだ次第である。

別添添付資料 手紙と封筒他9点(略)

【監査の結果】

1 請求の受理

本件措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成14年11月25日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 請求人の陳述

地方自治法(以下、「法」という。)第242条第6項の規定に基づき、平成14年12月18日に、かわさき市民オンブズマン代表幹事篠原義仁ほか4名から陳述の聴取を行った。

(2) 監査対象事項

措置請求書の内容及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

平成14年10月9日に入札が行われた「川崎市北部医療施設新築工事」(以下、「本体新築工事」という。)において談合が行われ川崎市に損害が発生しているか、当該談合行為により損害を蒙ったにもかかわらず市に損害賠償請求権の行使を怠る事実はあるか。

(3) 関係職員の陳述

平成14年12月18日に、財政局、まちづくり局及び健康福祉局の関係職員から陳述の聴取を行った。

(4) 監査の期間

平成14年11月26日から平成15年1月22日まで

3 監査の結果

(1) 請求人の主張

ア 本体新築工事に関する談合情報等の経過について(補足)

陳述人のところに、今年の6月下旬から8月上旬にかけ、本体新築工事に関する談合情報が頻繁に入ってくるようになった。

かわさき市民オンブズマンで調べたところ、これらはほぼ事実であると考えられたので、請求人は8月16日に川崎市へ談合疑惑の解明と解明後の入札を求めて申入れを行い、翌日のマスコミ各社は一斉にこのことについて報道した。申入書やマスコミ報道には、落札業者名(共同企業体の構成員名)がはっきりと記されている。

市は入札予定の業者を呼んで事情聴取をしたが、その方法と内容は談合の有無についてそれぞれ2、3分間尋ね、談合はなかった旨業者に文書を提出させるということだけに過ぎないものであった。

陳述人は、このような調査のやり方に憤慨し、電話で市に抗議を行ったが、市に警察権限(調査権、捜査権)は無いとの回答であった。

市は、8月23日当初予定の入札を中止し、業者から事情聴取を行い、賠償金を10%から25%にした。

9月25日、かわさき市民オンブズマンの一人が実名で談合について投書を行った。

市から面談の要請があったため、その者は10月1日に市へ出向き、財政局長の立会のもと市長と面談を行った。

その際、「こういう疑惑があるならば告発しよう。徹底的にやりましょう」と市の姿勢は積極的だったので成り行きを注目していたが、結局、市は県警に報告をしただけであった。

10月9日再度公告による入札が行われ、談合情報通りの業者が落札した。

イ 本体新築工事に関する談合情報への対応について(補足)

本体新築工事については、談合情報通りの落札業者(共同企業体)が予定価格の94.55%で落札している。

市は今回の談合情報に対して、徹底的に調べる、告発するといったいながら、2、3分の事情聴取と文書の提出を求めたのみで、公正取引委員会及び神

奈川県警察本部へは報告だけに止めている。市として告発すべきである。

再度の公告を行い入札を50日遅らせたのであれば、その間に、市は談合情報の共同企業体の構成員4業者に対し、構成員の変更や共同企業体の解体などを働きかけるべきである。再度の入札では、入札する共同企業体(ユニット)の数が増えたに過ぎない。

談合情報が市に届いているにもかかわらず、談合情報通りの業者が、しかも予定価格の94.55%という高率で落札したとなれば、川崎市もその談合に加わっているのではないかと、最近新聞紙上を賑わす「官製談合」という疑いを市民が抱いてしまうのは当然のことである。

談合は犯罪であり、かつ自分たちの利益を守るために行われることから極めて密室性の高い行為である。法の保護がない現在、内部告発等による談合の直接的な証拠や証言は得にくい状況であることから、「談合情報に示された落札業者が実際に落札した」「予定価格に対する落札率が高い」など間接証拠を積み上げることで談合が存在した根拠と考えるべきである。

監査委員は、談合があったという前提で調べていただきたい。

ウ 談合への対応について(補足)

談合は、人に儲けさせるためだけではなく、自分たちも儲けるために行うものである。

談合が一つあれば、その入札に参加したグループの数だけ談合があると言ってよい。

一つの談合で10億円の損害があるとするならば、その4倍、5倍の損害が地方公共団体に及ぶことから、談合はきわめて根の深い問題である。

見返りがなければ談合は成立せず、損ばかりしては企業は経営できない。

その観点にたつと、談合の究明は市の財政改善に大いに役立つ。

市長は行財政改革推進プランをたて、タウンミーティングまで行っているが、その中には談合防止策は盛り込まれていない。しかし、談合防止のため入札制度の仕組みを変えれば、タダで市の財政は改善できるのである。

我々かわさき市民オンブズマンは、11月25日に再度市へ申し入れを行い、その中で入札制度改善の提言をしている。

○談合しにくい、ローテーションが困難な入札制度の確立

○入札参加業者が限られる場合の予定価格の厳格化

○ 談合した場合のペナルティーを厳しくする
○ 談合が明らかになった場合の損害賠償義務制度の確立

○ 談合防止と談合調査事務の明確化

○ 入札業者の資料提供義務の拡大

市は平成15年度に電子入札の導入を予定しているとのことであるが、電子入札だけでは不十分である。どのようにすれば談合が無くなるかという視点で研究を行い、監査委員からも提言をいただきたい。

(2) 監査対象局の説明

ア 本体新築工事に関する談合情報をめぐる経過について

平成14年6月17日

川崎市北部医療施設新築工事、同新築空調和設備工事、同新築衛生その他設備工事の3工事について、WTO政府調達協定による一般競争入札として、8月23日を入札予定日とする競争入札に関する公告を行った。

同年8月7日

3工事のうち新築空調和設備工事及び新築衛生その他設備工事について、すでに落札業者が決まっているとの情報が寄せられた。

同年8月8日

川崎市の談合情報対応マニュアルに従い、公正入札調査委員会（以下、「委員会」という。）を開催し、上記2工事に関する入札参加予定の全ての共同企業体の構成員に個別に事情聴取を行うこととした。

同年8月9日

- 上記2工事に入札予定の全ての共同企業体の構成員に対し事情聴取を行った。
- 事情聴取では、全ての共同企業体の構成員から談合の事実はないとの回答があった。
- 全員に対し、談合等の不正行為は一切していない旨の誓約書の提出を求め、同日全員から誓約書が提出された。

同年8月16日

本体新築工事の談合情報が寄せられた。そのため直ちに委員会を開催し、事情聴取を行うこととした。さらに8月23日に予定されている入札を執行すべきか否か及び今後の対応について協議をした。

同年8月19日

3工事の入札の一時中止を決定した。

同年8月20日

- 本体新築工事に入札予定の全ての共同企業体の構成員に対し事情聴取を行った。

- 全ての共同企業体の構成員から談合の事実はないとの回答があった。

- 全員に対し、談合等の不正行為は一切していない旨の誓約書の提出を求め、翌日までに全員から誓約書が提出された。

同年8月21日

談合情報の写しとその他の資料を公正取引委員会に提供した。

同年8月23日

同様の資料を神奈川県警察本部に提供した。

同年8月26日

委員会を開催し、談合の抑止効果を高めるために不正行為に対する賠償金を契約金額の10%から25%に加重すること、工期を延長すること、入札日に工事内訳書の提出を求めることを検討した。

同年8月28日

検討した談合防止策について周知すること及び新たな入札参加や共同企業体構成員の変更を可能とするため、一時中止していた3工事の入札は取り止め、改めて公告を行うことを決定した。

同年9月5日

再度の公告を行い、新たな入札日を平成14年10月9日とした。

本体新築工事については、1共同企業体から新規の入札参加申込みがあった。

同年9月27日

再度の公告後、10月1日までに計5件の談合情報が寄せられた。

同日に委員会を開催し、3工事の全ての共同企業体から個別に事情聴取を行うこととした。

同年10月3日

- 入札予定の全ての共同企業体の構成員から事情聴取を行った。
- 全ての共同企業体の構成員から談合の事実はないとの回答があった。
- 全員に対し、談合等の不正行為は一切していない旨に加え、不正行為に対する賠償金の支払いに一切の異議を申し立てないこと及びこの誓約書の写しを公正取引委員会等の関係機関に送付することに異議を申し立てない旨の誓約書の提出を求め、翌日までに全員から誓約書が提出された。

同年10月4日

委員会を開催し、談合の事実が確認されなかったこと、不正行為に対する賠償金額の割合を25%に加重したこと等を考慮の上、予定どおり入

札を執行することとした。

同年10月 9日

所定の手続きにしたがい入札を執行した。

同年10月10日

入札結果の資料や未提供の談合情報の写しとその他の資料を公正取引委員会及び神奈川県警察本部に提出した。

同年10月15日

本体新築工事について落札者である清水・戸田・鉄建・大山共同企業体と契約を締結した。

イ 請求の趣旨（主張事実）に対する本市の考え方

(7) 談合情報に対する本市の対応

談合情報に関しては、新築空気調和設備工事及び新築衛生その他設備工事の2工事については8月7日に、本体新築工事については8月16日に措置請求者自身からはじめて本市に寄せられた。

それぞれの談合情報については委員会を開催して対応を協議し、事情聴取を実施し、企業体から誓約書を提出させており、8月16日の委員会において入札の中止を含む方針の検討を開始し、8月19日には一時中止を決定している。

その後、3工事の入札を取り止め、新たな入札参加や共同企業体構成員の変更を可能とする再度の公告を行い、談合の抑止効果を高めるために不正行為に対する賠償金の加重や入札日当日に工事内訳書の提出を求めることなど適切な対応をしてきた。

また、当初に予定していた入札日の前と入札後の計2回、公正取引委員会には財政局管財部契約課が、神奈川県警察本部には総務局服務監察担当を通じて資料の提供を行い、調査をお願いしたが今のところ回答はない。

(4) 本体新築工事の談合の根拠

措置請求人が提出した措置請求書等には、談合の事実を証明する具体的な記述が見当たらない。談合があったとの前提を支える根拠は、疎明資料の「手紙と封筒」2通であろうと推測するが、この2通の内容は「談合のうわさを耳にした」あるいは「建設関係の人から聞いた」話というもので、いずれも伝聞情報である。

また、措置請求書の中で「入札参加グループは6組」と述べているが、実際に参加申込をした共同企業体の数は、最初の公告時には8共同企業体であり、再度の公告時には9共同企業体となっており、その数に違いが見られる。

「手紙と封筒」などを根拠として、談合の事実があったと認めることは難しいと考える。

(ウ) 談合による損害額

これまでに述べてきたように本市は談合の事実を確認しておらず、従って損害額を論じることとはできない。

さらに、談合がなければ少なくとも80%台に止まると推定する根拠も不明である。

(エ) 入札参加予定の共同企業体（構成員）の事情聴取

当初公告における本体新築工事に関する談合情報については、本市の談合情報対応マニュアルに従い川崎市公正入札調査委員会を開催し、委員会において事情聴取の実施を決定し、8月20日に入札参加予定の全ての共同企業体の構成員（8JV32業者）に対して事情聴取を行った。

調査権、捜査権を持たない本市の調査には自ずと限界があるが、事情聴取は財政局管財部長、契約課長、担当係長及び担当者の4名で行った。しかし、談合の事実は確認できなかったため、全ての構成員（32業者）から談合等不正は行っていない旨の誓約書の提出を求め、同日これが提出された。

再度の公告においても、本体新築工事に関する談合情報が提供されたため、同様に入札参加予定の全ての共同企業体の構成員（9JV36業者）に対して事情聴取を行った。

しかし、談合の事実は確認できなかったため、全ての構成員（36業者）から談合等の不正行為は一切していない旨に加え、不正行為に対する賠償金の支払いに一切の異議を申し立てないこと及びこの誓約書の写しを公正取引委員会等の関係機関に送付することに異議を申し立てない旨の誓約書の提出を求め、翌日までに全ての構成員（36業者）からこれが提出された。

(オ) 談合情報提供者との面談

本件入札に係る談合情報に関して投稿者名が実名で記された「市長への手紙」が寄せられたため、10月1日に市長と財政局長が情報提供者と面談を行った。手紙には書かれていない談合の情報を得られる可能性もあるため、情報提供者と直接面談することとしたものである。

しかしながら、手紙に書かれていること以上に明らかにされたあるいは詳細に示された事実はなく、情報の入手先等新たな情報を確認することはできなかった。

面談に際し、この手紙を実名のまま捜査当局に資料提供することについて本人の了承を得たことは事実であるが、市として捜査当局へ告発をする旨の発言はしていない。

(カ) 共同企業体の構成に係る指導

本件はWTO政府調達協定に基づく対象工事として一般競争入札により執行されており、受注に必要な技術的要件以外には要件をつけることはできないため、共同企業体の構成に関して個別に建設会社や共同企業体を縛る等の条件をつけることはできない。共同企業体をどのように構成するのかはあくまでも企業間の自主的な組み合わせに委ねられている。

(キ) 入札結果の適正性

一般競争入札に係る地方自治法の考え方は、予定価格の範囲内で最も低い金額で応札したものを落札者とするとしており、本件工事に関する入札手続きは適正であったと考えている。

ウ 措置請求に対する本市の考え方

以上、市は談合情報に対しては速やかに委員会を開催して対応を協議し、適切な措置を講じてきた。入札参加予定の共同企業体に対しても個別に事情聴取を行い、談合の事実はない旨の誓約書も提出されており、談合の事実は確認されていない。

今回本市に寄せられた談合情報には談合の事実を確認できる具体的な記述や物証がなく、情報提供者にも具体的な情報を求めたが、現在までこれらは提供されていない。

談合の事実が確認できない以上、捜査当局及び公正取引委員会への告訴・告発や契約の相手方に損害賠償を請求することはできないと考える。

なお、本件の談合情報については、その経過や入札の結果も含め、公正取引委員会及び神奈川県警察本部へ資料の提供を行っており、今後不正行為が明確になったときには、契約金額の25%の割合の賠償金を請求することとしている。

(3) 監査委員の判断

請求人は、「本件入札に参加した各JVの行為は、独占禁止法第3条、第89条第1項第1号（不当な取引制限）に該当し、かつ、刑法第96条の3第2項（談合罪）に該当する犯罪であり、民事上は発注者である川崎市に対する関係で不法行為を構成するものである」「談合がなければ落札価格は、入札予定価格の80%、少なくとも80%台に止まると推定されるところ、94.55%の落札価格率でそれを上回り、その結果、その差額相当額が川崎市に損害として発生していると推定せざるをえない」と措置請求書の中で述べていることから、本体新築工事入札に関する談合行為の存在の有無について判断することとした。

ア 川崎市北部医療施設工事入札に関する談合情報について

本件監査に当たり監査委員に提出された談合情

報8件の内容を精査したところ、7件に落札予定業者名が記されていたものの、いずれの情報も談合がいつ、どこで、どのような構成で行われたかという具体的な事実の摘示はなされていない。

イ 本体新築工事に関する落札率について

本体新築工事の予定価格に対する落札金額の割合を示す落札率は94.55%であった。

この落札率は同時に入札が行われた北部医療施設の設備工事2件の落札結果に比べ高い落札率であり、予定価格に近い価格での落札となっているが、本件入札のように事前に予定価格が公表されている場合においては、このことのみをもって談合と断ずることは難しい。

平成12年6月8日津地方裁判所の判決は、談合の有無と落札価格との関係について、次のように述べている。

「談合行為の有無にかかわらず、一般的に入札参加者は高額での落札を望むことから、落札価格が予定価格に近いこと自体が談合の存在を示すわけではない。(略) 落札価格が予定価格に近いということは、談合行為があったとすればこれと矛盾しないということにとどまるのであって、それゆえに、これらの現象から翻ってその入札が談合行為によるものであったと推認することはできない」

しかしながら、現実には他都市の状況等を調査してみても、談合防止に乗り出した地方公共団体の落札率が下落しているのは事実であり、「落札価格が予定価格に近いということは、談合行為があったとすればこれと矛盾しない」ものであり、談合行為の存在について未だ疑念が残るものであった。

ウ 談合情報に対する川崎市の対応について

本件入札に関する談合情報に対し、市は「談合情報対応マニュアル（平成14年9月6日改正）」に沿って事情聴取などを行い、その結果を踏まえ当初の入札を一時中止した後、取り止めている。

市に談合情報が寄せられたのは初めてではないことから推測すると今回の談合情報に対し、従来にない要素を見い出したからこそ入札の中止、取りやめを行ったのであろうと思料される。

しかしながら、事情聴取の記録を調査した限り、事情聴取に要した時間は短く、質問内容は画一的で、事情聴取後に提出された誓約書の内容も紋切り型で簡略なものであるなど、談合対策を定めてはいるものの是が非でも談合の存否を確認したいとする積極的な姿勢を窺うことはできなかった。

確かに、談合を断定することは難しい。ましてや入札予定業者は罪人ではなく、加えて市に調査

権・捜査権はないなど、市の事情聴取によって談合の存否が確認できる可能性は高いとは言えない。しかし、市に提供された談合情報をただ形式的に関係機関へ提供するだけでなく、捜査権・調査権をもつ関係機関に対し談合事実の存否解明をねばり強く働きかけるなど、市のより積極的な姿勢が必要である。

エ 本体新築工事入札に関する談合情報と落札結果について

談合情報に記された落札予定業者と平成14年10月9日に執行された本体新築工事の入札における落札業者は一致していた。

落札予定業者名が噂（談合情報）として事前に流れており、蓋を開ければやはりその業者が落札したという事実に対し、果たして市は市民の疑念を解く努力をしたのかどうか。調査の過程や関係機関へのアプローチの仕方について市の説明を聞く限り、是非ともことの真相を明らかにしようという熱意は伝わってこなかった。

市の対応は何か形式的でおざなりなものに終始したという印象はぬぐえないのである。

オ 本体新築工事入札・契約手続きについて

本体新築工事入札・契約手続きに関し監査対象局に対する事情聴取及び関係書類の調査を行ったところ、以下の通りであった。

- ① 本体新築工事の入札にあたり、まちづくり局施設整備部北部医療施設建設担当で設計の積算が行われ、財政局管財部契約課において予定価格が決定された。
- ② 予定価格は事前に公表されていた。
- ③ WTO政府調達協定による一般競争入札として公告された。
- ④ 共同企業体の構成は「川崎市共同企業体取扱要綱」の工事種別及び発注予定金額により定められていた。
- ⑤ 入札日から契約日まで1週間の期間を設けていた。

これら①から⑤までの経過により、本体新築工事の入札及び契約は法令・規則等に則り適正な手続きにより行われていたと判断した。

カ 結論

監査委員は、本件監査請求に関して調査、検討を行ったが、現時点において本体新築工事の入札に関する談合行為の存在を確認することはできなかった。また、本体新築工事に関する談合情報は全て公正取引委員会及び神奈川県警察本部に送付されたが、現時点において排除勧告等は出されておらず、加えて入札・契約における違法不当な手

続きも見られないことから、当該談合行為により市が損害を蒙っていると断定できる状態にあるとは言えず、損害賠償請求権の行使を怠る事実はないものと判断した。

(4) まとめ

本措置請求は理由がないものと思料し、これを棄却する。

監査委員は、本体新築工事に関する談合の存在について確認できなかったが、談合は憎むべき犯罪であり、談合が行われるならば川崎市及び川崎市民に不当かつ甚大な損害を与えることになる。

先述したように、現行の川崎市の談合防止策は、談合情報対応マニュアルこそ定めているものの、業者に対する事情聴取の方法が簡略であったり、公正入札調査委員会がごく少数の職員で構成されているなど、さらに改善を加える余地があると思われる。

地方公共団体を巡る「談合」が大きな社会問題となっている現在、川崎市をあげて談合防止に取り組むことは、単に犯罪を防止するだけに止まらず、結果として川崎市の財政支出の軽減につながるなどの請求人の主張は肯ける。

市は、平成15年度に電子入札の導入を予定しているが、業者に対する事情聴取の方法や公正入札調査委員会の構成見直しなどを含め談合情報対応マニュアルに改善を行うことに加え、談合防止対策に対して先進的な他都市の状況等も参考にし、更に談合防止対策に対する調査、研究を深め、入札制度の競争性、公正性、透明性につながる方策の検討を一層進めるよう要望する。

本体新築工事においては、不正行為に対する賠償金を「請負金額の10分の1に相当する額」から「10分の2.5」に引き上げたが、これは本件入札に限定された措置であり、一般的な契約における不正行為に伴う賠償金は10分の1のままとされている。

懲罰的意味合いで賠償金の額を定めるならば、少なくとも損害額として想定しうる限度以上の額としなければ、談合抑止効果は期待できない。賠償金を支払ったがそれ以上の不正利益があったというのでは、不完全であり市民の理解も得られないであろう。

案件の性格に応じて賠償金の額を弾力的に引き上げるなど、談合等の不正行為に対する抑止効果を高める契約のあり方についてさらに検討されるよう要望するものである。

申 入 書

2002 年 11 月 25 日

川崎市長阿部孝夫殿

かわさき市民オンブズマン

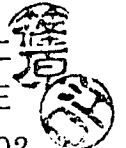
代表幹事 篠原 義仁

代表幹事 江口 武正

川崎区砂子 1-10-2-802

川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121



日頃の市政へのご尽力に敬意を表します。

さて、先に川崎市北部医療施設新築工事入札に関しては、われわれかわさき市民オンブズマンに重大な情報が提供され、その情報に基づいた 8 月 16 日のわれわれの申入れについてはご承知の通りであります。

然るに、市当局の対応策は入札予定業者を呼んで事情を聴取し、入札日時を延期するのみで、10 月 9 日の本体工事の入札では談合情報通りの JV が 94.55%で落札する結果に終わり、速くも同月 15 日落札業者と契約を締結致しております。

これは同日行われた空気調和設備工事の 85.00%、衛生その他設備工事 88.77%と対比するに突出した落札率であり、談合疑惑を感じさせるところであります。

マスコミ等の報道によれば、市は談合が存在した際には高率のペナルティーを科すことを契約書に書き込み、公正取引委員会と県警に報告することをもってことの処理を終了したとされております。

談合情報通りの落札の事実を告発もせず、関係機関に報告したのみで、果して病根を切除できるものでありましょうか。

われわれかわさき市民オンブズマンは深く遺憾の意を表し、下記の事項を強く申し入れます。

- 1) 当該談合を公正取引委員会及び捜査当局に告発すること
- 2) 当該契約を解除すること
- 3) 契約解除に伴い、再入札を実施すること
- 4) 入札に際しては別添、入札制度改善提案に基づき制度改革を実施すること

以 上。



入札制度改善に関する提言

2002年11月25日

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所

電話 044-211-0121

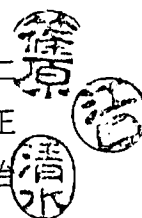
FAX 044-211-0123

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義仁

同 江口 武正

事務局長 清水 芳治



去る2002年10月9日に行なわれた川崎市北部医療施設にかかる建設工事、空調設備工事及び衛生設備工事に関する一般競争入札については、事前に川崎市、マスコミ関係者及び我々かわさき市民オンブズマンに談合情報が寄せられ入札期日を延期するなどの問題が発生した。我々は、本件入札予定価格と落札価格との比較及び落札業者（JV構成）などから、延期後に行なわれた入札にあっても、なお談合が行なわれたと分析している。

談合がなければ落札価格は入札予定価格の80%程度に留まることは、各種調査から明らかになっている。談合が存在するときはこの落札価格が限りなく100%に近づき、川崎市にその差額相当額の損害を発生させている。

我々かわさき市民オンブズマンは、上記のように談合が自治体に大きな損害を発生させるものであることに鑑み、発注者が談合による被害を受け難い入札・契約制度にするため、以下のとおり改善策を提言する。

談合をなくするためには、談合する相手が分からないか、談合することが困難な程度（自由競争が確認されるまで）に地域制限、経審点数制限を緩和すべきである。また、談合すると損をすると認識せざるを得ない程度にペナルティーを強化すべきである。

1. 談合しにくいローテーションが困難な入札制度の確立



談合しにくい制度にするためには、①原則として、地域制限と経審点数制限を大幅に緩和して、30社ないし100社が参加可能な一般競争入札または公募型指名競争入札とする、②やむを得ず指名競争とする場合、地域制限と経審点数制限を大幅に緩和して、入札参加者の予想が困難で、ローテーションができない指名をする、③大きな工事は、ほとんどの地方自治体で共同企業体（JV）を入札参加条件としているが、共同企業体を組むことを条件とすると、談合を誘発することが多いので、共同企業体を入札参加条件とすべきではない。

2. 入札参加業者が限られる場合の予定価格の厳格化

工事内容によっては、入札参加業者が限られる場合は、談合する相手が分かってしまうので、談合を誘発しやすいため、予定価格を時価を標準にして厳格に算出すべきである。

3. 談合をした場合のペナルティーを厳しくする

談合しにくい入札制度であっても、談合が全く不可能になる入札制度はない。その仕事ができる業者が限られてしまうことも多く存在するからである。したがって、談合が困難な制度にするとともに、談合したら摘発され、ペナルティーも厳しくなるようにしなければ談合は防止できない。日本の現在のペナルティーの実態では、「談合はやり得」であることから、ペナルティーを厳しくする必要がある。

例えば、談合が発覚した場合、入札停止ないし資格剥奪期間を原則2年間にするなどのペナルティーの厳格化をはかるべきである。

4. 談合が明らかになった場合の損害賠償義務制度の確立

入札参加業者に談合が明らかになった場合、10%以上の損害賠償することを誓約させる。

発注者は、談合が明らかになったら必ず損害賠償請求すること、損害賠償請求をしやすい制度を確立する。

5. 談合防止と談合調査義務の明確化

日本で談合が日常的に行われている理由は、国や自治体が談合をなくす意思と意欲が十分でないからであると考えられる。まず、公務員が、公金の無駄使いになるという談合の弊害を強く認識し、談合をなくす姿勢が必要である。そのためには、公務員に談合を防止する義務があることを明確にし、国や自治体自身が、実施している入札において談合が行われているか、どの程度の疑いがあるかどうかを自ら調査

する義務を明確にする必要がある。

6. 入札業者の資料提出義務の拡大（談合と一括下請防止）

談合した場合にそのことがわかるように、入札業者に、詳しい見積内容、下請契約などの資料を提出させる。

一括下請やピンはねが少なからずあるが、こうした中間搾出を防ぐ必要があることは当然である。そのためにも、積算内訳や下請契約書を提出させることが重要である。

以上の理由から、以下のとおり提言する。

1. 談合が困難な入札にするため、

- ① 一般競争入札、公募型（工事希望型）指名競争入札を実施する場合、競争が確認できるまで地域制限、経営事項審査に基づく総合評価点制限を緩和し、おおむね30社ないし100社の入札参加を可能とし公正競争の確保をする。
- ② 指名競争入札を実施する場合、地域制限、経審点数を緩和するとともに、市外に本店を有する業者を指名するなど、指名業者の予測が難しい指名を実施し、事前に指名業者を公表しない。
- ③ 共同企業体（JV）を入札参加の条件にしない。
- ④ 入札業者に対し、詳細な積算内訳と下請契約書の提出を義務付ける。

2. 談合によるペナルティーを強化し、

- ① 入札業者に対し、「入札談合が判明した場合、入札業者は発注者に対し、契約額の10%以上の損害賠償をする」との誓約書を提出させる。
- ② 入札・談合が明らかになった場合、談合業者に対する損害賠償請求を実施するとともに、当該業者に対する入札資格剥奪期間を原則2年とする。

以上

住民監査請求を棄却

北部医療施設 市への損害断定できず
入札談合疑惑

談合情報があった川崎
市北部医療施設（多摩区
宿河原）本体工事の入札
定価格の94・5%で落札

した問題で、市が業者を
相手取って損害賠償を求
めるよう、かわき市民
オンブズマン（代表幹事
・篠原義仁弁護士ら）が
起こした住民監査請求は
二十二日までに棄却され
た。
市監査委員は「入札に
関する談合行為の存在を
確認することはできな
かった。入札・契約にお
ける違法不当な手続きも
見られないことなどから、

北部医療施設建設の談合疑惑

「市は調査法改善を」

委却
査棄
監は
市請

川崎市の北部医療施設
建設の談合疑惑に関する
かわき市民オンブスマ
ンの監査請求に対し、市
監査委員は23日までに、
「談合行為を確認するこ
とはできなかった」とし
て棄却した。ただし、
「談合の疑念が残る」と
して市の対応を批判し、
対応マニュアルの改善な
どを市に要望した。
監査請求はかわき市
民オンブズマンが昨年11

市が損害を受けていると
断定できない」などと判
断した。
同オンブズマンは「談
合がなければ落札価格は
予定価格の80%台にとど
まった。談合により価格

が不当につり上げられ、
市に損害を与えた」とJ
Vの行為を問題視。監査
請求では市に対し、独占
禁止法違反（不当な取引
制限）と談合罪で公正取
引委員会や捜査当局に告
発するよう求めていた。
市は「談合の事実を確
認していない。談合がな
ければ少なくとも80%台
にとどまると推定する根
拠も不明」と主張してい
た。

市に談合情報が寄せら
れた業者に対する事情聴
取の方法を変え、調査に
かかる職員を増やすな
ど、対応マニュアルの改
善や他都市の事例を研究
することを求めた。
同オンブズマンは「談
合で落札価格が上げら
れ、市に損害を与えた」
として、本体工事を落札
した共同企業体に損害賠
償請求するよう市に求め
ていた。同オンブスマ
ンの篠原義仁代表幹事は
「棄却されたが、市のず
さんな対応に鬱憤を与え
た」と監査を評価した。

朝日新聞 3年1月24日

東京新聞 3年1月24日

申 入 書

川崎市長 阿部孝夫 殿
川崎市議会議長 小泉昭男 殿
川崎市議会各会派 団長 殿

2003年2月24日

川崎市川崎区砂子1-10-2

ソシオ砂子ビル802号

川崎合同法律事務所

TEL 044-211-0121

FAX 044-211-0123

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原 義 仁

同 江口 武 正

事務局長 清水 芳 治



川崎市政の健全化のため、日夜奮闘しておられることと存じます。

さて、私たちかわさき市民オンブズマンは、税金の無駄遣いを糾すため日常的な活動を展開しています。その活動の一環として2002年11月25日、川崎市北部医療施設談合事件の監査請求をするとともに、入札制度の抜本的改善を求める申入れを行ないました。2003年1月23日に、その監査請求の結果が通知されたことを踏まえ、再び下記内容の申入れを致します。

1 川崎市の談合対応は形式的でおざなり

1月23日、川崎市北部医療施設の工事にかかる談合についての住民監査請求の決定通知が送付されました。監査委員会は、現時点においては談合行為の存在を確認することはできなかったとして請求は棄却したものの、談合情報に対する市の対応については、次のとおり厳しく批判しました。

曰く、「事情聴取に要した時間は短く、質問内容は画一的で、事情聴取後に提出された誓約書の内容も紋切り型で簡略なものであるなど、談合対策を定めてはいるものの是が非でも談合の存否を確認したいとする積極的な姿勢を窺うことはできなかった。」、「市に提供された談合情報をただ形式的に関係機関へ提供するだけでは



なく、捜査権・調査権をもつ関係機関に対し談合事実の存否解明を粘り強く働きかけるなど、市のより積極的な姿勢が必要である。」「落札予定業者名が噂（談合情報）として事前に流れており、蓋を開ければやはりその業者が落札したという事実に対し、果たして市は市民の疑念を解く努力をしたのかどうか。調査の過程や関係機関へのアプローチの仕方について市の説明を聞く限り、是非ともことの真相を明らかにしようという熱意は伝わってこなかった。市の対応は何か形式的でおざなりなものに終始したという印象はぬぐえないのである。」。

以上の監査結果から、市の関係職員の談合防止に対する無責任性は明らかです。関係職員がその職責を全うするシステムの確立とともに、関係職員に対し、適切な措置をとるべきであると考えます。

2 今回の教訓

私たちは、今回の監査結果を踏まえ、早急に以下の対策を講じることが必要であると考えます。

- ①業者に対する事情聴取の方法や公正入札調査委員会の構成見直しなどを含め、談合情報対応マニュアルの改善を行なうこと。
- ②不正行為に対する賠償金の引き上げを、北部医療施設の場合のみに限定することなく、一般的に引き上げること。

3 入札制度の抜本的な改善を

また私たちかわさき市民オンブズマンは、前記のとおり川崎市北部医療施設の工事にかかる談合情報を契機に、昨年11月25日、市に対して談合防止のため以下のような入札制度の改善提言を行なっています。

- ①談合しにくい、ローテーションが困難な入札制度の確立
- ②入札参加業者が限られる場合の予定価格の厳格化
- ③談合した場合のペナルティーを厳しくする
- ④談合が明らかになった場合の損害賠償義務制度の確立
- ⑤談合防止と談合調査事務の明確化
- ⑥入札業者の資料提供義務の拡大

市は、平成15年度に電子入札の導入を予定しているとのことですが、それだけでは不十分です。談合は絶対に許さないという市の強い姿勢と、指名入札を極力排除し、一般競争入札を基本にするなどの抜本的な入札制度の改善なくしては談合を根絶することはできません。これら諸対策の速やかな実施を申し入れます。

4 談合防止のための委員会設置を

長野県では、県が発注する公共工事等の入札及び契約の適正化を促進する目的で、談合問題に関わってきた学者・弁護士からなる「長野県公共工事入札等適正化委員会」を設置して、談合根絶のために様々な検討を行なっています。

川崎市においても、談合防止のための緊急対策を即時実施するとともに、談合問題に携わってきた各方面の専門家からなる委員会を設け、抜本的対策を検討することを申し入れます。

5 市議会は、100条委員会を設置して真相究明を

今回の北部医療施設談合疑惑につきましては、落札予定業者名が噂（談合情報）として事前に流れており、入札の結果談合情報どおりの業者が落札したという事実に対し、市は市民の疑念を解くに値するだけの努力をしていません。談合根絶のため、100条委員会を設置し、徹底的に真実解明を行なうことを申し入れます。



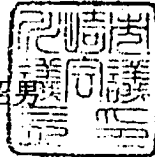
平成15年4月11日

かわさき市民オン
ブズマン 代表幹
事

篠原 義仁 様

川崎市議会議長

小泉 昭男



請願の審査結果について(通知)

平成15年 7月 6 日付で提出されました次
の請願は、平成15年 3月13日の本会議で
審議未了廃案 となりましたので、御通知
いたします。

審査委員会 総務委員会

請願第 018 号

川崎市及び市出資法人の公有地取得制
度の改善に関する請願

京月

日

業庁

川崎行革プラン

痛み

初の見直し、跡地問題残る

2 保養所整備を中止

川崎市は26日、岩手県
東和町と静岡県南伊豆町
の2カ所の市民保養所整
備事業を中止することを
決めた。行財政改革プ
ランでは「建設の中止を
検討する」とされ、重要
度を示すランク付けでも
低い「D」だった。行
革プランに示された事業
で見直しが決まったのは、
これが初めて。残った用
地をどうするかは、まだ
決まっていない。

両保養所とも90年代
初頭のバブル期に計画
され、市や都市開発公
社が億単位の費用をかけ
て土地を取得しながら、
建設に至っていないか
つた。
東和町の土地は市が94
年に購入し、造成や温泉
の掘削などでこれまでに
総額8億3千万円をかけ
た。さらに建設費が21億
円と見込まれ、99年には
財政難を理由に暫工を見
送った。

南伊豆町の土地は、96
年に市土地開発公社が6
億2千万円で購入。不当
に高すぎるとする行政訴
訟が98年に起き、計画は
止まっていた。建設には
さらに数十億円かかると
されていた。
事実上の休止状態だっ
たにもかかわらず中止決
定が遅れた理由につい
て、市市民施設課は「実
現は難しいという雰囲気
は部内にあったが、中止
を決めるのが難しかった。
行革プラン策定が決
定の大きな後押しになっ
た」と話している。
現在開いている箱根、
東伊豆、八ヶ岳の3カ所
は部内であったが、中止
は、今年度中に検討する
場をつくり、存廃や代替
策について来年度までに
結論を出す方針だ。

朝日新聞 2年 11月 27日

また、贈収賄事件にからんだ監査請求では、「三田工業汚職事件」にかかわる訴訟で確定した判決に基づき、市などが約四億六千万円で同社に売却した川崎区内の土地を買い戻すことなどを求めている。

(川崎支局・林 義亮)

神奈川新聞 2年 5月 24日

汚職に絡む市有地
再取得請求は棄却
元川崎市職員の汚職事件に絡み、建設会社「三田工業」(東京都)に払い下げられた市有地(川崎市川崎区大師河原)について、か

わさき市民オンブズマンが「市は、確定済みの東京高裁判決に従って登記抹消(市による再取得)の手続きを取るべきだ」と求めた住民監査請求は、十八日までに棄却された。
市監査委員は「現時点で原状回復の請求権を行使することとは、利用の見込みが立たない土地を取得することになり、市の土地対策にそぐわない」として、「市の判断は、裁量権を大きく逸脱するとは言えない」と認定した。ただ一方で、「同社の違法行為を市が放置しているとの道義的批判にもつながる」と問題点を指摘する意見を付記した。

読売新聞 2年 7月 19日

贈収賄事件に絡んだ土地

川崎市は買い戻しを

オンブズマン訴
オ提

かわさき市民オンブズマン(代表幹事・篠原義仁弁護士)は十五日、川崎市などを相手取り、市有地払い下げをめぐる贈収賄事件に絡んだ土地の買い戻しなどを求めて横浜地裁に提訴した。
訴状によると、オンブズマン側は、市が一九九七年三月に三田工業(東京都)に約四億六千万円で売却した川崎区大師河原の土地約二千平方メートルを買い戻すことを求めている。
この土地については、二〇〇一年二月の東京高裁の控訴審で、「いろいろによる取得は無効」として、三田工業に土地代金の払い戻しを受ける引き換えに、土地を市に返すよう命じた判決が確定している。
市は「訴状を見ているので話せない。今後の対応については、土地を買い戻すかどうかを含めて検討している」とコメントした。
する土地であり、利用状況が変われば、地価は将来上がりこそすれ、下がることはない。なにより、汚職事件に絡んだ土地の管理を怠っていることが問題だ」と話している。

神奈川新聞 2年 8月 16日

14川監公第8号

平成14年7月17日

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求に係る監査の結果について（公表）

平成14年5月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	館	健	三
同	三	原	克己
同	市	古	映美
同	平	子	瀧夫

（別紙）

14川監第212号

平成14年7月17日

請求人

かわさき市民オンブズマン

代表幹事 篠原義仁様
同 江口武正様
事務局長 清水芳治様

川崎市監査委員	館	健	三
同	三	原	克己
同	市	古	映美
同	平	子	瀧夫

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置

請求に係る監査の結果について（通知）

平成14年5月23日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第3項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知いたします。

〔請 求〕

川崎市監査委員殿

2002年5月23日

（請求人）

川崎市川崎区砂子1-10-2
ソシオ砂子ビル802
川崎合同法律事務所内
かわさき市民オンブズマン
代表幹事 篠原義仁
同 江口武正
事務局長 清水芳治

川崎市職員（川崎市長及び関係職員）措置請求書

第1. 請求の趣旨（主張事実）

1. 川崎縦貫道三田工業汚職事件に関連する住民訴訟

で、横浜地裁は、平成11年9月22日原告全面勝訴判決を言渡し、続いて平成13年2月7日東京高裁は基本的に原判決の内容を維持する判決を言渡し、その結果、川崎市川崎区大師河原1丁目4861番地19、宅地1983.47㎡の土地の所有権は川崎市に属すること、そして、同社が4億5,677万3,306円の支払を川崎市からうけるのと引換に所有権移転登記を抹消し、前記土地を川崎市に返還すべき義務が確定した。

それに伴って同社の株式会社銀行に対する平成9年3月25日付根抵当権設定登記、平成9年4月25日付抵当権設定登記（付登記を含む）（後記期日に1番、2番順位変更登記）と新銀神奈川信用組合に対する平成10年4月17日付抵当権設定登記は、いずれも原因を欠き抹消されるべきものとなった。

- 川崎市は法治国家における行政の対応として贈収賄という犯罪行為を容認しないという基本的姿勢を明確にするのみで、当然前記判決内容に従ってその履行をすべき行政上、政治上の責務があり、同時に、民事訴訟法115条1項2号に照らし、買戻に係る予算措置を講じて原状回復措置を行うべき責任を負担している。「塩漬け土地」等につき「損切り」決算が行われている現状と対比してみても、犯罪行為に対する厳正な措置は必然であり、そこには裁量の範囲は存在しない。また、前記土地上の同社所有建物の収去を求め、前記抵当権の登記抹消請求を行うことも真実の所有者として当然のことである。
- しかし、川崎市長及び関係職員は、未だその措置をとっていない。

第2. 措置請求

前記法律に照らし、かつ、贈収賄という犯罪行為の民事処理にあつては裁量権が存在する余地のないことに鑑み、川崎市長及び関係職員は、前記判決主文に従って原状回復措置を講じるべきであり、少なくとも前記建物の収去請求と前記抵当権、根抵当権の登記抹消手続は直ちに行うべきである。

そこで、地方自治法242条に基づき、川崎市長及び関係職員に対する貴監査委員の然るべき勧告を求めて本請求を行う次第である。

別紙添付書類 第二審判決（平成13年2月7日）他11点（略）

〔監査の結果〕

1 請求の受理

本措置請求は、所定の要件を具備しているものと認め、平成14年5月23日付けでこれを受理した。

2 監査の実施

(1) 請求人の陳述

地方自治法第242条第5項の規定に基づき、平成

14年 6 月20日にかわさき市民オンブズマン代表幹事篠原義仁他 3 名により陳述が行われた。

(2) 監査対象事項

措置請求書の内容及び陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

ア 川崎市は川崎区大師河原 1 丁目4861番地19の土地（以下「大師河原の土地」という。）買戻しに

関わる予算措置を講じ、原状回復措置について

イ 大師河原の土地上の建物の収去請求について

ウ 大師河原の土地及び建物に設定されている抵当

権、根抵当権の登記抹消請求について

(3) 関係職員事情聴取

平成14年 6 月20日に建設局の関係職員に対し事情聴取を行った。

(4) 監査の期間

平成14年 5 月24日から平成14年 7 月16日まで

3 監査の結果

(1) 請求人の主張

ア 東京高等裁判所の確定判決の履行

川崎区大師河原 1 丁目地内の所有権移転登記抹消登記手続等代位請求住民訴訟は、2 審で東京高等裁判所の判決が言い渡され、控訴人、被控訴人とも上告せず、平成13年 2 月22日に確定している。

判決に従い、川崎市長及び関係職員は大師河原の土地を買い戻し、原状回復措置を講じるべきである。

少なくとも「建物の収去」を請求すること及び登記簿上設定されている抵当権等の抹消請求手続は、直ちに行うべきである。

イ 正義の実現

東京高等裁判所の判決後 1 年 4 か月が経過しても、なお原状回復を行っていない川崎市は、法治国家における行政の対応として、贈収賄という犯罪行為を容認しないという基本的姿勢を明確にする意味で、判決内容に従ってその履行をすべき行政上、政治上の責務がある。

確定した判決に従い「正義の実現」をすべきであり、不正義に荷担する理由を作るべきではない。

ウ 財政的損失を伴う土地の買戻し

川崎市は「損失を出してまで土地の買戻しをする事はできない」と言っているが、「塩付け土地の損切り」決算が行われている事例等もあり、贈収賄行為を許さない態度が行政にとって重要である。

(2) 市側の主張

ア 土地利用の有無について

大師河原の土地は、川崎縦貫道路事業用地の代

替地として川崎市が取得し、売却したもので、公用、公共用に使用する目的で取得したものではなく、平成13年 9 月10日に川崎市内部の公有地総合調整会議での審議の結果、当該土地の利用について行政目的がないことを確認している。

土地形状は間口狭小、奥行き長大で地積は約 2,000平方メートルであり、社会経済状況から土地購入希望者が見つからずに長期保有土地となる可能性が高い。

イ 土地価格について

三田工業株式会社（以下「三田工業」という。）に売却した土地価格は、川崎市が土地所有者から取得した価格と同額の 4 億5,677万 3,306円となっている。

第 2 審判決後に判決履行の検討資料とするために徴した平成13年 7 月 1 日付け不動産鑑定評価額（財団法人日本不動産研究所による）では 3 億8,100 万円が更地としての正常価格とされ、平成14年 6 月 1 日時点までの時点修正を行うと、3 億3,084 万2,796円となり、売却時点と比すると、1 億2,593 万510円の差損を生じる。

判決に基づき代金額を支払うことは、価格が減少している土地を高い価格で買い戻すことになり、川崎市に財政的損失を生じる恐れがある。

ウ 建物収去及び抵当権等抹消の処理について

代金引換に土地を取り戻すとの前提がない場合に、権利関係を整理する事務のみを行うことは、時間及び費用が膨大となり、無駄な財政負担を生じる恐れがある。

エ 川崎市の考え方

大師河原の土地は川崎市にとって利用目的がなく、長期保有土地となる可能性が高く、かつ、財政的損失を被ってまで土地を取得する必要性もなく、「原状回復の権利を行使する必要はない」と判断する。

また、原状回復を求めるとの前提がない現在、川崎市が建物収去請求及び抵当権等登記抹消請求を行う必要はないものと判断する。

(3) 監査委員の判断

請求人は、川崎市が大師河原の土地の「買戻に係る予算措置を講じて原状回復措置を行うべき責任を負担している」と主張している。

東京高等裁判所の判決の主文は、三田工業に対して、大師河原の土地の明渡しを命じているものである。代位請求である住民訴訟においては、川崎市にこの判決の効力が及ぶものの、直接的に川崎市が原状回復措置を命じられたものではない。

したがって、本件買戻しに関し、判決確定後に行った川崎市の判断が妥当かどうかについて監査を行い、次のような結果を得た。

ア 土地利用目的の有無について

川崎市では、教育、福祉及び医療関係等の公共施設の整備や道路、公園等の都市基盤施設の整備のため、必要な用地を確保し円滑に事業を推進する目的で、必要な用地を先行取得してきた。しかしながら、長期に渡る景気の停滞を背景として、先行取得した土地が活用できず、長期保有土地や低・未利用地となった土地が増加した。

このため公有地の有効活用が急務となったことから、川崎市は、「公有地総合調整会議」及びその下部組織として「低・未利用地対策部会」、「土地取得等審査部会」を設置（平成10年度）し、土地開発公社の経営健全化計画策定（平成12年度）などを行い、公有地に係る対策の総合的かつ効率的な推進を図ることとした。

川崎市は土地対策として、新規土地取得の抑制や低・未利用地となっている土地の利用目的の見直し並びに不用となった土地の民間売却等の対策を行い、長期保有土地の回避及び先行取得用地の有効活用に努めているが、これら近年の社会・経済状況の変化を背景とした川崎市の土地に対する一連の方針は、妥当なものと思われる。

このような方針を示した川崎市にあって、もともと代替地として売り渡す前提で取得した大師河原の土地は、公有地総合調整会議で審議の結果、土地取得後の行政目的がないことが確認されており、この土地を買い戻すことは、川崎市の土地対策に合致しない。

また、平成14年版土地白書は、土地需給に影響を及ぼす社会状況の変化について、「高度商業地の需要が伸び、製造業では、生産拠点を海外に移転させる動きが加速し、生産、物流施設に関する需要が弱まる」とし、「企業による土地売却の動き」は、「不動産の売却を考える企業が約半数に上っていることから、今後も続く」と指摘しており、川崎市が土地代金額と引換えに大師河原の土地を取得しても「現在、土地を保有する民間企業が損切りしてでも土地を手放したがっている状況からも、土地購入の希望者は簡単には見つからず、長期保有土地となる可能性は高く、土地を取得する必要はない」とした川崎市の判断は妥当なものと考えられる。

イ 買戻しによる財政的損失

川崎市川崎区の公示標準地の価格は、平成13年

1月1日から平成14年1月1日までの1年間で、工業地では平均約14%値下がりしており、現時点で買戻した土地の売却を行うと「1億円以上の本市財政にとって損失が生じる」とする川崎市の主張は、その添付された不動産鑑定評価書及び時点修正等に関する資料から、概ね妥当である。

(4) まとめ

本件措置請求は、請求人の求める正義の実現と川崎市が主張する財政的制約の二つの命題について、いかにこれを評価し結論に導くか、難しい判断を求められる事案である。

大師河原の土地私下げに関する贈収賄事件の当事者は、贈賄・収賄側の何れも有罪判決を受け処罰されているとは言え、三田工業が贈賄により不正に取得した大師河原の土地について、公序良俗違反に対する川崎市の姿勢として何らかの対応を考えなければならないと思料される一方で、川崎市が保有する財産の管理においては、市民の公益性を守り、市政の重大な責務であり、土地の将来的な利用価値や財産価値等を考慮して総合的な判断を行う必要がある。

現時点では、大師河原の土地について原状回復の請求権を行使することは、将来的に公用・公共用としての利用価値に見込みの立たない土地を取得することになり、川崎市の土地対策にそぐわない。

また、東京高等裁判所の判決理由においては、三田工業に対し「市からの代金相当額の金銭給付と引換えに所有権移転登記をすることを命ずるだけで、市には代金提供の義務はないのであるから、取得した代金額を提供して大師河原の土地を取り戻すか、また、いかなる時期にその権利を行使するかは、市の判断に委ねられている」と判示しているところである。

こうした事情を考慮すると、川崎市が大師河原の土地に関して「原状回復の権利を行使する必要はない」とした判断は、川崎市の裁量権の範囲から大きく逸脱するものとは言えず、「原状回復の権利を行使する必要はない」との前提のもとでは、大師河原の土地上の建物の収去請求及び抵当権、根抵当権の登記抹消手続きの請求を行わないことも、不当な措置であるとは言い難い。

以上の結果、請求人による本措置請求は理由がないものと認め、これを棄却する。

(5) 付言

平成13年2月7日の東京高等裁判所の判決から本請求までの間、平成13年第1回川崎市議会定例会において、平成13年3月5日に、建設局長は「詳細に

調査、検討を行い不利益が生じないよう対応していくこと及び不祥事再発の防止に努力する」と答弁しているが、その後、川崎市は、調査、検討の結果を明らかにしていない。

大師河原の土地の買戻しやその土地上の建物の収去請求、さらに当該土地及び建物の抵当権、根抵当権登記抹消請求を行うか否かは川崎市の裁量権の範囲内にあるとしても、東京高等裁判所の確定判決に従って川崎市が代金額を支払わない限り大師河原の土地が三田工業の所有名義下にある状態は継続し、このことは三田工業の違法行為を川崎市が放置しているとの道義的批判に通ずる。また、近い将来この土地が第三者に転売されるような事態になれば、「所有及び正義の実現」が困難になることも懸念される。

財政的制約については十分理解できるものの、川崎市は、こうした点も念頭に置き、大師河原の土地の早期買戻しを選択肢の一つとする適切な措置を講ずることについて検討する必要がある、土地の取得及び処分に係る事務の執行に当たっては、公序良俗の観点に配慮して対応することが望ましいと思料する。

訴 状

2002年8月15日

原告訴訟代理人

弁護士 大 川 隆 司
同 篠 原 義 仁
同 渡 辺 登 代 美

横浜地方裁判所民事部 御中

〒210-8544

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂ビル802
川崎合同法律事務所内

原 告 かわさき市民オンブズマン

代表者代表幹事 篠 原 義 仁
同 江 口 武 正

〒231-0012

横浜市中区相生町1丁目18番地 光南ビル6階
原告訴訟代理人

弁護士 大 川 隆 司

〒210-8544

川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂ビル802
川崎合同法律事務所 (送達場所)

TEL044-211-0121 FAX044-211-0123

原告訴訟代理人

弁護士 篠 原 義 仁
同 渡 辺 登 代 美
同 根 本 孔 衛
同 児 嶋 初 子
同 畑 谷 嘉 宏
同 岩 村 智 文
同 西 村 隆 雄
同 藤 田 温 久
同 三 嶋 健
同 神 原 元

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1丁目1番2号

被告 1 株式会社三井住友銀行

代表者代表取締役 西 川 善 文

〒210-0004

東京都中央区日本橋本町三丁目4番10号

被告 2 エスエムピーシー抵当証券株式会社

代表者代表取締役 鱒 見 満 裕

〒221-0835

横浜市中区神奈川区鶴屋町三丁目34番3号

被告 3 朝銀関東信用組合

代表者代表理事 高 友 一
金融整管理財人 大 内 茂 雄
同 松 井 宏 之

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

被告4 川崎市 長

阿部 孝 夫

財産管理を怠る事実の違法確認請求住民訴訟事件

訴訟物の価額 金95万円

帖用印紙額 金8,200円

第1 請求の趣旨

1 被告1株式会社三井住友銀行は川崎市に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9886号をもってなした根抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。

2 被告2エスエムピーシー抵当証券株式会社は川崎市に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年4月25日受付第14980号（前同日第14981号付記1号、同付記2号登記）をもってなした根抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。

3 被告3朝銀関東信用組合は川崎市に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成10年4月17日受付第13594号をもってなした根抵当権設定登記の抹消登記手続をせよ。

4 被告4が別紙物件目録1記載の川崎市所有の土地につき、つぎの管理行為を怠る事実が違法であることを確認する。

(1) 三田工業株式会社に對し、4億5,677万3,306円の支払と引換えに別紙物件目録2記載の建物を収去し、同目録1記載の土地の明渡を請求すること及び同目録1記載の土地につき、横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9885号をもってなされた所有権移転登記の抹消登記

記手続の請求をすること。

(2) 株式会社三井住友銀行に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9886号をもって三田工業株式会社に債務者としてなされた根抵当設定登記の抹消登記手続を請求すること。

(3) エスエムピーシー抵当証券株式会社に對し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成9年4月25日受付第14980号（前同日第14981号付記1号、同付記2号登記）をもって三田工業株式会社に債務者としてなされた根抵当設定登記の抹消登記手続の抹消登記手続を請求すること。

(4) 朝銀関東信用組合に対し、別紙物件目録1記載の土地につき横浜地方方法務局川崎支局平成10年4月17日受付第13594号をもって三田工業株式会社に債務者としてなされた根抵当権設定登記の抹消登記手続を請求すること。

5 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決を求める。

第2 請求の原因

1 本件土地に対する川崎市の所有権の確定

(1) 原告は、訴外三田工業株式会社（以下「三田工業」という）を被告として平成9年12月25日、別紙物件目録1記載の土地（以下、本件土地という）に係る三田工業と川崎市間の売払契約は贈収賄行為に基づく売払契約であり、公序良俗に反し無効であるとして三田工業が川崎市から4億5,677万3,306円の支払を受けるのと引換えに本件土地につき、横浜地方方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9885号をもってなされた所有権移転登記の抹消登記手続をするよう求め、横浜地方裁判所に提訴し

た。

(2) ちなみに、本件土地は川崎市から三田工業に対し平成8年11月27日、前記代金で売払われ、平成9年3月25日、前記のとおり所有権移転登記手続が前同社に了された(甲4、甲5)。

次いで前同社は、本件土地上に平成9年8月9日別紙物件目録2記載の建物(以下、本件建物という)を新築し、平成9年11月12日所有権保存登記を了するところとなった(甲7)。

(3) 前記住民訴訟で、横浜地方裁判所は、平成11年9月22日原告全面勝訴判決を言い渡し(甲1)、つづいて平成13年2月7日東京高等裁判所は基本的に原判決内容を維持する判決を言渡し、その結果、本件土地の所有権が川崎市に帰属すること、そして三田工業が川崎市から4億5,677万3,306円の支払を受けるのと引換えに所有権移転登記を抹消し、本件土地を川崎市に返還すべき義務が確定した(甲2、甲3)。

2 本件土地所有権を阻害する登記等の存在

(1) 三田工業は、本件土地及び本件建物につき、同社を債務者として請求の趣旨第1項ないし第3項および第4項(2)ないし同(4)項記載の、株式会社三井住友銀行(当時は株式会社さくら銀行)に係る根抵当権設定登記、エスエムピーシー抵当証券株式会社(当時はさくら抵当証券株式会社)に係る抵当権設定登記及び朝銀関東信用組合(当時は朝銀神奈川信用組合)にかかる根抵当権設定登記手続を了するところとなった(甲6、甲7)。

しかし、前記各登記は、本件土地にの所有権を有しない三田工業によって設定されたものであり、登記原因を欠くものであるから、抹消されるべきものである。

(2) また、三田工業が本件建物を所有するために本件土地を占有する権原が存在しないことも確定したので、三田工業は川崎市に対する本件土地の返還に際し、本件建物を収去する義務があることが明らかである。

3 監査請求の経由

(1) 原告は請求の趣旨記載の実現を求め再三にわたって、被告4にその要請を行った(甲10、甲11)。しかし、被告4は一向にその要請に耳を傾けなかった(甲12)。

そこで原告は、平成14年5月23日川崎市監査委員に対し、被告4が前記判決内容に従って前記代金の支払と引換えに三田工業に対し、原状回復措置としての前記所有権移転登記の抹消手続を取ること、および三田工業に対し本件建物を収去して本件土地を明渡すこと、および前記各抵当権、各根抵当権設定登記の抹消手続を行うことの勧告を求めて、地方自治法242条に基づき監査請求をした(甲13)。

(2) 原告は被告4に対し、法治国家における行政の対応として、贈収賄という犯罪行為を容認しない姿勢を断固として示し、法の正義を実現するように求め、これが行政上、政治上の責務にとどまらず行政事件訴訟法33条1項、民事訴訟法115条1項2号に照らして、被告4としての法的責任に属することを指摘した(甲8、甲9)。

5 監査請求の結果

しかし、川崎市監査委員は原告の主張を斥けて、平成14年7月17日本件措置請求(監査請求)を理由がないものとして棄却した(甲14)。

そこで原告は法の正義の実現を求めて被告4の財産管理を怠る事実につきその違法確認を求めて被告ら4名を相手として本訴に及んだ次第である。

なお、本件監査請求に対し、川崎市監査委員の少数意見は原告の立場を支持し、また監査委員会全員の意見として

「東京高等裁判所の確定判決に従って川崎市が代金額を支払わない限り大師河原の土地が三田工業の所有名義下にある状態は継続し、このことは三田工業の違法行為を川崎市が放置しているという道義的批判に通ずる。また、近い将来この土地が第三者に転売されるような事態になれば、「所有及び正

義の実現」が困難になることも懸念される。

財政的制約については十分理解できるものの、川崎市は、こうした点も念頭におき、大師河原の土地の早期買い戻しを選択肢の一つとする適切な措置を講ずることについて検討する必要がある、土地の取得及び処分に係る事務の執行に当たっては、公序良俗の観点に配慮して対応することが望ましい。」と付言した。

しかし、本件の本質は「道義的批判」や「裁量の範囲内」として議論されるべきものではなく、正義を実現し、本件土地に対する川崎市の円満な所有権を回復すべき被告４の法的責任の追及として「財産管理を怠る事実」が問題とされる必要がある。

証拠方法

証拠説明書記載のとおり

付属書類

- 1. 委任状 1通
- 2. 資格証明 4通
- 3. 甲号証 正本、副本 各1

物件目録

1. 所在地	川崎市川崎区大師河原1丁目4861番19
地目	宅地
地積	1983.47平方米
2. 所在地	川崎市川崎区大師河原1丁目4681番地19
家屋番号	4681番19
種類	事務所寄宿舍
構造	軽量鉄骨造亜鉛メッキ銅板葺2階建
床面積	1階 167.87平方米
	2階 167.87平方米

原告勝訴の住民訴訟での弁護士報酬

市に600万円の支払い命令

オンブズマンの請求権認める

川崎市有地の払い下げをめぐる汚職事件で市民団体「かわさき市民オンブズマン」(篠原義仁、江口武正・両代表幹事)が贈賄側企業を提訴し、原告側の一部勝訴が確定した住民訴訟の弁護士報酬について、同オンブズマンが市を相手取り3100万円余りの支払いを求めた訴訟の判決が7日、横浜地裁川崎支部で言い渡された。打越康雄裁判長は市に約600万

円の支払いを命じた。地方自治法は、住民訴訟で原告が勝訴した場合、弁護士報酬を地方自治体に請求できると定めている。01年2月、贈賄側企業に土地明け渡しなどを命じた東京高裁判決確定後、同オンブズマンは同法に基づき市に報酬を求めたが、「具体的回答がなかった」と同年10月、市を提訴した。市は「同オンブズマン」は報酬請求権のある「住

民」に該当しない▽土地の買い戻しは市にとって損失であり、住民訴訟は市の利益になるものではないと主張するとして報酬を支払う必要はないと争っていた。判決は同オンブズマンに請求権があることを認め、たうえで、住民訴訟により(わいろに絡む)不当な財政措置が是正された▽使用目的によっては(土地の所有は)金銭に代えがたく、住民訴訟の

結果が市にとって利益がないとはいえない」と市の主張を退けた。

地裁川崎支部判決

判決後、原告側の大川隆司弁護士は「主張はほぼ認められた。自治体が住民訴訟の弁護士報酬の支払いそのものを拒否するケースはほとんどないし、財政秩序維持を損得で考えるのはおかしい」と話した。また阿部孝夫市長は「判決文を精査し対応について検討していく」とのコメントを発表した。【伊藤直孝】

川崎市が控訴

弁護士報酬訴訟

川崎市の市有地払い下げをめぐる市民団体「かわさき市民オンブズマン」(代表幹事・篠原義仁・弁護士)が行った住民訴訟の弁護士報酬六百万円の支払いを横

浜地裁川崎支部が市に命じた判決について、市は20日、判決を不服として控訴した。控訴理由について市は「住民訴訟は市の財政に寄与せず、むしろ損失となる」としている。

神奈川新聞 2年 11月 20日

この住民訴訟は、同オンブズマンが贈賄事件に発展した土地の所有権移転登記抹消を事件に関与した企業に対し求めたもので、一部勝訴した。地方自治法では、住民が地方公共団体に代わって住民訴訟を起こし勝訴した場合は地方公共団体に弁護士報酬を請求できる。

川崎の弁護士費用訴訟

原告と被告取り違え 市が控訴審でも敗訴

定を受け、オンブズマンが市に弁護士費用の支払いを求めて起こした訴訟で、横浜地裁川崎支部は市に六百万円の支払いを命じ、市が昨年十一月二十日に控訴していた。控訴審判決は市の支払額を三百万円に減額する内容だったが、東京高裁が出した判決文の主旨に「被控訴人は控訴人に対し三百万円(中略)を支払え」と記されていたことに市職員が気づき、問い合わせた。東京高裁は二十五日、関係者に判決を訂正した更正決定を渡した。

神奈川新聞 3年 4月 26日

判 決		主 文	
原 告	川崎市川崎区砂子1丁目10番2号 ソシオ砂子ビル802	1	被告は、原告に対し、金600万円及びこれに対する平成13年4月1日から 支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
代 表 者 代 表 幹 事	かわさき市民オンブズマン 篠 原 義 仁	2	原告のその余の請求を棄却する。
訴 訟 代 理 人 弁 護 士	江 口 武 隆 司 仁 正 司 仁 美 夫 泰 明 子 大 川 隆 義 登 代 和 弘 篠 渡 辺 村 田 森 小 川 崎 市 夫 勝 明 樹 己 夫 司 進 望 一 伊 藤 小 佐 野 長 谷 川 海 老 名 田 富 孝 伊 藤 藤 龍	3	訴訟費用は、これを5分し、その4を原告の負担とし、その余を被告の負担と する。
		4	この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。ただし、被告が金2 00万円の担保を供するときは、その仮執行を免れることができる。
事 実 及 び 理 由		第1 請求	被告は、原告に対し、金316万8000円及びこれに対する平成13年4 月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
川崎市川崎区宮本町1番地		第2 事実の概要	本件は、改正前の地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号 に基づく住民訴訟を提起し、引換給付の一部勝訴の判決を得た原告が、法242 条の2第7項に基づき、被告に対し、弁護士報酬の支払を求めた事実である。
被 告	川 崎 市	1	争いのない事実及び容易に認定できる事実
代 表 者 市 長	阿 部 孝 崎 市 夫 勝 明 樹 己 夫 司 進 望 一	(1)	原告は、被告の区域内に事務所を置き、地方公共団体等の不正、不当な行為 を監視し、それらを是正することを目的として設立された団体である（弁論の 全趣旨）。
訴 訟 代 理 人 弁 護 士	松 脇 領 元 戸 川 海 老 名 田 富 孝 伊 藤 藤 龍	(2)	本件住民訴訟の経緯等
指 定 代 理 人	山 川 海 老 名 田 富 孝 伊 藤 藤 龍	ア	被告は、三田工業株式会社に対し、平成8年10月22日、被告の所有す る川崎市川崎区大島3丁目23番3の宅地389.43平方メートル（以下 「大島の土地」という。）を代金1億6044万5160円で売り渡し、所 有権移転登記を了した。

(以下「大師河原の土地」という。)を代金4億5677万3306円で売り渡し、所有権移転登記を了した(以下においては、これらの契約を併せて「本件売払契約」という。))。

イ 本件売払契約の背景には、三田工業代表取締役田村正行こと田鎖鶴と被告土木局用地部長飯塚英敏との間で行われた5回にわたる合計1850万円の贈収賄行為があったため、原告は、平成9年10月8日、被告監査委員に対し、本件売払契約については是正が行われる必要があるとして、適切な勧告の発動を求め、法242条1項に基づき監査請求をしたが、監査委員は、是正措置を執らなかった。

ウ そこで、原告は、本件売払契約は、贈収賄行為と密接に係るものであるから、いずれも公序良俗に反して無効であり、また、大師河原の土地は、飯塚が不動産鑑定士に働き掛けて不当な評価をさせた上、廉価で譲渡されたものであるから、法237条2項にも違反して無効である旨主張して、平成9年12月25日、三田工業に対し、法242条の2第1項4号に基づき、本件売払契約の各売買代金の支払と引換えに大島の土地及び大師河原の土地の各所有権移転登記抹消登記手続を求めるとともに、三田工業所有の建物を収去して大島の土地を明け渡すことを求める住民訴訟(横浜地方裁判所平成9年総第58号。以下「本件住民訴訟」という。)を提起した。

エ 横浜地方裁判所は、平成11年9月22日、本件売払契約はいずれも公序良俗に反し無効であるとして、「①被告(三田工業)は、川崎市に対し、同市から金1億6044万5160円の支払を受けるのと引き換えに、別紙物件目録記載一の土地(大島の土地)につき、横浜地方法務局川崎支局平成8年12月2日受付第44927号をもってされた所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。②被告(三田工業)は、川崎市に対し、同市から金4億5677万3306円の支払を受けるのと引き換えに、別紙物件目録記載二の土地(大師河原の土地)につき、横浜地方法務局川崎支局平成9年3月25日受付第9885号をもってされた所有権移転登記の抹消登記手続をせよ。③被

告(三田工業)は、川崎市に対し、同市から金1億6044万5160円の支払を受けるのと引き換えに、別紙物件目録記載三の建物を収去して同日別紙記載一の土地を明け渡せ。④原告のその余の請求を棄却する。」との判決を言い渡した。

オ 三田工業は、上記判決を不服として、東京高等裁判所に控訴し(平成11年控第239号)、同高等裁判所は、平成13年2月7日、大島の土地については、払下げの時期が贈収賄行為より前であるとして贈収賄行為との因果関係を否定し、「①原判決のうち、原判決別紙物件目録記載一の土地(大島の土地)に係る請求を認容した部分(主文第一項及び第三項)を取り消す。②右部分につき、被控訴人の請求を棄却する。③その余の本件控訴を棄却する。」との判決を言い渡し、同判決は、同年2月22日に確定した。

(以上につき、争いのない事実、甲1ないし3)

(3) 原告は、本件住民訴訟の追行を大川隆司ら11名(ただし、控訴審においては10名である。)の弁護士に委任したが、その際、報酬に関し、原告が勝訴したときは、法242条の2第7項により被告に対し横浜弁護士会報酬規程に定める標準報酬金の支払を求め、被告から得ることのできた額をその報酬とすることを合意した(弁論の全趣旨)。

(4) 原告は、被告に対し、平成13年3月7日付けで弁護士報酬の支払を請求した(弁論の全趣旨)。

2 争点

(1) 原告適格の有無

(原告の主張)

原告は、権利能力なき社団であり、法242条の2第7項の請求権者であるから、これに基づき、弁護士に支払うべき報酬を被告に請求することができ、

(被告の主張)

法242条の2第7項は、住民訴訟で勝訴した地方公共団体の住民が、当

該地方公共団体に対し、住民訴訟において弁護士に支払うべき報酬を請求できる旨を規定しているのであり、当該地方公共団体の住民に限って上記報酬を請求できるものであることはその法文からして明らかである。仮に原告が権利能力なき社団に該当するとしても、権利能力なき社団は、自然人でも、法人でもないものであるから、法242条の2第1項が規定する「住民」に該当するものではない。したがって、本件請求は、原告適格を欠く不適法な訴えであり、却下されるべきである。

(2) 法242条の2第7項に基づいて請求し得る弁護士報酬相当額

(原告の主張)

ア 法242条の2第7項の規定の立法趣旨は、衡平の見地から、商法上の代表訴訟の場合にならって、原告が勝訴した場合の地方公共団体に対する弁護士報酬請求権を規定したものであるから、住民訴訟の原告側代理人弁護士が受けるべき報酬は、被代位者たる自治体を基準とする事件の経済的利益に基づいて算定されるべきである。

イ 本件住民訴訟は、本体売払契約の無効とする原状回復請求訴訟であり、大師河原の土地の所有権の回復は、売買代金の返還と引換給付の關係にあるが、この場合の事件の経済的利益の額は、大師河原の土地の時価と引換給付金との差額ではなく、大師河原の土地の時価相当額をいうと解すべきである。そのように考えなければ、双務契約は等価交換的なものであるから、その違法を理由とする原状回復請求訴訟は、ほとんど常に経済的利益が無いという不合理をもたらしことになるからである。

ウ 大師河原の土地の時価が3億8100万円であることを前提に、横浜弁護士会報酬規程14条、17条1項により弁護士報酬標準額を算出すると、第1番及び控訴審の着手金各1131万円、報酬金2262万円の合計4524万円となる。上記報酬規程17条2項は、着手金及び報酬金を標準額の30パーセントの範囲で増減できる旨を定めているので、その最下限である3166万8000円をもって、法242条の2第7項の「その報

酬額の範囲内で相当と認められる額」とすべきである。

(被告の主張)

ア 住民訴訟は、地方公共団体における財務会計上の行為について、地方公共団体の住民に特別な訴権を認める制度であり、地方公共団体における財政の腐敗等を防止し、地方公共団体の財政に寄与すると考えられることから制定されたものである。しかしながら、本件住民訴訟の判決の結果は、次に指摘するとおり、被告の財政に何ら寄与するものではないのであるから、更地を前提とした大師河原の土地の時価3億8100万円を弁護士報酬算定の基礎とする原告の主張は、住民訴訟の制度趣旨に照らし失当である。

イ 被告が、本件住民訴訟の判決確定後、大師河原の土地について行った不動産鑑定によれば、平成13年7月1日時点における価格（正常販売価格）は、3億8100万円であり、本件住民訴訟の判決が命じている引換給付金4億5677万3306円を被告が三田工業に支払った場合、単純に計算しただけでも、被告にはその差額である7577万3306円の損失が生じることになる。

イ) また、大師河原の土地については、株式会社さくら銀行等の抵当権等が設定されているのみならず、三田工業所有の建物が存在しており、本件住民訴訟の判決に従い引換給付金を支払ったとしても、大師河原の土地の完全な所有権が被告に復帰するものではない。

イ 原告は、本件住民訴訟において、民法708条の不法原因給付として売買代金の返還義務そのものが存在しない旨を主張することが可能であったにもかかわらず、その主張をしなかったために引換給付判決がなされてしまったものであるから、原告の本件住民訴訟の提起は、被告の利益に適するものとはいえない。したがって、原告の請求は失当である。

第3 当裁判所の判断

1 争点1（原告適格）について

(1) 原告は、自己が権利能力なき社団であり、法242条の2第7項の請求権者であるから、これに基づき、弁護士に支払うべき報酬を被告に請求することができる旨主張し、被告は、これを争っている。

そこで、この点について検討するに、住民訴訟は、法律上の行為能力を有する限り、自然人と法人とを問わず提起でき、権利能力なき社団を除外すべき理由はなく、現に、本件住民訴訟においては、原告適格を認められている。そして、法242条の2第7項によれば、住民訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合において、弁護士などに報酬を支払うべきときは、普通地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができるものと規定されている。したがって、その請求権者は、住民訴訟を提起し、これに勝訴した者である限り、自然人及び法人（権利能力なき社団を含む。）のいずれでも許されるべきである。

(2) これを本件についてみるに、弁論の全趣旨によれば、原告は、団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、総会において役員が選任され、その運営が決定されていることが認められるから、権利能力なき社団に該当するといえるべきである。そして、前記のとおり、原告は、本件住民訴訟を提起し、一部勝訴の判決が確定しているから、法242条の2第7項の請求権者であると認めるのが相当である。したがって、原告がその請求権者でない旨の被告の主張は採用できない。

2 争点2（弁護士報酬相当額）について

(1) 住民訴訟は、住民が地方公共団体に代わって訴訟を提起するものであり、原告である住民が勝訴したときは、地方公共団体が現実に経済的な利益を受けることになるので、相当と認められる弁護士報酬額を原告に支払うとすることが衡平の理念に合致することから、前記のとおり、住民訴訟を提起した者が勝訴（一部勝訴を含む。）した場合に、弁護士報酬を支払うべきときは、地方公共団体に對し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の弁護士報酬の支払を請求することができるものと定められている。

本件においては、前記のとおり、原告は、本件住民訴訟の進行を大川隆司ら11名の弁護士（ただし、控訴審においては10名である。）に委任したが、その際、報酬に関し、原告が勝訴したときは、法242条の2第7項により横浜弁護士会報酬規程に定める標準報酬金の支払を求め、被告から得ることのできた額をその報酬とすることを合意したことが認められる。そして、その相当額については、原告と弁護士との合意に基づき横浜弁護士会報酬規程により算定された弁護士報酬額を一応の基準としながら、住民訴訟では事前に監査請求を経なければならず、その提起前にも相当の時間と労力を要すること、本件住民訴訟の事案の内容、審理経過、判決内容、原告代理人が要した費用・労力等の諸事情を総合考慮した上、裁判所が裁量により算定すべきであると解するのが相当である。

(2) 横浜弁護士会報酬規程（甲15）によれば、民事事件の着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定するものと規定されている（13条）。そして、経済的利益が算定可能な場合と経済的利益が算定不能な場合とに分けて、以下のよう定められている。

ア 経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とする（16条1項）。弁護士は、依頼者と協議の上、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができる（同条2項）。

イ 訴訟事件等の着手金及び報酬金は、この会規に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、次のとおり算定する（17条1項）。

300万円以下の部分	着手金8%	報酬金16%
300万円を超え3000万円以下の部分	着手金5%	報酬金10%
3000万円を超え3億円以下の部分	着手金3%	報酬金6%
3億円を超える部分	着手金2%	報酬金4%

前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額
することができる（同条2項）。

(3) 証拠（甲1、2、16ないし26）によれば、本件住民訴訟は、訴え提起後、
第1審の判決言渡しまでに8回の口頭弁論が開かれ、その審理期間は約1年9
か月であったこと、控訴審の口頭弁論は3回であり、訴え提起から控訴審の判
決までは約3年2か月であったこと、三田工業は、代表取締役田村の被告土木
局用地部長に対する贈賄行為については認めたものの、賄賂と本件売払契約と
の間の因果関係と大師河原の土地についての法237条2項違反の点について
は全面的に争ったこと、そのため、第1審及び控訴審を通じて、人証による立
証はされなかったものの、大川弁護士らは、第1審において5通の準備書面
（最終準備書面補充書を含む。）を提出して、主張、反論を重ねたこと、原告
は第1審において勝訴判決を得たが、三田工業が控訴したため、引き続き訴訟
の委任を受けて追行し（ただし、訴訟代理人1名が辞任した。）、控訴裁判所
に対し2通の準備書面を提出したことが認められる。

(4) 前記のとおり、被告は、三田工業に対し、平成8年11月27日、大師河原
の土地を4億5677万3306円で売り渡したが、本件住民訴訟の結果、そ
の売渡しが公序良俗に反し無効であるとして、三田工業は、被告からその代金
の支払を受けるのと引換えに、大師河原の土地の所有権移転登記の抹消を命じ
られたことが認められる。そして、大師河原の土地については、財団法人日本
不動産研究所作成の不動産鑑定評価書（乙1）によれば、平成13年7月1日
時点の更地としての正常価格は3億8100万円であるとの評価がなされ、そ
の価格が本件売払契約の締結時点より明らかに下落している上、被告としては、
現時点において、その用途がないため、本件住民訴訟の判決確定から現在に至
るまで、三田工業に対し、受領済みの代金を提供してその所有権移転登記の抹
消を求めていることが認められる（弁論の全趣旨）。

(5) また、大師河原の土地には、三田工業の所有権移転登記後、債務者を三田工
業とする株式会社さくら銀行の根抵当権（平成9年3月25日設定、極度額1

億9000万円）及びさくら抵当証券株式会社の抵当権（平成9年4月25日
設定、債権額3億1000万円）の各登記がなされている上、大師河原の土地
上には、平成9年8月9日に新築された三田工業所有の建物（軽量鉄骨造亜鉛
メッキ鋼板葺2階建、1階2階床面積各167.87平方メートル）が存在し
ていることが認められる（乙2ないし4）。登記に公信力が認められないこと
からすると、上記抵当権等は被告の所有権に対抗できるものではなく、また、
三田工業は、上記建物の占有権原を被告に主張できるものではないというべき
であるが、抵当権者及び三田工業が被告の要求に応じなければ、被告としては、
訴えを提起せざるを得ず、その可能性も高いことが予測される。

(6) 以上のような本件住民訴訟の判決内容、審理経過、原告代理人が要した労力、
横浜弁護士会報酬規程等に加え、特に、本件においては、本件住民訴訟の結果、
引換給付の対象金額が確定しているとはいえず、大師河原の土地の価格が本件売
払契約の締結時より明らかに下落している上、被告としては、現時点において、
その用途がないため、受領済みの代金を提供して大師河原の土地を取り戻すか、
あるいは、取り戻すとしても、いかなる時期にその権利を行使するかについて
は困難な判断を迫られるものと考えられ、その結果、本件住民訴訟による経済
的利益は、単純に所有権移転登記の抹消が認められた場合よりも実質的には著
しく低いといわざるを得ないことなどを斟酌すると、弁護士報酬額は600万
円をもって相当と認められる。

(7) これに対し、原告は、大師河原の土地の時価相当額を経済的利益の額として
算定すべきである旨主張する。しかしながら、上記のような事情を考慮すると、
その時価相当額を基に弁護士報酬相当額を算定することは相当でないというべ
きであるから、原告の上記主張は採用できない。

また、被告は、大師河原の土地について行った不動産鑑定によれば、平成1
3年7月1日時点における価格が本件住民訴訟の判決が命じている引換給付金
より下がっており、被告が三田工業に支払った場合、単純に計算しただけでも、
被告にはその差額である7577万3306円の損失が生じることになること

などを理由に、その経済的利益はない旨主張する。しかしながら、本件住民訴訟の結果、被告の不当な財政的措置は是正され、被告としては、同日時点において3億810万円と評価される大師河原の土地について、三田工業から受領した代金相当額の金銭と引換えに、その所有権移転登記の抹消を求めることができることが確定したこと、土地の評価額は時の経過により変化する上、使用目的いかんによっては金銭に代え難いところもあり、したがって、大師河原の土地を取り戻すことにより原状回復を図ることは被告にとって利益がないとはいえないこと、しかも、被告にはその代金額の提供の義務がなく、今後、代金を提供して大師河原の土地を取り戻すか、あるいは、取り戻すとした場合、いかなる時期にその権利を行使するか判断を委ねられており、被告に金銭的な面での損害が及ぶものではないことに照らすと、本件住民訴訟の判決確定後の価格が本件住民訴訟の判決が命じている引換給付金より下がっているからといって、単純に価格の差のみで判断することは相当でなく、したがって、経済的利益がないということとはできない。

さらに、被告は、本件住民訴訟において、原告が民法708条の不法原因給付として売買代金の返還義務そのものが存在しない旨を主張することが可能であったにもかかわらず、その主張をしなかったために引換給付判決がなされてしまったものであるから、原告の本件住民訴訟の提起は、被告の利益に適するものとはいえないとして、原告の弁護士報酬の請求は理由がない旨主張する。しかしながら、原告が民法708条を適用して不法原因給付であることまでも主張しなければならないとはいえないから、この点に関する被告の主張は採用できない。

- 3 以上の次第であるから、原告の請求は、600万円及びこれに対する原告が請求した後である平成13年4月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからその限度で認容し、その余を棄却し、訴訟費用の負担につき、民事訴訟法61条、64条本文を、仮執行宣言、仮執行免脱の宣言につき、同法259条1項、3項をそれぞれ適用して、主文のとおり

判決する。

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判長裁判官 打 越 康 雄

裁判官 八 木 貴 美 子

裁判官 角 谷 比 呂 美

平成15年4月24日判決言渡	同日原本領収	裁判所書記官	土屋正宏
平成14年(ネ)第6416号	弁護士報酬請求控訴事件		
(原審・横浜地方裁判所川崎支部平成13年(ワ)第748号)			
平成15年3月25日口頭弁論終結			
判	決		
川崎市川崎区宮本町1番地			
控訴人(被告)	川崎	市	
同代表者市長	阿部	孝	
同訴訟代理人弁護士	松崎		
同指定代理人	脇領	成	
同	山元	百	
同	海老	富	
同	小佐	野	
川崎市川崎区砂子1丁目10番2号 ソシオ砂子ビル802			
被控訴人(原告)	かわさき市民オンブズマン	仁正司	
同代表者代表幹事	篠原	義武隆	
同	江口	川	
同訴訟代理人弁護士	大篠	渡	
同	木山	森	
同	小沢	弘	
同	文		
主			
1 原判決を次のとおり変更する。			

2 被控訴人は、控訴人に対し、300万円及びこれに対する平成13年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。									
3 被控訴人のその余の請求を棄却する。									
4 訴訟費用は、これを10分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の負担とする。									
5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。									
事 実 及 び 理 由									
第1 控訴の趣旨									
1 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。									
2 上記取消しに係る被控訴人の請求を棄却する。									
第2 原審における控訴人の請求の趣旨									
控訴人は、被控訴人に対し、316万8000円及びこれに対する平成13年4月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。									
第3 事案の概要及び当事者の主張									
1 事案の概要									
本件は、改正前の地方自治法(以下「法」という。)242条の2第1項4号に基づき、以下のとおり住民訴訟を提起し、引換給付の一部勝訴判決を得た被控訴人が、法242条の2第7項に基づき、控訴人に対し、弁護士報酬の支払を求めた事案である。									
(1) 控訴人は、三田工業株式会社(以下「三田工業」という。)に対し、平成8年10月22日、控訴人所有の川崎市川崎区大島3丁目23番3の宅地389.43平方メートル(以下「大島の土地」という。)を代金1億6044万5160円で売り渡し、また、同年11月27日、控訴人所有の同市同区大師河原1丁目4861番19の宅地1983.47平方メートル(以下「大師河原の土地」という。)を代金4億5677万3306円で売り渡し(以下、両契約を併せて「本件売払契約」と									

いう。)、いずれも所有権移転登記を経由した。

(2) 被控訴人は、本件売払契約は、三田工業代表取締役田村正行こと田鎮鶴と控訴人土木局用地部長飯塚英敏との間に行われた5回にわたる合計1850万円の贈収賄行為(以下「本件贈収賄行為」という。)と密接に関係し公序良俗に違反し無効であり、また大師河原の土地は、飯塚が不動産鑑定士に働き掛けて不当な評価をさせた上、廉価で譲渡されたものであるから、法237条2項にも違反し無効である旨主張して、平成9年12月25日、三田工業に対し、本件売払契約の各売買代金の支払と引換に大島の土地及び大師河原の土地の各所有権移転登記抹消登記手続を求めるとともに、三田工業所有の建物を収去して大島の土地の明渡しを求める住民訴訟(以下「本件住民訴訟」という。)を提起した。

(3) 横浜地方裁判所は、平成11年9月22日、本件売払契約はいずれも無効であるとして、三田工業は、控訴人に対し、①控訴人から1億6044万5160円の支払を受けるのと引換えに、大島の土地について所有権移転登記の抹消登記手続をすること、②控訴人から4億5677万3306円の支払を受けるのと引換えに、大師河原の土地について所有権移転登記の抹消登記手続をすること、③控訴人から1億6044万5160円の支払を受けるのと引換えに、三田工業所有の建物を収去して大島の土地を明け渡すことを各命ずる判決を言い渡したが、東京高等裁判所は、平成13年2月7日、原判決のうち、①及び③を取り消して、取消しに係る部分の請求を棄却し、②については控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同判決は確定した(以下「本件住民訴訟判決」という。)

2 原判決は、本件住民訴訟の弁護士費用として600万円が相当であると見て、その限度で被控訴人の請求を一部認容したので、これを不服とする控訴人が控訴したものである。なお、被控訴人は、控訴を提起していない。

3 争いのない事実及び容易に認定できる事実、争点及び当事者の主張は、

後記のとおり当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄第2「事実の概要」の1及び2(原判決2頁17行目から6頁25行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

第4 当裁判所の判断

1 当裁判所は、控訴人の請求は300万円及びこれに対する平成13年4月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断するものである。

その理由は、2において、原判決の説示を訂正し、3において、当審における控訴人の主張及びこれに対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄第3「当裁判所の判断」の1及び2(原判決6頁未行から11頁22行目まで)に説示するとおりであるから、これを引用する。

2 原判決の訂正

(1) 原判決10頁5行目の「登記に公信力が」から同頁9行目末尾までを、「そして、弁論の全趣旨によれば、被控訴人は、平成14年8月15日、大師河原の土地について上記根抵当権等設定登記を有する株式会社三井住友銀行、エスエムピーシー抵当証券株式会社、朝銀関東信用組合を被告として、根抵当権設定登記等の抹消登記請求訴訟を提起した(同訴訟では、そのほか、川崎市長を被告として、財産管理を怠る事実の違法確認も併せて請求している。)」が、上記被告らは、本件売払契約の無効は上記根抵当権等の設定契約に影響を及ぼさないとして、これを争っていることが認められる。」に訂正する。

(2) 原判決10頁18行目から同頁19行目にかけてに「などを斟酌すると、弁護士報酬額は600万円をもって相当と認められる。」とあるのを、「大師河原の土地については、上記根抵当権設定登記等が抹消されなければ、控訴人に完全な所有権を復帰させることができないところ、その点については、前記のとおり、現在被控訴人から根抵当権者等に対

する訴訟が係属中であって、いまだ控訴人に完全な所有権を復帰させることが可能となつたとはいえないことなどを斟酌すると、弁護士報酬額は300万円をもって相当と認められる。」に訂正する。

3 当審における控訴人の主張及びこれに対する判断

控訴人は、法242条の2第7項に基づき弁護士報酬を請求できるためには、普通地方公共団体が現実的に経済的利益を受けることが必要であるところ、本件住民訴訟判決は、平成13年7月1日現在の時価3億8100万円の土地について、4億5677万3306円の公金の支出を命じているのであり、上記判決が控訴人に経済的利益をもたらさないものであることは明らかであるから、本件請求は理由がないと主張する。

しかし、本件住民訴訟判決によって、本来売り払われるべきでない土地が控訴人のもとに原状回復させること自体は控訴人にとって利益があるといえる上、本件贈収賄行為にかかわる問題の解決のためには、売却された土地を控訴人のもとに原状回復させるほか、これによって生じた損害について、不法行為責任がある者に対し賠償請求を行うなどの措置を取ることが必要であり、本件住民訴訟判決は、このような取るべき措置の一部にすぎないから、本件住民訴訟判決だけを見れば直ちに控訴人に直接の経済的利益をもたらさないとしても、控訴人が本来进行うべき措置の一部について目的を達成した以上、被控訴人は控訴人に対し、それ相応の弁護士報酬を請求できるというべきである。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

第5 結論

以上によれば、被控訴人の請求を600万円及びこれに対する前記遅延損害金の限度で認容した原判決は一部不当であるので、これを変更して、被控訴人の請求を前記の限度で認容し、その余の請求を棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 石 垣 君 雄

裁判官 大 和 陽 一 郎

裁判官 富 田 善 範

更 正 決 定

控 訴 人 川 崎 市
被 控 訴 人 かわさき市民オンブズマン

上記当事者間の平成14年(ネ)第6416号弁護士報酬請求控訴事件につき、平成15年4月24日当裁判所がした判決に明白な誤謬があるから、職権により次のとおり決定する。

主 文

上記判決中、主文第2項に「被控訴人は、控訴人に対し、」とあるのを、「控訴人は、被控訴人に対し、」と更正する。

平成15年4月24日

東京高等裁判所第21民事部

裁判長裁判官 石 垣 君 雄

裁判官 大 和 陽 一 郎

裁判官 富 田 善 範

政令指定都市総合ランキング

総合順位	所管順位	自治体名	コビ一代料金(円)	コビ一代点数	市長交際費	工事成績評定書					監査書類					総合点	百点満点		
						得点要件	工事成績採点表と工事成績評定書				通知書	小計	事務局長監査						
							監査員の氏名	評価内容の公開	監査員の見	復命書の内容			氏名	復命書の内容	氏名			復命書の内容	
																			資料
1	2	仙台	10	30	7		10	10	5	10	35	5	15	0	0	10	30	102	76
2	2	川崎	10	30	12		10	10	5	0	25	5	15	0	0	10	30	97	72
2	7	横浜	10	30	15		10	10	5	10	35	0	7	0	0	10	17	97	72
4	8	京都	10	30	2		10	0	2	10	22	5	7	5	10	10	37	91	67
5	2	広島	20	10	15		10	10	5	0	25	5	15	0	10	10	40	90	67
6	失格	北九州	10	30	0		10	10	5	15	40	0	7	0	0	10	17	87	64
7	2	札幌	10	30	10		10	10	5	10	35	5	0	0	0	0	5	80	59
8	9	大阪	10	30	2		10	10	5	15	40	5	0	0	0	0	5	77	57
8	失格	千葉	10	30	2		10	10	5	10	35	データなし				10	10	77	57
10	10	福岡	10	30	7		10	10	5	0	25	0	0	0	0	10	10	72	53
11	1	神戸	10	30	10	X	*	*	*	*	0	5	15	0	0	10	30	70	52
12	2	名古屋	10	30	10		10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	50	37

※千葉市の監査書類は未入手。

政令指定都市開示度ランキング

開示度 順位	所管開示度 順位	自治体名	市長交際費	工事成績評定書						監査書類						総合点	百点満点	
				得点要件	工事成績採点表と工事 成績評定書				通知書	小計	事務局長監査		監査書類		資料			小計
					監督員の氏 名	評価内容の 公開	監査員所見	復命書の 氏名			復命書の 内容	監査 氏名	監査 内容					
1	1	広島	15		10	10	5	0	25	5	15	0	10	10	40	80	76	
2	3	仙台	7		10	10	5	10	35	5	15	0	0	10	30	72	69	
3	3	川崎	12		10	10	5	0	25	5	15	0	0	10	30	67	64	
3	7	横浜	15		10	10	5	10	35	0	7	0	0	10	17	67	64	
5	8	京都	2		10	0	2	10	22	5	7	5	10	10	37	61	58	
6	12	北九州	0		10	10	5	15	40	0	7	0	0	10	17	57	54	
7	3	札幌	10		10	10	5	10	35	5	0	0	0	0	5	50	48	
8	11	大阪	2		10	10	5	15	40	5	0	0	0	0	5	47	45	
8	8	千葉	2		10	10	5	10	35	データなし				10	10	47	45	
10	8	福岡	7		10	10	5	0	25	0	0	0	0	10	10	42	40	
11	2	神戸	10	X	*	*	*	*	0	5	15	0	0	10	30	40	38	
12	3	名古屋	10		10	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	20	19	

※千葉市の監査書類は未入手。

政令指定都市項目別ランキング

<市長交際費>

順位	自治体名	得点
1	横浜	15
1	広島	15
3	川崎	12
4	札幌	10
4	神戸	10
4	名古屋	10
7	仙台	7
7	福岡	7
9	京都	2
9	大阪	2
9	千葉	2
12	北九州	0

<工事成績評定書>

順位	自治体名	得点
1	北九州	40
1	大阪	40
3	仙台	35
3	横浜	35
3	札幌	35
3	千葉	35
7	川崎	25
7	広島	25
7	福岡	25
10	京都	22
11	名古屋	10
12	神戸	0

<監査書類>

順位	自治体名	得点
1	広島	40
2	京都	37
3	仙台	30
3	川崎	30
3	神戸	30
6	横浜	17
6	北九州	17
8	千葉	10
8	福岡	10
10	札幌	5
10	大阪	5
12	名古屋	0

かわさき市民オンブズマン活動の記録

- 5月11日（土）第6回定例総会（中小企業・婦人会館）
5月21日（火）第1回拡大幹事会（エポックなかはら）
5月23日（木）KCT及び三田工業事件監査請求・記者会見
6月 3日（月）会報第29号印刷発送（中原区役所）
6月18日（火）第2回拡大幹事会（エポックなかはら）
6月20日（木）陳述（監査委員室）
7月11日（木）弁護士費用訴訟（川崎支部）
7月16日（火）第3回拡大幹事会（エポックなかはら）
7月17日（水）三田工業事件、KCT 監査公表
8月 1日（木）会報第30号印刷発送（中原区役所）
8月15日（木）三田工業事件原状回復訴訟
8月16日（金）北部市民病院談合情報で川崎市長に申入れ・記者会見
8月22日（木）第4回拡大幹事会（エポックなかはら）
9月14日（土）市民オンブズマン全国大会第1日（宇都宮）
9月15日（日）市民オンブズマン全国大会第2日（宇都宮）
9月17日（火）第5回拡大幹事会（エポックなかはら）
9月20日（金）公正取引委員会申入れ（公正取引委員会）
10月 1日（木）会報第31号印刷発送（中原区役所）
10月 9日（水）原状回復請求事件第1回公判（横浜地裁）
10月15日（火）第6回拡大幹事会（エポックなかはら）
11月 7日（木）弁護士費用訴訟判決・記者会見
11月19日（火）第7回拡大幹事会（エポックなかはら）
11月25日（月）北部病院談合事件監査請求
市長に入札制度改善提案、記者会見
12月 2日（月）会報第32号印刷発送（中原区役所）
12月10日（月）連絡会議一斉情報公開請求
12月17日（火）第8回拡大幹事会（エポックなかはら）
12月20日（金）KCT 集団監査請求募集〆切日
12月24日（火）KCT 集団監査請求提出・記者会見
2003年
1月15日（水）原状回復請求事件第2回公判（横浜地裁）
1月21日（火）第9回拡大幹事会（エポックなかはら）
2月 3日（月）会報第33号印刷発送（中原区役所）
2月10日（月）KCT外部監査意見陳述（産業振興会館）
2月18日（火）第10回拡大幹事会（エポックなかはら）
2月24日（月）北部医療施設談合疑惑で申入れ・記者会見
3月12日（水）原状回復請求事件第3回公判（横浜地裁）
3月18日（火）第11回拡大幹事会（中原市民館）

- 3月19日（水）KCT監査通知一棄却
- 3月25日（火）弁護士費用第1回控訴審（東京高裁）一結審
- 3月27日（木）全国市民オンブズマン情報公開ランキング発表
- 3月31日（月）KCT提訴・記者会見
- 4月1日（火）会報第34号印刷発送（中原区役所）
- 4月11日（金）川崎市及び市出資法人の公有地取得制度の改善に関する請願一審議
未了廃案通告（市議会議長）
- 4月15日（火）第12回拡大幹事会（中原市民館）
- 4月24日（木）弁護士費用判決（東京高裁）一勝訴
- 4月25日（金）阿部川崎市長と面談（川崎市役所）
- 5月7日（水）第7回定例総会資料集作成（公害センター）
- 5月8日（木）第7回定例総会資料集作成（公害センター）

発行 かわさき市民オンブズマン

所在地 郵便番号 210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX044-211-0123

振替 00270-3-85629

URL : <http://homepage2.nifty.com/kawa-omb/>

Eメール : shimizuyyn@pop21.odn.ne.jp

2003. 5. 10